

小とする。一平方哩當人口密度(大正十三年末人口に據る)は、南區の十三萬九千四百二人を最高、住吉區の八千五百四十九人を最低とし、全體の平均密度は三萬八百六十四人となつてゐる。然るに尙ほ其の後の發展に伴ひ昭和七年十月一日、港區は大正區及び港區に、東成區は旭區及び東成區に分區せらるゝことになつた。

行政區ノ面積、人口、戶數調

區別	面積 平方哩	戶數	人口		區
			現在	大正十三年末	
北區	三・三三	四、三四一	二〇四、四一〇	一〇四、四一〇	舊北區大區(荻分區、安治川區ヲ除ク)櫻宮區ノ舊北區大區ニ屬セザル區域、都島區、濟美區、曾根崎區
此花區	三・八六	三、四六四	一四、〇五四	一四、〇五四	舊北區上福島區、下福島區、西野田區、荻分區、舊西區西九條區、春日出區
東區	二・七〇	三、四五四〇	一七、二五四	一七、二五四	舊東區大區、玉造區、清堀區、東平野區御差町ノ内元東平野
西區	一・六五	三、一八三	一五、九七三	一五、九七三	舊西區大區(大正通一丁目ノ内元岩崎町ヲ除ク)
港區	六・七九	五、一二七	二六、九一九	二六、九一九	舊西區九條區、三軒家區、泉尾區、市岡區、築港區、大正區大正通り一丁目ノ内元岩崎町、舊北區安治川區
天王寺區	一・六五	三、八四三	一四、七九五	一四、七九五	舊東區東平野區(御差町ノ内元東平野ヲ除ク)舊南區天王寺區
南區	一・二二	三、五三四	一五、五九六	一五、五九六	舊南區大區
浪速區	一・四四	四、〇七〇	一八、七二二	一八、七二二	舊南區難波區、木津區、今宮區、西濱區
舊市計	一〇四・三三	一〇〇、一三三	一、一四七、四四四	一、一四七、四四四	

西淀川區	六・五四	二五、六八九	一〇、八〇三	傳法町、鷺洲町、歌島村、千船町、稗島町、福村川北村
東淀川區	九・四八	三、四三二	二四、四六三	中津町、豐崎町、西中島町、豐里村、大道村、新庄村、中島村、北中島村、神津町
東成區	一・五〇	四、九三三	二二、八六六	生野村、鶴橋町、中本町、神路村、小路村、城東村、榎本村、鯉江町、榎並町、城北村、古市村、清水村
住吉區	一三・二〇	二九、三〇九	二七、八三三	天王寺村、平野郷町、喜連村、北百濟村、南百濟村、田邊町、依羅村、長居村、住吉村、墨ノ江村安立町、敷津村
西成區	二・七六	二九、三三五	一三、一五五	今宮町、玉出町、粉濱村、津守村
新市計	四三・五〇	一六、五八六	四〇〇、一三三	
合計	五・九〇	四七、五八八	二、二三三、八五九	

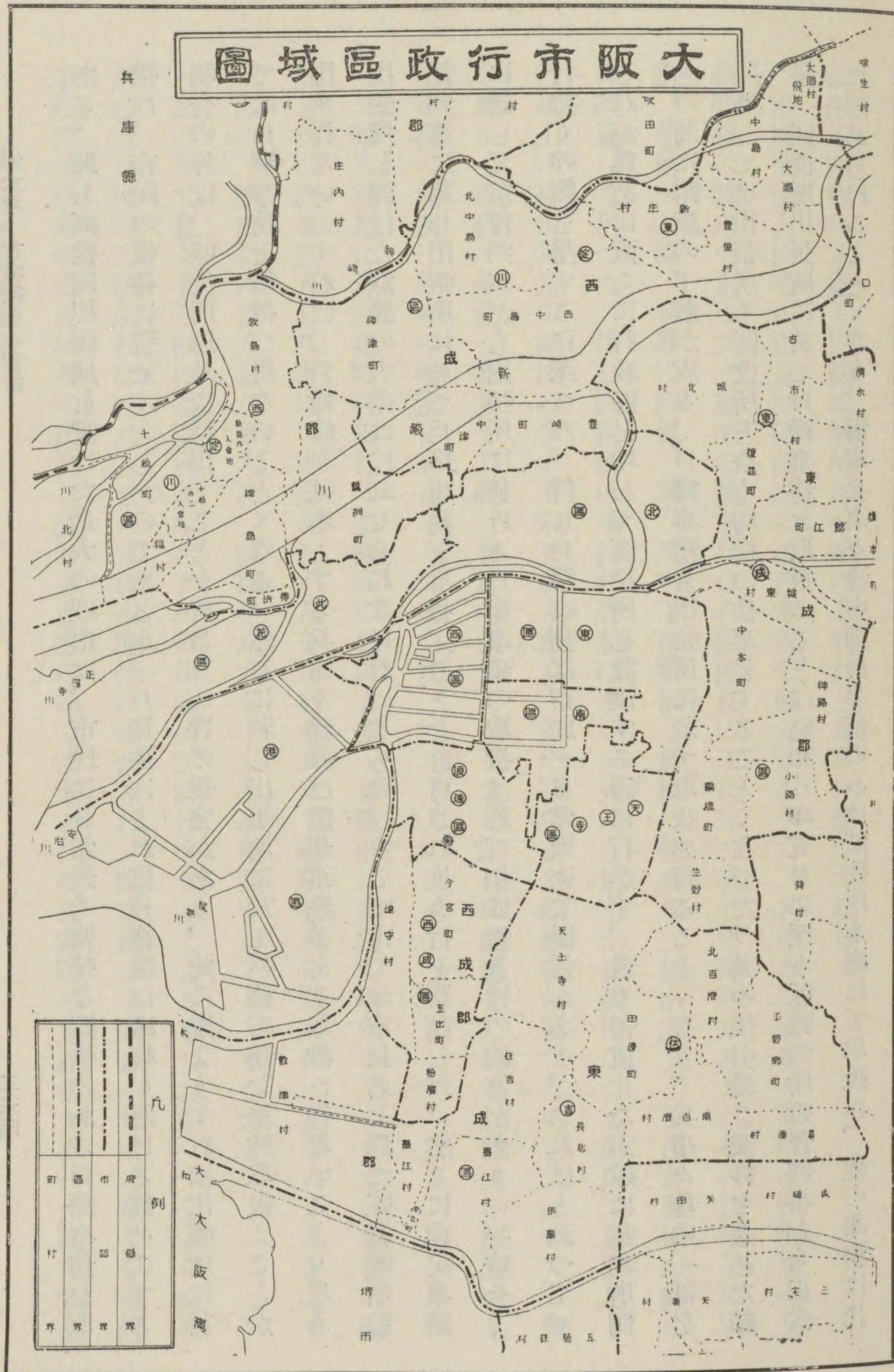
備考 本表は水上生活者、軍隊及び監獄内に在る人口を含まない

新行政區の設置と共に舊市に於ては天王寺、難波、木津、西野田、西九條等の町名改稱を行ひ從來町名の上に冠してゐた此等の名稱を削り單に町名のみを呼ぶことゝなつた。例へば從來天王寺東上町と云つてゐたのを、單に東上町と呼ぶやうにした。又新市の方に於ては概ね大字名を新町名とし、新しい町名が設けられることゝなつた。

區役所、出張所の設置 新設區役所及び出張所の位置に就いては、住民の利害に最も密接な關係があり、地元各町村民間に猛烈な位置の奪ひ合ひがあり、各種の陳情相次ぐの有様であつたの

で、市の理事者に於ても事態の紛糾を慮り最初は靜觀主義を執つてゐたが、大正十四年二月十八日に至り府市當局及び編入町村長等協議の結果大體それを内定することにした。併し其の後に於ても種々の経緯があり、或は實地視察を爲す等なか／＼最後の決定を見なかつたのが、漸く三月二十三日の市參事會で最後の決定を見ることとなり、同二十七日市長名を以て其の旨を告示した。それに依ると、當分の應急策として舊市に於ては當分北區役所内に此花區役所を、西區役所に港區役所を、南區役所内に天王寺、浪速の兩區役所を併置することとし、西淀川區役所を浦江町に、同出張所を大和田町に、又東淀川區役所を同區本庄町に、同出張所を國次町に、東成區役所を同區鶴橋木野町に、同出張所を今福町（第一出張所）及び千林町（第二出張所）に設け、住吉區役所を同區阿部野町に、同出張所を千躰町（第一出張所）及び平野町（第二出張所）に、西成區役所を同區花園町に設けることになつた。

區役所出張所の設置は編入前よりの問題であり、新市側の希望として各區に二ヶ所宛出張所を設けられたき旨の申出もあつたが、市理事者に於ては出張所と云つても實質的には區役所と同一事務を取扱ふものなるが故に、希望通りそう簡單に設置する譯には行かないと云ふので、前記の如き決定となつたのであるが、茲に測らずも問題となつたのは戸籍事務及び兵事々務の取扱ひで



行政區劃及行政機關

ある。即ち區役所出張所を設けた最大の理由は、市民に日常最も密接な関係のある戸籍事務を取扱ひ、市民の便益に資せんとしたのであるが、戸籍法によれば戸籍簿は事變を避ける爲めにする場合の外は、區役所以外に持出すことを許さない旨の規定があり、此の點よりすれば出張所に於ては戸籍事務を取扱ひ得ないこととなる。然るに若し出張所に於て戸籍事務を全然取扱ふことが出来得ないとすれば、戸籍簿を基本とする兵事々務及び選舉事務等をも取扱ひ得ないこととなり出張所を設けた意義の大半は没却せられなければならぬ。そこで市では市長名を以て區裁判所監督判事に對し出張所に於て戸籍事務を取扱ふことを許可され度き旨を稟請した。然るに前記稟請に對して監督判事から出張所に於ける戸籍事務の取扱は許可相成難き旨の回答があり、一時全く行詰りの觀を呈するに至つた。併し戸籍事務は市民と日常緊密な關係があり、さればと云つて、それが爲めに直ちに行政区を増して區役所を設置する譯に行かず、色々苦慮したが遂に裁判所側との間に暗黙の了解が成り、戸籍事務を出張所に於て取扱ひ得ることとなり、兵事々務の一部を除外しては出張所も區役所と全く同様の仕事をすることとなつた。其の後引續き交渉を進めた結果、區役所出張所に於て戸籍事務を取扱ふことは昭和八年五月に至り區裁判所監督判事から正式に認められることとなり、爾來兵事々務中動員事務のみは區役所本廳にて取扱ひ、他の事務は出

張所も區役所本廳と同様地域的に分掌の上執行し今日に至つてゐる。

市域擴張と同時に市及び區役所の事務章程の變更があつた。其のうち重なるものは區役所の事務組織の改正であつた。従來の職制に依れば區長の下に第一第二の兩課があり、第一課の下に庶務、學務、戸籍、兵事の四係、第二課の下に徵稅、督稅、檢査の三係があり、別に會計係が區長に直屬して居つた。併し區役所は事務の分量は多いが殆んど總てが法規によつて處理すれば足り行政上の自由裁量の餘地の少いものであるから、此の三段式の組織は妥當でないといふので、課を廢して庶務、學務、稅務、戸籍、會計の五係とし、之を區長に直屬せしめる二段式の組織として事務の簡捷、能率の増進を計ることとなつた。

又編入實施に伴ひ舊町村吏員の引繼其の他により、必然的に吏員が増加するので定員規程の改正を行ひ理事五人を八人に、書記百五十人を百七十人に、視學七人を九人に、技手六十人を七十五人に、區書記六百人を八百人に、區技手八人を十三人に増加することとなつた。

茲に於て愈々十三區の區役所及び六ヶ所の出張所が設けられることとなつたが、十三區の區長及び六ヶ所の出張所長は三月三十一日に市廳舎に招致され、關市長より四月一日附の辭令を交附された。參考の爲めに其の氏名を掲げると左の通りである。尙ほ當時の東區長であつた阪本重英

氏は増區を機會に辭任した。

新區長と出張所長

區名	氏名	前職	區名	氏名	前職
東區	中條熊次郎	東區第一課長	西淀川區	漆島佐吉	玉出町長
西區	前川徳一 (西區長)	東淀川區長	東成區	吉住元策	中本町長
南區	片山宇一 (南區長)	西成區長	野々田爲吉	九條署長	
北區	後藤虎之助 (北區長)	西淀川區出張所長	柳川茂十郎	千船町助役	
港區	松尾源太郎	住吉區墨江出張所長	畑浦蛟	東成郡書記	
此花區	勝賀野鹿衛	同平野郷出張所長	石川虎之進	平野郷町助役	
天王寺區	杉村信義	東成區鯉江出張所長	奥村明次郎	元豊能郡長	
浪速區	速水茂	同古市出張所長	山本直太郎	東區第二課長	
住吉區	武岡充忠	東淀川區出張所長	佐奈正雄	西區第二課長	
東成區	木下貞太郎				

市役所の職制改革

前記區役所の事務章程の改正と共に市役所に於ても職制の改革があつた。

それは從來の商工課を廢止して産業部を設けたことである。之は以前からの懸案であり市會に於ても問題となつたことがあるので、市域の擴張を機會に前の商工課を部に昇格せしめて、大大阪

市の産業の助長獎勵等の事業に積極的に乗り出すこととなつた。新設の産業部の事務章程は大正十四年四月二十日市長名を以て公布され、同部には産業、調査、小賣市場及び中央市場の四課が置かれることとなつたが、其の後局部的な事務章程の變更が行はれたのみで其の儘今日に至つてゐる。其の他の方面には市域擴張と關係して事務章程の改正の行はれたものはなかつた。大正十四年七月現在の市役所事務章程の概要を擧ぐれば左の通りである。

局部課	所屬部	課	係	事務所工場	局部課	所屬部	課	係	事務所工場
秘書課	―	―	二	―	水道部	―	四	一三	―
検査課	―	―	三	―	都市計畫部	―	三	六	―
營繕課	―	―	二	―	土木部	―	四	八	―
會計課	―	―	二	―	教育部	―	三	八	―
電氣局	三	一四	三三	―	社會部	―	三	四	―
庶務部	―	二	五	―	保健部	―	二	三	―
港灣部	―	四	一四	―	産業部	―	四	七	―

備考 右の外市立衛生試験所外五麻があつた

二 議員定數の改正

市會議員 接近町村の編入實施に際し、市會議員定數及び選舉區の設置は最も困難な問題の一つであつた。編入當時は現在のやうに普通選舉制が實施せられず、納稅資格を加味した級別の制限選舉制であつたので、議員定數を決定するに尠からず苦心したのであつた。併し市當局は色々研究の結果成案を得たので、編入直前の大正十四年三月二十三日「市會議員定數並ニ各區選出數ニ關スル條例改正ノ件」として市會に左記議員定數増加の議案を提出したのであつた。

市會議員定數並各區選出數ニ關スル條例

第一條 本市會議員ノ定數ハ九十二人トス

第二條 各選舉區各級ヨリ選出スル議員數ヲ定ムルコト左ノ如シ

選舉區	一級	二級	計	選舉區	一級	二級	計
北區	五	四	九	天王寺區	三	三	六
此花區	三	四	七	南區	四	四	八
東區	六	五	一一	浪速區	四	四	八
西區	四	四	八	西淀川區	二	二	四
港區	四	五	九	東淀川區	三	三	六

東成區	三	四	七	西成區	二	二	四
住吉區	三	二	五				

第三條 本條例ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

市當局が市會議員の定數を右の如く決定した理由は、大阪市長より内務大臣に提出した定員増加理由書に依つて明である。左に之を引用することとする。

市會議員定員數増加ノ理由

第一回國勢調査時ニ於ケル編入町村ヲ合シタル本市ノ人口ハ百七十六萬八千二百九十五人ニシテ、市制第十三條第二項ニ依レバ議員定數八十人ヲ相當トスルモ、本市市域變更前ノ議員定數ハ六十六人ナルヲ以テ、今編入後ノ議員定數ヲ八十人トセバ舊市選舉區ニ配當スベキ議員定數ハ從前ヨリ甚ダシク少數トナリ、急劇ノ變化ヲ與フル結果自治ノ圓滑ヲ害スベキ事情アリ、舊市選舉區ニ配當スベキ議員定數六十六人ヲ下ラザル様ニ、且ツ新市選舉區ニ配當スベキ議員定數ヲ略舊市ト均衡ヲ保タシメントセバ議員總數九十二人トスルヲ要ス、而シテ大正九年十月一日第一回國勢調査以後本市人口ノ増加甚ダ顯著ニシテ大正十三年十二月二十三日官報ニ登載セラレタル統計局調査大正十三年十月一日現在推計人口ニ依レバ、本市舊市ノ人口百四十三萬五千五百人、東西兩成郡ノ人口七十萬七千人、計二百一十三萬二千六百六十人ヲ算シ、優ニ議員定數八十八人ヲ舉ゲルニ足ルノミナラズ、今後ノ人口略同一率ニテ増加スベキ事殆ンド疑ナキヲ以テ、一、二年後ニハ二百三十萬人以上ニ達シ、即チ議員定數九十二人ヲ舉ゲルニ足ルニ至ル事明カナリ、下略

即ち別項に於て述べたる如く舊市選舉區である北、此花、東、西、港、天王寺、南、浪速の各

區に議員を配當する標準は人口に納税額を加味したものに依り、新市選舉區即ち西淀川、東淀川、東成、住吉、西成の各區に議員を配當する標準は單に人口のみに依つたのである。即ち舊市の議員數を従前より減ぜず、新市の議員數を之と均衡の取れるやうにしたのである。之に對し大正十四年四月二十日第三條を「本條例ハ大正十四年ニ於テ行フ總選舉ヨリ其ノ選舉ニ依リ選舉セラルヘキ議員ノ在任中ヲ施行ス」と改め許可を得たのである。そこで愈々大大阪市實現後の最初の總選舉が六月一日より執行せられたのであるが、此の選舉に於て著しく目立つたのは青年候補者の多かつたこと、當時未だ戸別訪問が容認せられてゐたにも拘らず、言論戰の盛であつたことである。而して六月二日、四日の兩日の開票の結果左記諸氏の當選を見たのである。

- | | | | | | |
|------|----|-------------------------|------------------------|-------------------|-----------------|
| 西 | 區 | 一級 | 小西松太郎、鎌田長七、吉田卯之助、吉岡又治郎 | 二級 | 一松定吉、南方熊次郎、木野正俊 |
| | | | 石原善三郎 | | |
| 港 | 區 | 一級 | 田中藤太郎、筒井善吉、岡崎忠三郎、水田秀光 | 二級 | 榊谷寅吉、青木新治、小林唯治郎 |
| | | | 宮武茂平、栗山伊佐美 | | |
| 南 | 區 | 一級 | 荒川吉三郎、津熊宮藏、吉村安兵衛、大槻吉平 | 二級 | 岩崎茂人、林田増太郎、中岡政雄 |
| | | | 玉置恭太郎 | | |
| 天王寺區 | 一級 | 朝倉 義、小出善兵衛、森 英之助 | 二級 | 井上文三郎、松本泰輔、中井善之助 | |
| 浪速區 | 一級 | 三島三郎兵衛、澤野爲之助、逢阪 彌、加藤次兵衛 | 二級 | 竹島佐太郎、川西榮之祐、沼田嘉一郎 | |

軸松倉太郎

- | | | | | | |
|------|----|-------------------|---------------------------------|------------------------|------------|
| 東 | 區 | 一級 | 古畑銀次郎、白川朋吉、小西儀助、豊島久七、村井基一、海老友次郎 | 二級 | 森下政一 |
| | | | 辻本松次郎、上村重助、細谷辰藏、内藤正剛 | | |
| 北 | 區 | 一級 | 山野平一、伊丹榮助、田中喜三治、増田種松、神戸萬太郎 | 二級 | 上田孝吉、杉野乙次郎 |
| | | | 野村源吾、廣瀬徳藏 | | |
| 此花區 | 一級 | 長谷川清治、平谷觀次郎、西 起三郎 | 二級 | 中谷郁三郎、土井芳雄、中野間菊雄、山田仙太郎 | |
| 西淀川區 | 一級 | 小林藤藏、山中吉兵衛 | 二級 | 名越民次郎、北邨正三 | |
| 東淀川區 | 一級 | 馬場源政、北後眞治郎、有山福重郎 | 二級 | 本田彌一郎、田島政治郎、北浦純一 | |
| 東成區 | 一級 | 赤田喜代松、石川 弘、木村作治 | 二級 | 花崎秀治、福井芳太郎、大橋房太郎、中橋九一郎 | |
| 西成區 | 一級 | 中村寅吉、岩間繁吉 | 二級 | 八代徳太郎、吉川吉郎兵衛 | |
| 住吉區 | 一級 | 吉村晋次郎、橋尙 藏、成山庄次郎 | 二級 | 中野甚治、森下比三郎 | |

市參事會員

大阪市參事會員の定數八人は明治四十四年十二月の制定にかゝり、其の後變動なかつたが今回東西兩成郡の市域編入に伴ひ増員の必要を感じたので、市に於ては定員數を十二人に増員すべく市條例の改正案を大正十四年四月二十九日の市參事會に提案し、滿場異議なく可決せられたので、同年六月の新市會から之を施行することとなつた。最初の市參事會員は次の通りであつた。

上 田 孝 吉	杉 野 乙 次 郎	長 谷 川 清 治	上 村 重 助
海 老 友 治 郎	水 田 秀 光	大 槻 吉 平	小 林 藤 藏
北 邨 正 三	田 島 政 治 郎	吉 村 晋 次 郎	

區會議員 市域擴張と同時に設置された新編入區域の學區の區會議員定數を決定する爲めの區會條例に關しては、次項の如く大阪府知事から諮問があつたに對し大阪市會は原案通り市制を準用して各區三十六名とすることに異議なき旨を答申したので、大阪府知事より六月十三日達第百六十二號を以て區會條例設定の示達があつた。之に依つて西淀川外四區に學區會が設けられ、其の區會議員の定數が決定したので、最初の區會議員の總選舉が大正十四年八月二十八日及び二十九日に執行せられ、當選者は直ちに各區から告示せられた。

府會議員 市域擴張に伴ひ府會議員の定數は次の如く決定せられた。

大阪府告示第五十九號

大阪市ノ區ノ設置ニ伴ヒ其ノ選舉區ニ於テ選舉スベキ府會議員ノ數左ノ通定ム

大正十四年七月六日

知 事

北 區	四人	此花區	三人	東 區	四人	西 區	四人	港 區	五人
天王寺區	二人	南 區	三人	浪速區	三人	西淀川區	二人	東淀川區	二人
西成區	二人	東成區	三人	住吉區	二人				

而して市域編入當時の府會議員の選出區に就いては次の告示に依つて夫々配當せられたのである。

大阪府告示第二百六十號

大阪市ノ區ノ設置ニ伴ヒ其ノ選舉區ニ配當スベキ府會議員ヲ左ノ通定ム

大正十四年七月六日

大阪府知事 中 川 望

記

- 一、北 區 松本甚之助、小野眞美、藤井晋松、大西熊吉
- 一、此花區 白谷輝光、小谷瀧治、青田勝晴
- 一、東 區 伊藤千太郎、久保田種吉、内藤正剛、片寄伴之助
- 一、西 區 杉本又三郎、笠原六三郎、深川重義、石原善三郎
- 一、港 區 岩井市松、下村仁兵衛、増田林藏、田邊忠實、井上嘉兵衛
- 一、天王寺區 箕口臣也、浦野義隆

議員定數の改正

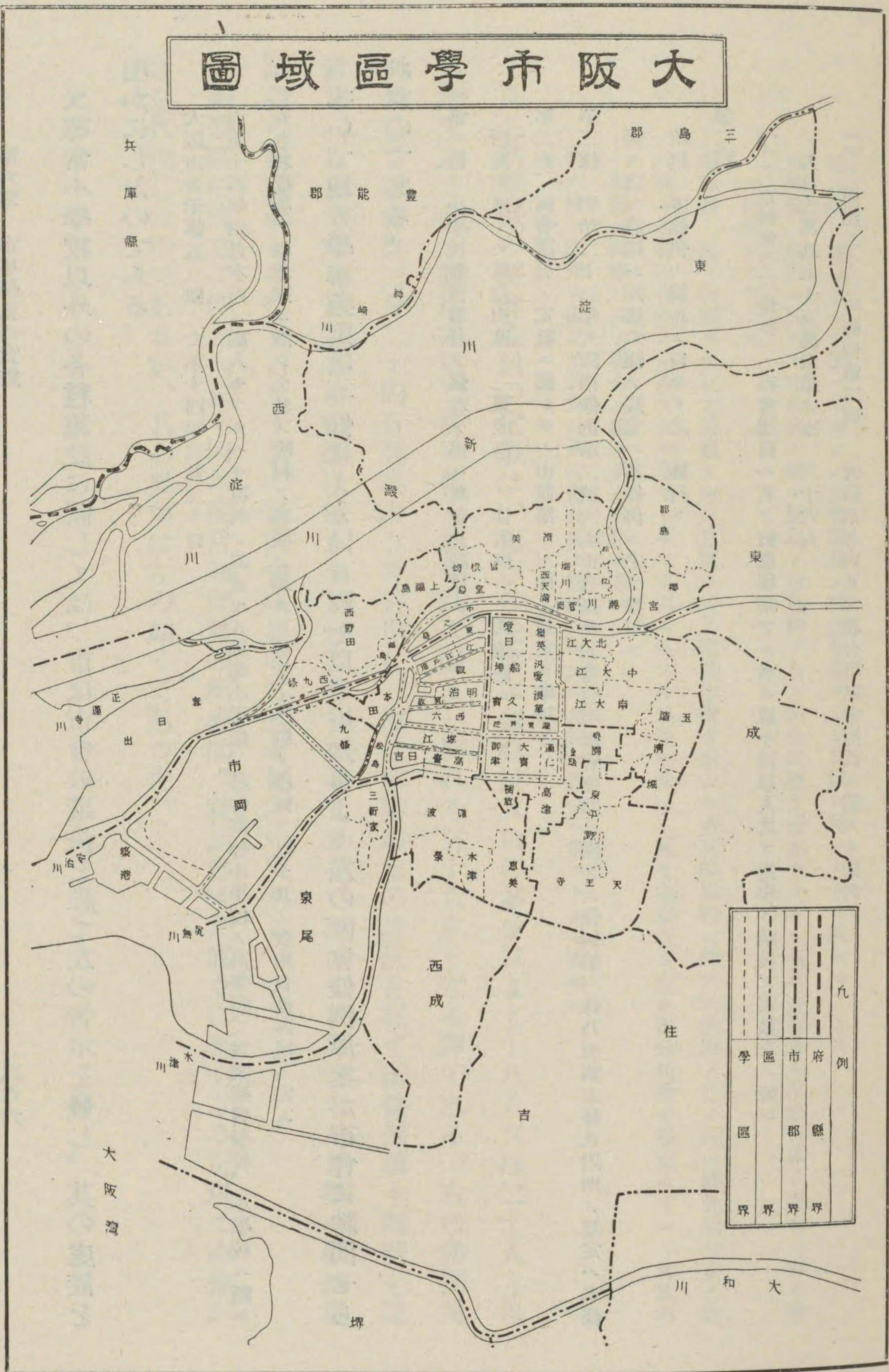
- 一、南 區 山口庸太郎、辻阪信次郎、中田熊次
- 一、浪速區 中野龜治、改正源右衛門、薄 恕一
- 一、西淀川區 鮎子田正雄、富士原清吉
- 一、東淀川區 有山福重郎、北村源助
- 一、西成區 蔦 善四郎、小岸安昌
- 一、東成區 寺西圓次郎、石川 弘、福井芳太郎
- 一、住吉區 平井守徳、小島正信

三 學 區 の 處 置

接近町村の編入に際して學區の統一が後日に延ばされたことは前章に述べた如くであるが、大阪府は大正十四年三月十七日府告示を以て小學校に對する左記の處置方針を發表した。

大阪府告示第八十四號 大正十四年三月十七日
 大正十四年四月一日ヨリ大阪市ノ市區ニ編入セラルベキ區域ヲ各行政區ノ區域ニ依リ學區ニ分割シ其ノ各區域内ニアル小學校ヲ以テ其ノ學區ノ使用スベキ小學校ニ指定ス
 第八十五號 大正十四年三月十七日
 大阪市ノ市區ニ編入スル町村ノ町村有財産並負債ハ大阪市ニ歸屬ス、但シ各町村ノ學校及幼稚園ニ關スル財産ハ各其ノ町村ノ區域ノ屬スル學區ニ歸屬ス

大 阪 市 學 區 域 圖



又尋常小學校以外の各種施設に關しては、市は市會の議決を経て左の告示を發し、其の處置を明かにしたのである。

大阪市告示第五三號 大正十四年三月三十日

大正十四年四月本市ニ編入セラルベキ町村ノ設置セル高等小學校、尋常高等小學校ノ高等科、實業補習學校、小學校ニ類スル各種學校、幼稚園ニ關シテ其ノ町村ノ區域ノ屬スル尋常小學校ノ學區ヲ以テ其ノ費用負擔區域ト定ム

次いで地方學事通則第一條により同日附を以て府知事より左の區會條例原案が市會に諮問せられたのである。

第一條 小學校教育事務ノ爲左ノ區ニ區會ヲ設置ス

西淀川區 東淀川區 東成區 住吉區 西成區

第二條 區會議員ノ定數ニ關シテハ市制第十三條ノ規定ヲ準用ス

第三條 明治二十三年大阪府條例第二號大阪府各區及元聯合町區會開設ニ關スル條例第三條乃至第五條及附則ノ規定ハ本條例ニ之ヲ適用シ同第六條ノ規定ハ本條例ニ之ヲ準用ス

附則 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

(イ) 市制第十三條抄 市會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス議員ノ定數左ノ如シ

人口五萬以上十五萬未滿ノ市 三十六人

(ロ) 明治二十三年條例第二號 大阪市各區及元聯合町區會開設ニ關スル條例

第三條 議員トナリ得ヘキモノハ市會議員ノ被選舉權ヲ有シ其區ニ住スル者ニ限ルモノトス

第四條 區内ニ住スル市公民ハ總テ議員ノ選舉權ヲ有ス但公民權ヲ停止セラル、者及市制第九條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此限リニアラス

第五條 凡ソ内國人ニシテ公權ヲ有シ其區ニ於テ直接市稅ヲ納ムル者其額區内ニ住スル公民ノ其ノ區ニ於テ最多ク納稅スル者三名中ノ一人ヨリモ多キトキハ區内ニ住スル公民ニ非スト雖モ選舉權ヲ有ス但公民權ヲ停止セラル、者及市制第九條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此限ニ非ス

第六條 法律ニ從ツテ設立シタル會社其ノ他法人ニシテ前條ノ場合ニ當ルトキモ亦同シ

即ち新學區の區會議員の定數は、舊市の先例に依れば人口の多少により十八人又は二十人となる譯であるが、諮問案第二條に依り新學區に限り、何れも三十六名となる譯である。右の諮問案に對して市會は三月二十四日異議なき旨答申し、府は府參事會の議決を経て市條例第十四號を設け、六月十六日市は知事の達に依り全文を告示したのである。而して八月二十八日第一回區會議員の總選舉を行ひ、百八十名の新區會議員の當選を見たのである。

新學區の成立に伴ふ大正十四年度當初豫算の編成は、新區會未だ成立に至らざるを以て市會が之を代決したのであるが、其の要領は左の如くであつた。

學區別歲入出豫算調

學區名	入		出		區費(市稅)	其他	計	經常	臨時	計	區費一人 擔數 課率 (本稅一 円二付)	負債未 償還額
	區費(市稅)	其他	經常	臨時								
西淀川區	一五、一五三	三〇、四七〇	八、五〇三	九、六三三	一七九、六三三	一、四三三	二、六〇〇	三三、三六				
東淀川區	一四、六六六	三、七三二	一〇五、四〇九	七九、九六八	一八五、三三七	一、二〇七	一、八〇〇	二九、三三				
東成區	二五、三三九	六〇、一五五	一五、五五五	一五、九九九	三二、五五四	一、二五三	二、三三〇	九六、三九				
住吉區	九、四四八	一六、二〇五	七、九〇一	三、七四三	一五、六四三	〇、七九	一、〇〇〇	三〇、〇〇				
西成區	三、四七七	一、六〇三	八、九五六	二、三三三	三三、八一一	二、六〇	二、九〇〇	六九、九四				
新市合計	八三、三五三	二六、六五五	五二、九六三	六三、〇二五	一、一四、九七六	一、三四〇	二、〇三六	二、六〇、九〇				
舊市合計	三、九五、二〇二	二、二〇、九七六	六、一六、一七九	二、六四、九八一	三、五五、一七九	六、一六、一七九	二、七五	三、九五、五〇〇				
大阪市合計	四、八四、五五五	二、四六、六〇一	七、三三、一五二	四、四九、九二二	七、三三、一五二	二、三五九	三、三三六	九、二七、四〇八				

右表末欄の負債未償還額は即ち大阪市に引継ぎたる教育債額であつて、第四章第四項「學區の設置」に述べたるが如く形式は市の負債とし、市を通じて償還されることとなつた。又課率は區内均一賦課、不均一賦課の二論ありたるも、學區を少數とせる精神に鑑み均一と決定したのである。又従前各町村に於て負擔した教育費の中、學校幼稚園職員の給料は編入と同時に舊市學區と同じく市費に於て負擔することとなり、追加豫算として夫々市經濟普通經濟豫算に計上せられたのであつて、其の關係歲入出豫算額は左の如くであつた。

義務教育費國庫下渡金 (歳入)
 二〇五、三二三圓
 小學校教育費住宅費府補助金 (歳入)
 一五、七四二圓
 學校幼稚園職員給料 (歳出)
 一、四六一、九一二圓

尙ほ編入直後の各學區兒童數及び教員數は左の如くであつた。

學區別教育事業調

學區名	尋常小學校		高等小學校		實業補習學校及裁縫學校		幼稚園		(大正十三年末日)	
	校數	兒童數	校數	兒童數	校數	生徒數	園數	幼兒數	人口	戶數
西淀川區	三三	二、三六八	(二二)	一、三三三	一	三五	一	五四	一一〇、八四三	二五、六九九
東淀川區	一五	一四、〇三三	(八)	一、六五五	三	一九	一	一	一三四、三四五	三〇、四七九
東成區	二〇	三、四九五	(二五)	二、四九四	六	三九七	一	一四七	二八、〇一九	五、九二九
住吉區	一八	一四、〇五一	(九)	一、一四二	五	二四五	一	八〇	二七、五三三	二九、二五
西成區	二	二、一九三	(五)	一、一三三	二	九七	一	一七四	二二、一五〇	三九、三五
新市計	七七	七四、八四九	(四九)	七、八四四	一七	九七二	四	四五五	七一、八二〇	一六六、六三三
舊市計	二三	二二、七〇三	(八二)	一六、〇七五	一〇九	一、三六四	三	六、六七	一、四三三、七二	三二一、〇〇
市直營計	二	五五七	三	一、三六〇	三	一、三六〇	一	一	一、四三三、七二	三二一、〇〇
全市計	二〇二	一九、一〇九	(一三三)	三三、三九九	一二九	一四、九九六	三五	七、二三	二、一四五、五二	四七七、六五

備考 高等小學校中括弧せる分は尋常小學校に併設せられてゐるものを示す

四 財産の引繼

財産の處置 接近町村編入前に於ける財産の處置に就いては、大體第四章第六項「財産の處置」に於て述べた如く町村有財産に關して嚴格なる條件を附し、事前に於て極力町村側の利己的處置を抑ふると共に、各負債に關しては可及的自力整理を了せしめた上、市に引繼ぐ方針を採り何處までも市の負擔の増加を避くることに努めたのであつた。尤も各町村學校及び幼稚園に屬する財産は之を學區有として、直接大阪市に歸屬せしめないこととし、學校及び幼稚園に關する從前の負債は一旦大阪市に引繼ぎ、其の償還は學區の財源に之を需めることとしたのは前述の如くである。斯くして相當複雑な問題を包藏した町村財産の處置も、關係當局の慎重なる態度と適正なる處置とに依り、幸にして圓滑に解決したのであつた。

然るに此の町村財産の處分に方り、村有財産の一部を基金として設立された二つの財團法人があつた。財團法人公同會(天王寺村)及び財團法人常盤會(住吉村)がそれである。此の二つの法人は大都市制の缺陷を補ひ、地方自治の徹底を期せんとするの目的を以て設立された公益團體であつて其の設立の動機は、要するに從來町村には小規模ながら地方住民の利害に緊切なる關係を有する事業はあるが、町村編入後に於ては此等の事業は兎角閑却せられ勝ちとなり、町村時代にそれから享けて居つた町村住民の特殊の利益は、大都市の事業の爲めに犠牲となるの虞があるので、斯かる弱點を補ひ且つは他の公私團體の事業を助成するの施設として、一の財團法人を組織せんとしやうと云ふのであつた。

財團法人天王寺村公同會は天王寺村の市域編入に先立つこと一年にして既に村會の議決を經、大正十三年三月三十一日内務文部兩大臣に許可を稟請し、翌年三月九日設立許可を受けたものであつて、設立當初の財産は左の通りであつた。

- (一) 設立者より醸出する金二萬圓(寄附行爲第五條)
(該資産は基本財産として之を保有し其の原資は費消することを得ず、本財團の資産として補助又は寄附せられたる金員及び物件に付亦同じ)
 - (二) 設立後天王寺村より財産繼承せるもの
- | | |
|------------------|---------------|
| 一、金七千圓 | 村よりの補助金 |
| 一、金二百五圓三十二錢 | 村基本財産の移轉 |
| 一、金一千二百三十圓(有價證券) | 同前 |
| 一、土地 一萬三千二百四十一坪 | 同前 |
| 一、土地 六百二十坪三合五勺 | 六百二十圓を以て特賣を受く |

右の内創立資金たる金二萬圓は、天王寺村大正十三年度歳入出剰餘金の一部であつて、法人設立許可と同時に公益團體の事業助成のための處分として、郡長より許可を受けたものである。因みに本財團の維持資金は前記資産より生ずる収入、補助金及び寄附金、維持員の據金其の他の收入を以てすることゝなつた。

財團法人住吉常盤會は市域編入の前年住吉村會の議定により、大正十三年七月五日内務文部兩大臣に許可を稟請し、翌年三月九日天王寺村公會と同時に設立許可を受けたものであつて、設立當初の財産は次の通りであつた。

(一) 設立者より譲出する金一萬四千三百七十二圓七十八錢 (寄附行爲第五條)

(該資産は基本財産として之を保有し其の原資は費消することを得ず、本財團の基本資産として補助又は寄附せられたる

金員及び物件に付亦同じ)

(二) 設立後住吉村より財産繼承せるもの

- 一、土地 千二百余坪
- 一、金二萬二十一圓五十六錢 (現金又は公債並に大阪農工債券)

右創立資金は住吉村に於て財團法人設立費に充當の爲め、特別基本財産たる救助資金を大正十三年度普通會計に繰入れ、追加豫算として臨時歳出に計上し、郡長より其の處分を許可されたものであり、其の内容は次の如くであつた。

- 一、金一 萬 圓 (大阪農工債券) 但し時價を以て賣却
- 一、金四千四百九十二圓七十八錢 (定期預金並小口當座預金)
- 一、金五百九十八圓六十五錢 (同前)

其の設立後の維持資金に就いては、天王寺村公會に於けると同様であつた。

財産の引繼 斯くて大正十四年四月一日を期して四十四ヶ町村並新庄、中島村組合及び七傳染病院隔離病舎組合より大阪市に引繼を受けた財産は左の通りであつた。

第一表 町村より引繼に係る財産 (大正十四年三月三十一日現在調)

町村名	現 金 <small>公債證券 等額面金</small>	土 地		建 物		備品見積 額	材料見積 額	價額合計
		坪 數	時 價	坪 數	時 價			
傳法町	一五〇四七八七〇	一	三七〇〇〇四	一	一四九八八〇〇	八六五、三六八	二〇八、六四五八〇	三三〇、四一三〇
鷺洲町	九七七二六	一	一六五五〇五	一	八七、四六二、五〇	二七、六、四三三	六三、六、九六〇	一、五三、二、六、四七
歌島村	一〇、三八、一九〇	一	四六六六〇	一	九三、九八八三〇	六、三、七九〇	一、五、八、二、六〇	三三、三、九、八、四〇
千舟町	一七、一五〇、五五〇	一	五七七六九	一	一八、〇三、三四〇	一〇、九、三三〇	三、五、七、六、九、二〇	五、三、九、一、七、三〇
稗島町	三、六、五、三、四〇	五〇	四六八八八	五〇	一七、二九八〇〇	一、八、三、三、〇〇	一、九、八、三、三、〇〇	三、三、三、九、二、〇〇
川北村	四七六〇	一	一〇、〇七〇	一	二四、〇〇〇〇〇	三、七、五〇〇	六、二、一、五、八〇〇	九、一、七、六、二、二〇
福 村	一六、五〇〇〇〇	一	一〇、六八〇	一	一九、八四、〇〇〇	二四、一〇、五〇	六、一、四、七、四、七、五〇	一〇、一、一、〇、一、七〇
中津町	四九、三、四〇	一	三、九二八	一	二、九三、〇〇〇	一、三、六、七、四、七〇	三、三、一、〇、一、二、〇	五、二、八、〇、一、六、〇

第六章 市域擴張の實施

三七四

町村名	現金 簿面金	土地		建物		備品見積額	材料見積額	價額合計
		坪數	時價	坪數	時價			
豐崎町	九七〇〇・六〇	九三三・五	七〇八・一七・四〇〇	四二〇・六	九〇〇・三三・六七〇	二二二・二八・二八〇	六九三〇・二九〇	一八六五四八・五二六〇
大道村	二七五八・九〇	三、四八〇〇	一五、六四三・〇〇〇	二〇九・二五	一〇、二八七・八五〇	二八六六・五〇〇	—	三、五三三・四〇〇
豐里村	七八・三〇	一、二六六〇	五、八三〇・〇〇〇	二五・四二	一、九二六・三三〇	三六六・四〇〇	—	二、八八三・七三〇
新庄村	二六・〇〇	三、五五・一五	一三、五四一・七五〇	—	—	—	—	一三、五七二・七六〇
中島村	一三・七六〇	二〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	—	—	—	—	一三、七六〇
神津町	六八七〇・四八四	—	五、〇九〇・五三	一、三三・九一	三、〇四六・二八六〇	二四二・二六八・六〇	—	四七、九三三・六三四
西中島町	一七、九〇〇・二八五	—	八、九六八・八五	一、六一・一三	一、三九六・〇四〇〇	二〇、一四七・〇七〇	—	六、三三三・七〇〇
北中島村	八、五五四・一七〇	—	四、七四七・八〇	四、四一・〇〇〇	一、六五三・四三三・〇〇	三、九七八・三二〇	—	三、〇一一〇・二八〇
鶴橋町	六、三四七・二〇	二、七四五	五、八四七・九三	一、七五・七・八九〇	八三三・四三三・〇〇	五、七五三・八四〇	—	一、〇九九・九八八・〇〇
生野村	六四・九八〇	—	二、八四六・三三	四三、〇六二・九三〇	一〇、二四二・六九〇	九八二・三九〇	—	一、五六三・一〇九〇
小路村	一九〇・五八・六九	五	二、八三三・三	一、五三・四・四〇	一、四三三・〇四〇五	八、二七二・九〇	—	一、九七九・三五五・九〇
鯉江町	一七、六六八・一八	—	二、〇四〇・二七	二、〇八五・四〇〇	一、八六・一五	二、四二六・二九〇	—	三、〇二八・六二・四七
中本町	二八、八五六・〇〇	—	三、五八〇・六九	五、一七五・一〇〇	二、五七九・六	五、四四六・〇〇	—	五、九二七・六七・七〇
榎本村	九三、六八・九四〇	—	五、四六・五二	四三、二六・八〇	一、五〇七・六九〇	一、四九四・二三〇	—	三、〇八六・三三・〇〇
城東村	二五、〇〇・七五六	—	六、三六・五	六〇、五四・一〇〇	一、一八・三九	三、九五〇・九七〇	—	二、〇三九・七〇
神路村	四、五五四・〇	—	三、四五〇・〇	二、五八・一〇〇	一、三三・五五二・八六〇	一、二六三・六五〇〇	—	五、二八・一八九〇
城北村	五、八五三・一	四〇〇〇	七、八五・一八	五、五五・二六〇	一、四六・四三	二、七五・二九八・〇	—	三、七二四・八八〇
榎並町	八、九四〇・七〇九	—	一、五六六・〇三	一、三、八九五・四〇	六、六六・五	一、九一九・三三〇	—	八、三四五・〇

清水村	五、〇〇〇・〇〇〇	—	一、五四〇・〇〇	七、五三〇・〇〇〇	三、〇八・五	四〇、五七六・二〇〇	—	一、〇六六・九九〇
古市村	六、七三〇・二〇〇	—	一、〇八一・二	一、五七五・一〇〇	七、五・七五	一、八八七・一七〇	—	三、八一九・六四七・〇
天王寺村	一〇七、〇四・五〇〇	—	一、八七六・八四	三、〇六七・五八・〇	三、三六八・八九	八、四三三・〇七〇	—	一、三三三・三〇・一五〇
南百濟村	五、五〇〇・五〇	七三〇	一、〇〇一・〇〇	一、〇〇一・〇〇〇	三、三二・一五	二、五九一・〇九〇	—	三、八七六・七〇
北百濟村	二九、七四六・三	一、三三〇	四、三六・〇〇	二、五三九・〇〇〇	五、九五・五六	四、〇一八・〇三〇	—	一、〇三三・九四・〇〇
平野郷町	—	—	六、二二〇・〇	八、九一七・六〇〇	一、五二七・一〇	三、三三三・六三〇	—	二、五二七・五三・九〇
田邊町	三、三六〇・五〇	一、一〇〇	四、七三三・九二	四、五〇三・三三〇	八、七七・七	一、九〇三・六二五	—	二、〇三三・九五〇
喜連村	一、七六七・六〇	—	一、五〇〇・〇〇	一、〇九三・七〇〇	三、七・六八	一、七、三三・五二〇	—	三、四三六・八一〇
住吉村	四、七四七・六四〇	—	九、八七九・九六	九、四九〇・四八〇	一、一四八・三三	二、八、九五・七三・八〇	—	三、六三三・五九〇
墨江村	二、八四三・三三	—	三、〇四〇・〇〇	三、五七三・〇〇〇	一、一〇二・一〇	二、一、四三・五二〇	—	二、八二九・五三・三
長居村	一、六三九・五九〇〇	—	二、三三・八四三	一、九四九・二五	四、八七・一七	六、三、四九・九九〇	—	五、二七三・九七〇
依羅村	一、三九〇・七九〇	—	一、七四七・〇〇	一、四〇三・五〇〇	三、八三・二五	二、〇九三・七三〇	—	二、〇九三・七三〇
安立町	一、八八六・四	—	一、五四八・〇〇	一、七三三・〇〇〇	四、九六・〇二	八、六二・六四〇	—	四、四、五八・三六〇
敷津村	三、四四〇	—	一、八三三・〇〇	一、八、一三〇・〇〇〇	八、七七・五	九、九、五五・六〇〇	—	六、二七・五〇
今宮町	六、五、四三・四三六	—	一〇、〇二七・五	六、八六七・七五〇〇	四、六〇三・〇三	一、一、七三・八五〇・七二〇	—	八、三三、三八〇
玉出町	六、〇九九・九三〇	四〇〇	九、七九八・八	五、八二六・〇〇〇	二、〇〇六・六〇	三、九、九九・九四六〇	—	七、九五〇・二七〇
粉濱村	四、〇九二・八四	—	三、三〇四・六〇	二、三三、七八八〇〇	七、八四・六三	二、一、七五〇・四五〇	—	一、五八、三三〇
津守村	六、五〇六・九五〇〇	—	—	—	一、八三三・九	一、七、一九八・六〇〇	—	一、七九三・六三〇
計	一一、二八〇、七六	一〇、五〇〇	一九、九七、七、五	五、五三三、五、四七、九〇	五、五三三、五、四七、九〇	一〇、一四〇、四〇、七、〇	一、四三、三、一、〇	一、四三、三、一、〇

財産の引繼

三七五

第二表 新庄、中島組合村より引繼に係る財産 (大正十四年三月三十一日現在調)

町村名	現 金		土 地		建 物		備品見積額	材料見積額	價額合計
	公債證券 等面額金	額	坪數	時價	坪數	時價			
新庄、中島村組合	一八三〇九六	—	一〇三三〇〇	一三、三三〇、〇〇〇	四〇六・三三	二〇、五五八・五〇	五、三九九・〇〇	—	三八、二八三・四六

第三表 傳染病院並隔離病舎組合より引繼に係る財産 (大正十四年三月三十一日現在調)

組 合 名	現 金		土 地		建 物		備品見積額	價額合計
	額	坪數	坪數	時價	坪數	時價		
神津町外十六ヶ町村傳染病院組合	六・三五	—	九、九〇〇	二、六五〇、〇〇〇	三〇〇・三三	六、二四〇、〇〇〇	九三、三六〇	二〇、〇〇六・七五
玉出町外三ヶ町村傳染病院組合	—	—	—	—	—	—	—	—
鶴橋町外二ヶ町村組合(隔離病舎)	—	—	—	—	—	—	—	—
鯉江町外四ヶ町村組合(隔離病舎)	—	—	—	—	—	—	—	—
古市村外二ヶ町村組合(隔離病舎)	—	—	—	—	—	—	—	—
平野郷町外四ヶ町村組合(隔離病舎)	—	—	—	—	—	—	—	—
依羅村外三ヶ町村組合(隔離病舎)	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

以上總計現金百一十一萬八千四百六十三圓四十八錢九厘、公債證書等額面金額一萬五百圓、土地價額五百五十七萬八千七百九十五圓七十九錢(其の總坪數二十萬四千六百七十三坪五合六勺)建物

價額一千九萬三千二百四十六圓十九錢(其の總敷地坪數五萬四千五百四十九坪八合四勺)備品見積價額百五萬三千三十八圓四十七錢、材料見積價額十四萬九千二百六十一圓八十一錢に上り、結局引繼財産總額は一千八百十萬三千三百五圓七十四錢九厘となる。

而して右引繼財産を種類別にすれば、基本財産、小學校、住宅事業等に關する特別基本財産、罹災救助、獎學等の諸積立金、上水道其他の公有財産である。又「土地」の中には宅地、田畑道路、用惡水路、溜池、池沼及び役場、學校、公設市場等の公共用地並に墓地、原野、雜種地、堤塘、井路、井溝等總てのものを網羅してゐるが、部落有土地は之が引繼を受けなかつた。建物の中には役場、學校、公設市場、圖書館、消防屯所、巡查駐在所、火葬場、浴場、屠場、住宅、納屋、店舗等の外、上水道敷設鐵管、警鐘臺、樋門、橋梁等をも含んでゐた。

次に舊町村より引繼を受けた負債の總額及び未拂金を擧ぐれば左の如くであつた。

第二表 舊町村よりの引繼未償還負債調 (大正十四年三月三十一日現在)

町 村 名	教 育 債	水 道 債	住宅組合轉貸債	其他諸事業債	計
中 津 町	五〇、七六・五	—	—	—	一四、八三・五
北 中 島 村	—	四三、〇〇〇・〇〇	一七、八八・七三	一三、〇〇〇・〇〇	七三、八八・七三

町名	教育債	水道債	住宅組合轉貸債	其他諸事業債	計
町	一四、四〇〇・〇〇	—	二七、三・三四	一四〇、五九〇・九	三〇九、二二二・五
豐崎	一九、〇〇〇・〇〇	—	—	—	一九、〇〇〇・〇〇
歌洲	一五、四〇〇・〇〇	—	—	—	一五、四〇〇・〇〇
千船	三三、〇〇〇・〇〇	—	—	—	三三、〇〇〇・〇〇
福島	二四、〇〇〇・〇〇	—	—	—	二四、〇〇〇・〇〇
今宮	四九、四九・五	—	—	—	四九、四九・五
玉出	二〇、五二四・六	—	—	—	二〇、五二四・六
粉濱	三〇、〇〇〇・〇〇	—	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇
津守	三〇、〇〇〇・〇〇	—	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇
西中島	二六、八六・六	—	—	—	二六、八六・六
神津	五、〇〇〇・二	—	—	—	五、〇〇〇・二
豐里	三、四〇〇・〇〇	—	—	—	三、四〇〇・〇〇
傳法	八、八六・七	—	—	—	八、八六・七
生野	—	—	—	—	—
古野	六九、〇七・五	—	—	—	六九、〇七・五
鶴橋	三七、九七・九	—	—	—	三七、九七・九
中本	三三、五〇・〇〇	—	—	—	三三、五〇・〇〇
神路	四、六三・三	—	—	—	四、六三・三
小路	一八、〇〇・〇〇	—	—	—	一八、〇〇・〇〇
計	—	—	—	—	—
教育債	—	—	—	—	—
水道債	—	—	—	—	—
住宅組合轉貸債	—	—	—	—	—
其他諸事業債	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

町名	教育債	水道債	住宅組合轉貸債	其他諸事業債	計
城東	二五、六〇〇・〇〇	—	—	—	二五、六〇〇・〇〇
榎本	五、〇〇〇・〇〇	—	—	—	五、〇〇〇・〇〇
榎江	—	—	—	—	—
北並	三六、四五・七	—	—	—	三六、四五・七
清水	六三、〇〇〇・〇〇	—	—	—	六三、〇〇〇・〇〇
住吉	三、六三・五	—	—	—	三、六三・五
墨江	—	—	—	—	—
天寺	二〇、〇〇〇・〇〇	—	—	—	二〇、〇〇〇・〇〇
平野	三三、〇〇〇・〇〇	—	—	—	三三、〇〇〇・〇〇
田邊	—	—	—	—	—
南濟	二五、六六・六	—	—	—	二五、六六・六
北濟	三三、〇〇〇・〇〇	—	—	—	三三、〇〇〇・〇〇
長居	一六、三三・八	—	—	—	一六、三三・八
計	—	—	—	—	—
教育債	—	—	—	—	—
水道債	—	—	—	—	—
住宅組合轉貸債	—	—	—	—	—
其他諸事業債	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

第二表 舊町村よりの引繼未拂金調 (大正十四年三月三十一日現在)

町名	普通經濟	水道經濟	教育費	其他	計
傳法	一六、四三六・〇	—	—	—	一六、四三六・〇
歌洲	三三、二七〇	—	—	—	三三、二七〇
歌島	四、三〇〇	—	—	—	四、三〇〇
計	—	—	—	—	—
普通經濟	—	—	—	—	—
水道經濟	—	—	—	—	—
教育費	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

第六章 市域擴張の實施

町名	普通經濟	水道經濟	教育費	其他	計
千代田	二七八、五〇〇	二、八九二、〇〇〇	一六、六三三、五五〇	—	一九、五七一、〇〇〇
神戶	一四〇、五〇〇	三、八九六、五四〇	三九、〇四四、〇〇〇	—	四三、〇八一、〇四〇
川北	一一、三四〇	—	八九〇、〇〇〇	—	九〇一、三四〇
福津	五〇、六四〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一六、五〇〇、〇〇〇	—	二一、五五〇、六四〇
中津	三七、五〇〇	—	—	—	三七、五〇〇
豊崎	八、八三三、〇〇〇	—	七七、七四八、一六〇	—	八、六一〇、一六〇
西島	五、〇六三、〇〇〇	六、〇四六、〇三〇	四、三〇七、〇〇〇	—	一五、四一九、〇三〇
豊里	一三、八八〇	—	—	—	一三、八八〇
大道	二、七五五、九五〇	—	—	—	二、七五五、九五〇
新庄中島村組合	二、三六五〇	—	—	—	二、三六五〇
北中島村	五五、八九〇	六、七四四、五二〇	—	—	八、〇三七、四一〇
神津	一六、六七一、五〇〇	六、三九六、〇〇〇	三三、五八〇、〇〇〇	—	五六、七五三、五〇〇
生野	八、〇〇〇	二、二六〇	—	—	一〇、二六〇
鶴橋	四八、三三七、七五〇	二〇、〇五五、五七〇	二八、三九九、三〇〇	—	九六、六二二、五四〇
中本	三九三、三四〇	二八、五三〇	五、五五二、二八〇	—	五、七六七、七五〇
神路	五七、二八〇	—	—	—	五七、二八〇
小東	八七、三七〇	一〇、四八〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	—	二五、五五七、三七〇
城東	三七、五三〇	—	二五、六〇〇、〇〇〇	—	二五、六三七、五三〇
榎江	一七、四〇〇	四三、六九八、八八〇	四七、〇六一、二〇〇	—	九〇、七九八、四八〇
榎並	一五、〇五、六四〇	四、六四三、七六〇	一八、二三三、〇〇〇	—	三七、七八二、四〇〇
榎町	二、三五〇	一五、一七〇、一五〇	—	—	一五、一七二、五〇〇

三八〇

財産の引繼

町名	計	普通經濟	水道經濟	教育費	其他	計
城北	四、三四〇	二、一三四、二二〇	—	五三、八四三、一九〇	—	五六、〇三三、七四〇
古水	一、二六〇	六七、三〇〇、〇〇〇	—	—	—	六七、三一一、二六〇
清野	—	五四、〇〇〇、〇〇〇	—	一一、八〇〇	—	五四、〇一一、八〇〇
天王	一、四四三、五九〇	一三、五〇〇、三三〇	—	一〇一、七七三、〇〇〇	—	一三、五七六、八一〇
平野	一〇、八二〇	—	—	—	—	一〇、八二〇
喜連	一〇、三三〇	—	—	—	—	一〇、三三〇
北百濟	二、〇八〇	—	—	—	—	二、〇八〇
南百濟	三、六九〇	—	—	—	—	三、六九〇
依羅	六五、〇四〇	—	—	—	—	六五、〇四〇
田邊	三五、二三〇	—	—	—	—	三五、二三〇
長居	二〇、七〇〇	—	—	—	—	二〇、七〇〇
墨江	二〇、七二〇	—	—	—	—	二〇、七二〇
住吉	一一、三五、七六〇	—	—	—	—	一一、三五、七六〇
安立	一〇八、〇一〇	—	—	—	—	一〇八、〇一〇
敷津	七、四〇〇	—	—	—	—	七、四〇〇
今宮	五、三三七、五六〇	—	—	—	—	五、三三七、五六〇
玉出	二六八、〇八〇	—	—	—	—	二六八、〇八〇
粉濱	一三六、九〇〇	—	—	—	—	一三六、九〇〇
津守	一三四、八六〇	—	—	—	—	一三四、八六〇
計	一八五、九六一、八六〇	一、五八一、五七〇	七七八、八四三、一六〇	一、三三、〇六〇	一、二四、七四〇、三三〇	一、九一三、〇六三、九六〇

三八一

而して引繼がれた町村債を見るに、教育及び水道債は勸業、農工、安田、鴻池、加島、山口、三十四、十五、藤田の各銀行、日本、富士、常盤の各生命保險會社及び簡易保險局、大阪府等より借入れ、町村税、水道使用料、給水装置費納付金其の他を以て償還財源として居り、住宅組合轉貸債は大阪府より融通を受け住宅組合返還金、住宅組合よりの賃貸料収入並に町村税其の他の収入を以て償還財源に當て、其の他の諸事業債は事業別に之を見れば町村住宅建設、改良、經營事業、市場買収及び營繕事業、用惡水路開鑿並に道路改良事業、塵芥焼却場、職業紹介所、實費診療所建設事業及び火葬場營繕事業等に分れ、借入先の主なるものは勸業、農工、安田、十五の各銀行、簡易保險局、大阪府等であつて、各事業収入及び町村税其の他を以て償還財源としてゐた。

引繼財産の處置

引繼財産の處置を各種類別に見るに左の如くであつた。
現金、有價證券——舊町村並に町村組合より引繼を受けた財産中、現金、有價證券及び保證金、雜部金は全部之を一旦市収入役の下に一時取扱金として收納するの形式を採り、然る後一時取扱金より支出して、成可く各引繼以前の用途を考慮し整理を行つたのであるが、此の場合は大體左の例に依つたのであつた。

一、普通會計決算殘金、水道費以外の特別會計決算殘金(例へば住宅事業費經濟)の如きは大阪市普通經濟歳入繰越金とし、

其他預金の利子の類は同普通財産收入(公金利子)、罹災救助資金の類は、同蓄積金(罹災救助資金)、決算外剰余金、兒童就學獎勵金、監護費、戻入金其の他は同雜收入、府稅徵收交付金の類は同交付金等の各科目へ組替を行ひ、特別會計水道費決算殘金は大阪市水道經濟歳入繰越金とした

二、各銀行との金庫契約に基く擔保として受入の有價證券及び實施中の諸請負契約保證金、住宅使用に關する保證金、公設市場使用身元保證金等は、契約の終了次第各納人に還附する

土地、建物——引繼土地の處置に就いては、本市土木部の手により直ちに其の實測を行つて、地目の更正を要すべきものは之が地目變換を行ひ、又登記の有無を調査して引繼土地の確認を爲し、舊町村に於て議決の儘未處分の土地は之を市不動産評價委員會に諮りて夫々適當の處分を行ひ、既に契約締結済の分は其の儘之が履行を承繼し、公共用地の如きは速かに調査の上免租地處分を採つて、從來舊町村に於けるが如き無用の負擔を除くこととした。併し地目變換を要すべき件數多く、宅地、田畑として引繼を受けたものの中、實際は道路、用惡水路なることが判明したやうな例もあつて頗る錯雜し、中にも又舊鷺洲町に於ける繋争地の跡始末等は最も手數を要したるもの、一つであつた。而して學校敷地のみは編入に際して將來學區財源として存置し、教育施設の擴充に資するの條件があつた爲め、一旦市土木課へ引繼後、教育部主管に移すこととした。引繼建物の處置に就いては、本市營繕課の手により、直ちに吏員を派して實調査に着手し、役場

消防屯所、駐在所、學校、市場、病院、倉庫、橋梁其他公用物」に就き名稱、構造、大きさ、評價額の報告を爲さしむる一方、營繕課長名を以て「元町村役場其ノ他建物使用ニ關スル件」照會を(一)市各局課長宛(二)警察部長宛(三)編入兩郡新設各區長並に出張所長宛に發し、夫々管下引繼建物の處置方法に關する意見を聽き、處分案作成上の參考に供した。併し其の處置決定迄舊町村建物を徒らに空家同然として管理を續けることの不利不安を思ひ、六月二日に至り一先づ「元町村有建物貸與ノ件」を定め、臨時的措置として公益事業の爲め此等を無償貸與した。いま元町村役場の使用状態を示せば次の通りであつた。

充當別	舊町村役場名	充當別	舊町村役場名
各區役所及出張所	鷺洲、千船、豊崎、西中島、鶴橋、鯉江、古市、天王寺、墨江、平野郷、今宮	各小學校	歌島、北中島、豊里、神路、生野、北百濟、喜連、依羅、粉濱
各水道出張所	中津、神津、榎並、中本、住吉、玉出	各在郷軍人青年團	傳法、福村、新庄中島、城北、清水、南百濟、安立
各土木出張所	神島、田邊	耕地整理組合	小路、(中本町長公舎)
保健出張所	津守		

市域擴張後、同年中に處分の決定した土地建物の中主要なるものを擧ぐれば次の如くであつた。

- 一、元榎本村役場廳舎、附屬建物(木造瓦葺二階建建坪二十九坪六六)及び土留煉瓦積

接續町村編入に依り本市に引繼を受けたる右廳舎は十四年度寢屋川改修工事区域内にあり、其の取除方大阪府知事より照會があつたので至急賣却處分することゝなつた(四月二十九日議決)

- 二、元東成郡鯉江町外四ヶ町村組合隔離病舎建物一式及び元東成郡安立町隔離病舎建物一式
前者は之を鯉江方面委員へ、後者は之を帝國在郷軍人會安立分會、安立南青年團へ、何れも建物を公益事業に供し又は當該事業資金に充當する條件を以て無償讓與した(七月二十八日議決)
- 三、元東成郡敷津村隔離病舎建物一式及び元東成郡城北村隔離病舎建物一式の賣却(七月二十八日議決)
- 四、元東成郡依羅村外三ヶ町村組合隔離病舎建物一式
右は公益事業に供することを條件として依羅自強會に無償讓與した(十月八日議決)

尙ほ同年十二月四日に至り議案第三百三十五號「市有土地建物管理處分ノ件」が市會に附議され十五名の委員附託となつて審査の結果、同廿四日之が議決を見たが、之は引繼後始めての土地建物に關する廣範圍の管理處分であつた。其の内容は次の如くである。

案

議案第三百三十五號

市有土地建物管理處分ノ件

接續町村編入ニ依り本市ニ引繼ヲ受ケタル元町村役場、駐在所、消防屯所、消防器具置場等ノ土地建物其ノ他ヲ別紙ノ通管理處分スルモノトス

追テ本案施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ムルモノトス

財産の引繼

大正十四年十二月四日提出

市長 關

一

説明

接續町村編入ニ依リ本市ニ引繼ヲ受ケタル元町村有役場、駐在所、消防屯所、消防器具置場等ノ土地建物ノ内一部ヲ區役所
同出張所其ノ他本市ノ出張所等ニ使用シ不用ニ屬スルモノヲ別紙ノ通管理處分セムトス是レ本案ヲ提出シタル所以ナリ

内容

一、市ニ於テ使用スルモノ 元鷺洲町役場外十九役場建物

右區役所、同出張所、土木部、水道部其他市ノ出張所等ニ使用ス、但シ建物ニ余裕アルトキハ在郷軍人會、青年團其他ニ
使用セシムルコトヲ得

二、學區へ無償讓渡スルモノ

(イ)西淀川區内 元歌島村福村各役場ヲ西淀川學區ニ

(ロ)東淀川區内 元北中島村、豐里村、大道村各役場ヲ

(ハ)東成區内 元生野村役場ヲ東成學區ニ

(ニ)住吉區内 元北百濟村、喜連村、依羅村各役場ヲ住
吉學區ニ

(ホ)西成區内 元粉濱村役場ヲ西成學區ニ

但シ將來建物不用トナリタルトキ又ハ學制統一ノ結果本市ニ於テ必要アルトキハ無償ニテ本市ニ還附セラル、コト、本
市出張所、在郷軍人會、同青年團等ヨリ使用ノ希望アルトキハ成可ク之ニ使用ヲ許サレ度キコト、建物敷地ノ借地料ハ
來月分ヨリ貴區ニ於テ負擔セラル、コト

三、府へ寄附スルモノ

(イ)元川北村巡查駐在所附屬物共外三二

(ロ)元豐崎町消防器具置場外三

(ハ)元福村役場小使室(巡查駐在所ニ改造)同附屬物

(ニ)元豐崎町第二消防屯所其ノ他警鐘臺共

但シ建物敷地ノ借地料ハ大正十五年度分ヨリ貴廳ニ於テ負擔ノコト、元神路村巡查駐在所敷地ハ所有者ニ於テ明渡希望
ニ付移轉サレタキコト

四、貸與スルモノ

(イ)元安立町所在建物 大阪府へ

(ロ)元玉出町所在建物 岡崎喜市へ

(ハ)元神路村役場土地建物 東成學區へ

(ニ)元傳法町役場建物外五 建物所在地ノ青年團並在郷
軍人分會等へ

(ホ)元南百濟村役場土地外一 建物所在地ノ青年團並在
郷軍人分會等へ

(ハ)元小路村役場建物 小路耕地整理組合へ

(ト)元中本町長公舎建物 中本第一方面委員へ

右ノ中、土地ハ無償、一、二號建物ハ相當賃貸料ヲ以テ、外建物ハ管理ニ要スル實費ヲ以テ貸與スルモノトス

五 市域擴張と追加豫算

市に編入せられた町村は、兎角其の財政が困難であつた爲め緊要施設を缺き、市域擴張を機と
して急施を要する新規事業が甚だ多かつたのと、且つは舊町村から引繼を受けた事業にも改良を
要するものが尠くなかつたので、本市として之が爲めに相當多額の經費の支出を必要とした。併

し當時は一般經濟界の不振を受けて市民の負擔力が低下して居り、市域擴張後の施設の爲め俄かに増税することは努めて避けなければならなかつたので、豫算編成上かなり苦心したのであつた。仍て大正十四年度當初豫算を市會に上程するに當り關市長は豫算編成方針を述ぶるに當り、次の如く緊縮方針を明にすると共に、市域擴張及び増區に伴ふ追加豫算を近く提出することを述べ、市會に對し豫め諒解を求めたのであつた。

…(前略) 顧ミマスレバ、世界大戰が終リマシテ年ヲ閱スルコト茲ニ六年、財界ニ於キマシテハ戰後ノ創痍ガ容易ニ癒エ難ク、且ツ關東ノ大震災ヲ受ケマシテ非常ナル不景氣ニナツテ居リマス際デアリマス、所謂舉國一致、勤儉節約ノ方針ヲ以テ萬事ニ處シテユカナケレバナラヌト言フ事ハ、私ヨリ申ス迄モナイ事デアラウト思フデアリマス、從ツテ本市大正十四年度ノ新豫算ニ於キマシテハ此ノ實際ノ狀況ニ鑑ミマシテ、市民ノ負擔ノ加重ヲサケルト言フコトニ專ラ注意ヲ致シマシタ、新事業ノ如キハ、緊急己ムヲ得ザル二三ノモノヲ除キマシテ、全ク差控ヘマシタノデアリマス、斯様ナ方針ニ依リマシテ歲出ノ各部ニ緊縮ノ方針ヲ以テ査定ヲ加ヘマシタ、サウシテ收支ノ均衡ヲ保ツト言フコトニ注意ヲ致シマシタノデアリマス、尙本年度ノ豫算ニ於キマシテ切ニ申シテ置キタイ事柄ハ、先程モ申シマシタ昨年ノ末ニ、市會ヨリ知事ノ諮問ニ依ツテ御答申ニナリマシタ編入増區ノ問題ニ就キマシテ、編入ノ問題ハ既ニ確定致シマシタガ増區ノ問題ニ就キマシテハ本日尙諮問ニ依リ御議決ニナル様ナコトデアリマシテ、手續上尙確定致シマセト言フ事ト、又是等ニ關聯致シマシタ色々ノ編入増區ニ關係シタモノハ除イテゴザイマス、是等ノ豫算ニ就キマシテハ、目下各部課ニ於キマシテハ鋭意調査中デアリマスカラ、其ノ編成ガ出來マスレバ更ニ此追加又ハ更正ヲ御願スル次第デアリマスカラ、此ノ點ハ何ウカ御諒承ヲ願ヒマス

斯くて市域擴張に伴ふ豫算の編成に就いては努めて緊縮を旨とし、實質的な豫算の調製を急いだのであつて、議案第二百二十四號普通經濟歲入出追加更正豫算に見るも、當時各主管部課からの要求額は經常部四百二十三萬餘圓、臨時部七十九萬餘圓であつたが、夫々嚴格な査定方針を以て臨み、結局合計五百三萬餘圓の要求に對し、約一割四分の査定を行つて四百三十二萬餘圓の經費が認められることゝなつた。

此の豫算案は同年三月二十四日の市會に上程され、他の特別經濟に屬する五個の追加豫算案と共に、豫算委員に附託審議されることゝなり同月三十日の市會に於て原案通り可決された。其の内譯は大要次の通りである。

大正十四年度普通經濟歲入出更正及追加豫算 (議案第二百二十四號)

歳 入		歳 出	
科 目	追加豫算額	科 目	追加豫算額
	百分比		百分比
財産 收入	八三、六〇六	使用料及手数料	二〇八、一五四
交付金 國庫下	三六九、一六四	市 税	二、一三六、五〇三
渡金及補助金	八四、六一三	報 償 金	三三五、二六一
	二	線 越 金	九
市域擴張と追加豫算			
			三八九

第六章 市域擴張の實施

三九〇

科 目	追加豫算額	百分比	科 目	追加豫算額	百分比
財產賣却代	七〇、五五〇	二	其 他	五二〇、〇一三	一四
歳入合計	三、八〇七、八六四	一〇〇			
科 目	歳 出		經 常 部	計	百分比
廳 費	六五九、六〇四		臨時部		
土 木 費	四四六、七二四		計	六六九、一九四	一五
教 育 費	一、八六三、二四〇			一、〇七六、一七四	二五
保 健 費	二九〇、〇三〇			一、八六三、二四〇	四三
産 業 費	五四、六九二			二九〇、四八七	七
社 會 事 業 費	三九、八二〇			五四、六九二	一
其 他	二七四、七五五			三九、八二〇	一
計	三、六二八、八六五			三三〇、一六一	八
				四、三二三、七六八	一〇〇

備考 右追加豫算の歳入不足は既定歳出の更正に依る歳出減五十一萬五千余圓を以て之に充てられた

右豫算中經常費の大半は教育費であつて、新市方面の教育施設充實の費用であり、「舊町村財政に於ける教育費第一」の主義を尊重したものである。又臨時費中の九割迄は土木費であつて、新市域の不完全な道路其の他の土木施設の改善を急いだのであつた。

右の外市域擴張に伴ふ追加更正豫算は、翌十五年三月二十七日の市會に至る迄通じて三十の議案が提出され、夫々可決を見たのであつたが、此の豫算總額は普通經濟及び特別經濟を通じて九百四十二萬餘圓に達した。此の豫算の内容を見ると、舊町村の事業引繼及び債務處理の爲めに要したものが二百七十三萬餘圓であつて、其の内公債費が二百二十四萬餘圓、水道費が四十一萬餘圓で其の他は土木、勸業、保健、社會事業等の費用であつた。又市域擴張に因る施設事業充實の爲めにするものが六百十六萬餘圓であつて、其の内前述の四百三十二萬餘圓の諸經費の外、水道費が百三十二萬餘圓、編入及び増區準備費が二十二萬餘圓で、其の他は電燈電力營業費、區役所費等であつた。此の追加豫算の大要を列記すると次の通りである。

(一) 舊町村の事業引繼及び債務處理の爲めの豫算

豫算科目	歳出豫算額	財 源	議決年月日	目 的
特別會計公債費	四〇、六三六	組 入 金、財 産 收 入 金	一四・三・三〇	市域變更に伴ひ編入舊町村債元利金支出の爲め
普通會計	三〇、〇〇〇	越 越	一四、四、元	舊鯉江町の計畫に係る公設市場建設の爲め
公設市場費	六、六六〇	越 越	同 前	元今宮町に於て建設中の塵芥焼却場を引繼ぎ之が施工完成の爲め
汚物掃除費				

市域擴張と追加豫算

三九一

豫算科目	歳出豫算額	財源	議決年月日	目的
特別會計公債費	三四、〇〇〇	公債	入 一四・五・三六	舊千船町水道債の一部を低利債に借替の爲め
普通會計公債費	三三、二八	繰越	金 同 前	編入町村より引繼を受けた工事を遂行する爲め
土木費外一款	二、五九	寄附金、繰越	金 同 前	舊鶴橋町管託兒所引繼の爲め
普通會計社會事業費外一款	四〇〇、〇六	財産賣却代、繰越金、負擔金、追加による歳入不足額は更正により生ずる歳出減を以て之に充てる	同 前	舊町村より引繼したる未成事業の遂行並債務處理の爲め
特別會計水道費	三三	繰越	金 同 前	編入町村よりの引繼事務遂行の爲め
普通會計組替金	一六、九六	繰越	同 前	市域變更により引繼したる舊町村債の元利金の収支をする爲め
特別會計公債費	二、七五	繰越	金 同 前	舊大道村の計畫に係る葬儀所改築の爲め
普通會計公債費	六、二〇	公債	入 一四、六・七	舊榎本町水道債の一部の借受をなす爲め
特別會計公債費	一〇、〇〇	繰越	金 一四・七・二六	舊鶴橋町住宅債を償還する爲め
普通會計組替金	一〇、〇〇	繰越	金 同 前	舊鶴橋町に於ける住宅建設資金としての借入金償還の爲め
特別會計公債費	一、四二、〇七	繰越	入 一四・一〇・八	舊町村債の内高利の分の借換償還をなす爲め
特別會計水道費	一三、八八	繰越	同 前	舊町村水道債の借換償還の爲め
普通會計組替金	六	繰越	金 同 前	舊町村債の内高利の分の借換償還の爲め

特別會計公債費 五〇、三六 組 入 金、公債 收入 一四・三・四
 計 二、七三、七三

舊今宮町の計畫に係る公民病院建設資金に充てたる借入金償還の爲新に借入の必要ある爲め

(二) 市域擴張に因る施設事業充實の爲めの新規計上の豫算

豫算科目	歳出豫算額	財源	議決年月日	目的
普通會計市域擴張記念式費	一〇、〇〇	繰越	金 一四・三・三四	増區並接近町村の編入を機として記念式舉行の爲め
普通會計準備費	三三、〇〇	繰越	金 一四・三・三〇	増區並接近町村編入に關する準備事務に要する經費にして前年度内に執行し難き新設區役所設備費其他を本年度に繰越し施行する爲め
普通會計外七款	四、三三、七六	繰越	同 前	市域擴張に因る各部課よりの追加要求に應ずる爲め
特別會計水道費	一、三〇、八六	繰越	同 前	市域擴張に因る水道關係の追加要求に應ずる爲め
特別會計營業費	六、七五	繰越	同 前	從前町村へ支拂ひ來たる電燈電力用の電柱敷地使用料を普通經濟に組替の爲め
特別會計(歳入)五九、八六		繰越	同 前	町村編入に伴ひ特別税の増収を見込み普通經濟よりの補充額を減少する爲め
普通會計	六〇、七〇	指定寄附金	一〇、〇〇	増設港區役所廳舎敷地買収の爲め
特別會計水道費	二、三〇	不用品賣却代	一四・五・三六	堺市へ上下供給に當り同市に於て敷設した配水管の沿道町村が本市に編入せられたる爲め、該町村に敷設の配水管の寄附申込ありたる故堺市の所有に係る鐵管敷設用地買収の必要ある爲め

豫算科目	歳出豫算額	財源	議決年月日	目的
普通會費外一款	九、八〇八	繰越金	一四、二、三	市域編入區域を管轄する區役所の各種事務整理の爲に人員費並新規調達を要する物件費を必要とする爲め
普通會費外三款	九、九〇	繰越金	一四、三、四	元今宮町に於ける公民病院經營の計畫を變更し、天王寺産院を同所に移轉する爲め
普通會費外一款計	三、九六	寄附金、土地賣却代、繰越金	一五、一、六	舊田邊町より引繼を受けた墓地火葬場の併合整理の爲め
葬儀所費外一款	七、八〇	雑收	八、二五、三、二七	舊榎並町水道費決算殘金の一部、繰戻の必要ある爲め
普通會計繰戻金	七、八〇	雑收	八、二五、三、二七	舊榎並町水道費決算殘金の一部、繰戻の必要ある爲め
特別會計水道費(歳入)	七、八〇	より生ずる歳入不足に充てる)	同	前
計	六、一六、四三			

備考 本表は市會議決の追加更正豫算中から市域擴張及増區に直接關係のある豫算額のみを抽出した

又右追加豫算の内の新設區別に應費の配分状態を見るに、左の如く住吉區を最高、東淀川區最低の數字を示し當時に於ける各編入區の大勢を比較することが出來やう。

種別	西淀川區	東淀川區	東成區	住吉區	西成區	合計
區役所費	二、七三	五、〇七	三、三六	二、五八	一四、八九	八三、五六
給料	九、八五	三、四〇	一六、八二	二七、一五	二、七六	六、八八
書記給	八、六〇	三、二四	一六、二〇	二〇、五〇	七、五〇	五、一〇
雇員給	一、二五	—	六、〇二	六、六五	四、二六	一三、六四
需用費	一、八六	一、八七	五、五四	二、四三	三、一〇	一四、七五
備用品費	三七二	二九〇	一、八九〇	三五三	九〇六	三、八二
消耗品費	一、四九六	一、二七	三、六四	一、六八	一、八九	九、八四
通信運搬費	—	—	—	三九二	三五	七〇七
賄費	—	四〇〇	—	—	—	四〇〇

種別	西淀川區	東淀川區	東成區	住吉區	西成區	合計
區役所費	二、四八	二、五四	四、三〇	四、一三	一、八二	一五、二四
需用費	二、二八	二、五四	四、三〇	四、一三	一、八二	一五、〇八
備用品費	六六四	六〇四	二、一六三	五〇三	四八一	四、四一
消耗品費	三三八	八六五	六四三	九〇〇	二六四	三、〇九
通信運搬費	一、〇三	一、〇〇	一、五〇〇	二、四三三	七一九	六、七三
賄費	二〇四	—	—	二九七	三六〇	八六一
廳舎費(修繕費)	二〇〇	—	—	—	—	二〇〇

六 事務及事業の引繼

準備調査 大正十四年に入り市役所各部課に於ては、四月一日より大大阪市としての事務及び事業を開始し得るやう引繼準備を爲し置くの必要を認め、早きは二月頃より各町村に吏員を派遣し又は照會を發して、引繼ぐべき諸般の調査を開始した。其の概況は左の如くである。

土木部に於ては、四月一日町村道を市道に認定を爲す必要上、三月早々各町村へ町村道に關する調査の途付方を依頼した。又道路工事の状況を豫め知り置く必要上、各町村に吏員を派遣して調査を行つた。

水道部に於ては、二月に入るや準備に着手し吏員を各町村に派遣して給水工事の状況、料金の徴収及び引繼物件の調査を行つた。

保健部に於ては、清鷺設備、傳染病院及び診療設備、墓地、火葬場等に就き早くより各町村へ照會を發し、更に事業別に擔任者を定めて各町村へ吏員を派遣し詳細の調査を行つた。

教育部に於ては、學區豫算編成の必要上、各町村へ編成資料途付方を依頼し、又視學を派遣して諸種の調査を行つた。

社會部に於ては、各町村に吏員を派遣して住宅、浴場、託兒所、理髮所等に就き其の利用状況及び使用料の徴収状態等の調査を行つた。

産業部に於ては、町村營の小賣市場の視察、調査を行つた。
庶務部に於ては、二月四日同部に増區編入準備係を設け、編入後施行すべき市會議員選舉に關する準備調査、火災保險物件の調査及び電話等の引繼準備を行つた。

建築課に於ては、建物全部に就き實測調査を爲し、財産原簿と照査する準備をした。

府知事の訓令 二月二十六日、府知事の編入告示があつて愈々編入が公式に決定したので、府は三月十六日事務引繼に關して左の如く詳細なる訓令を發した。

大阪府訓令第八號

東	成	郡	長	
西	成	郡	長	
大	阪	市	長	
大	阪	市	各區	長

大正十四年四月一日ヨリ大阪市域ノ變更ニ伴ヒ、東西兩成郡役所ハ自然廢廳ニ付其ノ事務引繼方法左ノ通り之ヲ定ム

大正十四年三月十六日

大阪府知事

中

川

望

事務及事業の引繼

- 一、郡長ハ廢廳ノ日ノ翌日ヨリ二十日以内ニ、郡長ノ事務ニシテ法令上區長ノ管掌ニ屬セル事項及大正元年十一月大阪府令第二十三號郡市區警察署長委任條款中郡長委任事項ニシテ區長ニ委任セル事項ハ關係區長ニ之ヲ引繼グベシ
- 二、郡長ノ事務ニシテ法令上、市長ノ管掌ニ屬セル事項及大正元年十一月、大阪府令第二十三號郡市區警察署長委任條款中郡長委任事項ニシテ大阪市長ニ委任セルモノハ大阪市長ニ之ヲ引繼グベシ
- 三、左ノ事項ハ知事ニ之ヲ引繼クベシ
 - 一、町村監督ニ關スル事務
 - 二、地方改善ニ關スル事務
 - 三、會計ニ關スル事務
 - 四、小作及農會ニ關スル事務
 - 五、防疫設備検査事務及其他調査事務
 - 六、産業組合ニ關スル事務
 - 七、郡役所郡長及其ノ他官印
- 四、第二項ニ定ムルモノ、外左ノ事項ハ市長ニ之ヲ引繼クベシ
 - 一、教育ニ關スル事務
 - 二、社事ニ關スル事務
 - 三、社會事業ニ關スル低利資金貸付ニ關スル事務
 - 四、土木ニ關スル事務
 - 五、衛生ニ關スル事務(知事ニ引繼クモノヲ除ク)

- 六、畜産農事、耕地整理、肥料ニ關スル事務
- 七、住宅組合ニ關スル事務
- 八、軍事救護ニ關スル事務
- 九、漁業組合ニ關スル事務
- 五、第一項ニ定ムルモノ、外、左ノ事項ハ行政區毎ニ區分シ關係區長ニ之ヲ引繼グベシ、
 - 一、貴族院議員互選ニ關スル事務
 - 二、府税ノ賦課徴收ニ關スル帳簿書類
 - 三、統計ニ關スル事務
 - 四、林業ニ關スル事務
 - 五、船舶ニ關スル事務
- 六、行政區毎ニ區分シ關係區長ニ引繼グベキ事務ニシテ分割スルコトヲ得ザルモノハ、何レカ一方ノ區長ニ之ヲ引繼ギ關係區長ニ之ヲ通報スベシ
- 七、前各項ニ依ル事務以外ノモノハ大阪府處務細則各部各課ノ分掌事項毎ニ分類シ總テ知事ニ之ヲ引繼クベシ
- 八、郡役所處務細則ニ依リ保存年限ヲ經過セル帳簿書類ハ此際廢棄處分スベシ
- 九、事務ノ引繼ニ關シテハ明治四十四年九月内務省令第十七號市町村吏員事務引繼ニ關スル件第一條第一項ノ規定ヲ準用ス
- 十、事務引繼ヲ了シタルトキハ引繼書ノ謄本ヲ添付シ三日以内ニ郡長ヨリ知事ニ報告スベシ
- 十一、召集、徴發、徴兵及府税其ノ他ノ未收入ニ關スル事務引繼方法ハ別ニ之ヲ定ム

大阪府訓令第九號

西	成	郡	長
東	成	郡	長
大	阪	市	長
大	阪	市	各區長
西	成	郡	各町村長
東	成	郡	各町村長

(新編入
區域の
長)

大正十四年四月一日ヨリ大阪市域變更ニ伴フ事務引繼順序左ノ通りヲ定ム

大正十四年三月十六日

大阪府知事 中 川 望

記

- 一、町村長ハ明治四十四年勅令第二百四十八號ノ規定ニ依リ、町村ノ消滅シタル日ノ翌日ヨリ十日以内ニ町村ノ事務ニシテ法令上、區長ノ管掌ニ屬スル事務ハ其ノ町村ノ區域ノ屬スル區長ニ其ノ他一切ノ事務ハ市長ニ之ヲ引繼クベシ
- 二、町村助役ノ分掌事務及收入役並副収入役ノ事務ハ其ノ町村長之ガ引繼ヲ受ケタル後、町村長ヨリ第一項ノ區分ニ依リ之ヲ引繼グベシ
- 三、事務引繼ノ場所ハ其ノ町村ノ地域ノ屬スル區役所又ハ大阪市長ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ引繼グベシ
- 四、第一項及第二項ノ事務引繼ニ關シテハ明治四十四年九月内務省令第十九號及明治四十四年十二月府訓令第二十六號並大正元年十二月府訓令第十號ニ依ルベシ
- 五、事務引繼ヲ了シタルトキハ引繼書ノ謄本ヲ添付シ五日以内ニ町村長ヨリ知事ニ報告スベシ

六、事務引繼又ハ整理事務ニ從事シタル者ノ報酬、給料及雜給等ノ支給ハ舊町村ニ於テ給與シタル額ニ準ジ日割ヲ以テ大阪市ニ支拂フベシ

七、事務引繼ニ關シテハ知事之ヲ監督ス

引繼委員規程及委員 右の訓令に従ひ市に於ては、三月二十四日左の如く編入事務引繼委員規程を定め、同月二十八日引繼委員事務分掌を定むると同時に引繼委員の任命を行ひ、正式の引繼を開始した。

編入事務引繼委員規程

- 第一條 大正十四年三月十六日、大阪府訓令第八號及第九號ニ依ル東西兩成郡役所並各町村ノ事務引繼ノ爲編入事務引繼委員ヲ置ク
- 第二條 委員長一名及副委員長二名ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ市區吏員中ヨリ市長之ヲ命ズ
- 第三條 委員長ハ市長ノ命ヲ承ケ委員ヲ指揮監督ス
副委員長ハ委員長ヲ輔佐シ委員長事故アルトキ之ヲ代理ス
委員ノ事務分掌ハ委員長之ヲ定ム

編入事務引繼委員事務分掌

- 第一條 編入事務引繼ノ爲左ノ係ヲ置ク

水道係	土木係	社會係	保健係	教育係	營繕係
-----	-----	-----	-----	-----	-----
- 事務及事業の引繼

第六章 市域擴張の實施

商工係 庶務係

第二條 各係ニ係長ヲ置ク、係長ハ委員長ノ命ヲ受ケ所屬委員ヲ指揮監督ス

第三條 各係ノ事務分掌左ノ如シ

- 水道係 水道部所管ニ關スル事項
- 土木係 土木部所管ニ關スル事項
- 社會係 社會部所管ニ關スル事項
- 保健部 保健部所管ニ關スル事項
- 教育係 教育部所管ニ關スル事項
- 營繕係 營繕課所管ニ關スル事項
- 商工係 商工課所管ニ關スル事項
- 庶務係 他ノ各係ニ屬セザル事項

編入事務引繼委員長	有	田	邦
副委員長	木	南	正
同	加	々	美
同	委	員	武
水道係長	理事	島	崎
係員	主事	安川	勝太郎
土木係長	理事	岩	田
		成	實
		孝	彦
		外十八名	

係員	主事	住田	新次郎	外十名
社會係長	助役	加	々	美
係員	主事	山	口	正
保健係長	主事	村	尾	靜
係員	主事	松	下	正
教育係長	理事	小	畑	富
係員	主事	生	田	五
營繕係長	技師	波	江	悌
係員	技師	大	野	直
商工係長	主事	矢	柴	匡
係員	主事	堀	政	秀
庶務係長	助役	木	南	正
係員	理事	池川	大次郎	外七十二名

引繼の實施 右の如く引繼組織なるや、各係長は引繼方針に就き打合せを行ひ、更に各係に於て具體的の引繼方法を定め次の如く實施した。先づ區長管掌の引繼事項は各町村長に於て引繼書中に記載し、之を新區長に引繼ぎ、關係書類は四月一日午前八時までに、元の町村吏員にして市へ就職する吏員が所屬區役所又は區役所出張所へ運搬し、之を區役所に於ては係長に、區

役所出張所に於ては出張所長に引渡し、正式の引繼書は町村長と區長との間に取交したのである。

其の他の事務に就いては、各部課の引繼委員は、各町村に出張して引繼日、引繼方法及び引繼目録の作成等に就き町村當局者と打合せを行ひ、先づ事業課に於て直ちに必要とする書類及び物件を引取り、其の残りのものは検査課（現在の監査部）の委員が引繼いたのである。即ち各部課の委員は自己の係に屬する引繼書類及び物件を點檢して明細書を作成し、假引繼書を取交して書類及び物件を引取り、後検査課の委員は之を取纏めて正式の引繼書を町村長と取交したのである。而して各部課が引取り残した書類及び物件並に現金、有價證券等は検査課の委員が引取り、書類は一旦區役所又は區役所出張所に運搬して之を本廳へ送るものと、區役所又は區役所出張所へ残すものとを仕譯し、本廳の分は本廳へ運搬の上更に各部課へ分配し、一方各町村の計畫或は懸案事項、未處理事項等にして引繼書中に掲げた事項は直ちに之を關係部課に移牒し、次いで引繼書を廻覽に附し其の徹底を計つた。

右の如くして引繼を了した各町村の引繼日を示せば左の如くであつた。尚ほ此の引繼日には府地方課より係官の立會があつた。

田邊町	四月七日	歌島村	四月九日	天王寺村	四月十日	稗島村	四月十日
大道村	同日	喜連村	同日	住吉村	同日	小路村	同日
安立町	四月九日	傳法町	同日	平野郷町	同日	川北村	同日
敷津村	同日	古市村	四月十日	玉出町	同日	北中島村	四月十日
墨江村	同日	清水村	同日	今宮町	同日	福里村	同日
長居村	同日	榎並町	同日	粉濱村	同日	豐里村	同日
依羅村	四月九日	榎本村	同日	鷺洲町	同日	粉濱村	同日
北百濟村	同日	鯉江町	同日	豊崎町	同日	西中島村	同日
神路村	同日	鶴橋町	同日	中津町	同日	南百濟村	同日
城北村	同日	中本町	同日	新庄組合村	同日	神津村	同日
城東村	同日	生野村	同日	中島組合村	同日		
				千船町	四月十日		

郡長より引繼ぐべき事務は東成郡が四月一日より同月十八日まで、西成郡は同月二十五日まで間に於て、各部課の引繼委員が元の郡役所に赴き各部課所管の書類を引取り、其の他元郡長管理の水利組合に屬する現金は検査課の委員が引繼ぎ、引繼書は同月十八日東西兩成郡長と取交したのであつた。

七 吏員の引繼

吏員の引繼に就いては市は町村側の希望を容れ、町村吏員中引繼志望者を總て市へ引繼ぐこととなり、大正十四年二月二日、同月十二、十三、十四及び十八日の五日間府市當局、東西兩成郡長及び町村長會合して他の事項と共に吏員の引繼に關し打合せを行つた。

二月二十一日より十日間、連日關係町村長立會の上、加々美助役及び宮川秘書課長は引繼志望吏員一人毎に資格調査を爲し、任用の地位と俸給とを定めた。俸給に就いては編入を見越して編入前に増俸を行つた町村が多數あつたので、之を斟酌する爲め大體編入一ヶ年前の給與額を標準として決定したのである。右の如く銓衡の結果引繼を實施することに決定し、三月三十一日に辭令を交付した者は左の六百十六名で、全町村吏員の約九割五分に相當する數であつた(職工、工夫等の傭人を合すれば一千四十名に上つた)。

引繼吏員數調

町村別	主事	書記	技手	雇員	合計	町村別	主事	書記	技手	雇員	合計
傳法町	一人	四人	一人	三人	八人	鷺洲町	一人	二人	一人	一人	四人

歌島村	一	三	一	五	八	榎並町	一	五	一	三	九
千船町	一	五	二	二	一〇	城北村	一	三	一	二	五
稗島町	一	四	一	九	一五	古市村	一	四	一	一	六
福村	一	一	一	二	五	清水村	一	二	一	一	四
川北村	一	一	一	二	五	天王寺村	一	二	一	一	四
中津町	一	六	一	一五	二二	平野郷町	一	八	一	一〇	一〇
豐崎町	一	六	四	二七	四七	喜連村	一	一	一	一	三
西中島村	一	九	一	九	一八	北百濟村	一	二	一	一	四
豐里村	一	一	一	三	四	南百濟村	一	一	一	一	三
大道村	一	一	一	三	四	田邊町	一	一	一	一	三
新庄中島村組合	一	二	一	一	三	長居村	一	一	一	一	三
北中島村	一	二	一	四	六	墨江村	一	一	一	一	三
神津町	一	二	一	四	六	住吉村	一	一	一	一	三
生野村	一	四	一	一〇	一八	安立町	一	一	一	一	三
鶴橋町	一	五	一	一〇	一七	敷津村	一	一	一	一	三
中本町	一	六	一	一〇	一七	依羅村	一	一	一	一	三
神路村	一	一〇	一	一四	二七	今宮町	一	二	一	一	四
小路村	一	二	一	四	七	玉出町	一	二	一	一	四
城東村	一	五	一	二	八	粉濱村	一	三	一	一	五
榎本村	一	七	一	四	一	津守町	一	三	一	一	五
鮎江町	一	八	一	二	一	合計	六	二四	三	三八	三三四
											六二六

町村編入に伴ひ廢廳となつた郡役所の所員は大部分市へ採用することとなり、三月五日東西兩成郡長立會の上、加々美助役銚衡を行ひ四月二十日任用辭令を交付したが、其の人員は左の如く五十名であつた。

郡	別	主事	書記	技手	雇員	合計
西成郡		一人	一人	一人	九人	二四人
東成郡		一人	一人	一人	九人	二六人
合計		二人	二人	一人	一八人	五〇人

右の如くして引繼いだ町村吏員及び新採用の郡役所々員は本廳へ百八十八名、區役所へ四百七十八名を配置した。

尙ほ町村吏員の引繼に伴ひ、町村在職中の年數を市の退隱料支給計算年限に通算することに就いては、前述の如く町村側の希望を容れ三月三十一日市會の議決を経、條例を以て左の如く規定した。

編入町村有給吏員退隱料ニ關スル條例 (大正十四年三月三十一日)

條例第九號

第一條 大正十四年四月一日本市ニ編入シタル町村ヨリ退隱料ヲ受ケ又ハ受クヘキ權利ヲ有スル者ニハ其ノ現ニ受ケ又ハ受クヘキ退隱料ヲ給ス、但シ支給ノ期日及權利ノ喪失又ハ停止ニ關シテハ本市退隱料條例ニ依ル

第二條 編入町村ノ有給吏員ニシテ編入ノ當日本市ノ有給吏員ニ就職シ又ハ雇員ニ就職シ其ノ後有給吏員ニ就職シタル者ニ對スル本市退隱料條例ノ適用ニ付テハ其ノ町村有給吏員在職年數ト本市有給吏員在職年數トヲ通算ス、但シ本市ヨリ退隱料ヲ受クル者ニシテ編入町村有給吏員ニ就職シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

本條例ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙ほ之と同時に町村に於て退隱料を支給し、又は支給することとなつてゐる退職吏員六十一名に對する退隱料の支給も引繼ぐこととなつた。其の金額は左の如くである。

退職吏員數及退穩料調

町村別	人員	年額	町村別	人員	年額
町村	四人	二、〇八五・九九	町村	四人	一、四四八・四四
豐崎町	四人	二、五一七・〇〇	鷺洲町	三人	一、六一四・〇〇
中津町	四人	二、〇二八・〇〇	玉出町	三人	一、五四〇・〇〇
天王寺村	四人	一、七〇六・〇〇	神津町	三人	一、五〇八・〇〇
千船町	四	一、五一五・〇〇	鶴橋町	三	一、三四九・〇〇
今宮町	四	一、〇六〇・〇〇	墨江村	二	三九一・〇〇
城東村	二	一、〇七七・〇〇	西中島村	一	三八七・〇〇
住吉村	二	一、一六二・〇〇	南百濟村	一	三六〇・〇〇
傳法町	三		榎並町	一	

福	村	二	九八一・〇〇	依	羅	村	一	三三六・〇〇	
中	本	二	八四〇・〇〇	小	路	村	一	三〇九・〇〇	
歌	島	二	八二八・〇〇	鯉	江	町	一	三〇六・〇〇	
粉	濱	一	八三八・〇〇	神	路	村	一	一六八・〇〇	
城	北	一	七八三・〇〇	北	中	島	村	一	一一一・〇〇
津	守	一	六九五・〇〇	敷	津	村	一	三三六・〇〇	
安	立	一	四一四・〇〇	合	計	六	一	二八、七三九・四三	

因みに遺族扶助料は、町村に於て支給してゐなかつたので引繼を見なかつたのである。

八 農會、水利組合其他の公益團體

大阪市農會 東西兩成郡の編入に際し、新に設置せられたものに大阪市農會があつた。本市農會創立當時の事情を回顧するに、從來の大阪市内には農耕地は殆んどなく、従つて農會なる指導獎勵機關の必要を認めなかつた。然るに町村の編入により五千五十六町歩の田と、千九百三町歩の畑とを加へ、新に大阪市民となつた七千百七十七戸の農家は、米六萬九千六百餘石、麥八千四百餘石、米麥以外の農産物百十五萬圓を産し、養鶏家五千戸は二十四萬羽の家禽を養ひ、年額百二十一萬圓を産すると云ふ盛況であつた。而して前掲の農家の指導機關として東西兩成郡四十四ヶ

町村の中、四十ヶ町村に夫々町村農會が存在し、東西兩成郡には各部農會が存置されてゐた。編入實施と同時に此等農會は當然解散する筈であつたが、事實上此等の指導機關が必要であつたので、之を一丸とする市農會を設立することゝなつたのである。即ち大正十四年二月三日、中央公會堂に於て市農會設立發起人會を開催し、發起人及び産婆役として東西兩成郡農會長及び郡農會技師、本市關係者等二十九名出席の上、町村農會解散の時期及び市農會創立總會に關する件を協議し、次いで二月九日市廳舎に於て東西兩成郡農會の協議會を開催し、東西兩成郡農會長及び郡農會技師、府農務課員、府農會員及び本市關係者等出席し、編入後の總代員數、評議員數及び大阪市農會設立順序等に就き協議を爲し、結局手續の煩雜を避ける爲め編入前に大阪市農會を創立し、兩郡編入と同時に現存の町村農會を併合するに決した。斯くて三月十五日中央公會堂に於て市農會創立總會を開催した。出席人員二十一名、委任狀提出者五百六十二名、發起人總代として樽本政五郎氏經過報告をなし、大阪市農會々則議定の件、役員選任の件、大阪府農會議員及び豫備員選任の件を圓滿に議決し、會長に關一氏、副會長に光在秀太郎氏當選し、翌日直ちに市農會設立認可及び役員選任認可申請の書類を府廳に進達し、三十一日其の認可を得た。

爾來健全なる發達を續け農事督勵に、品評會の開設に、園藝蔬菜の促成栽培獎勵、病虫害驅除

稻採種圃の設置に、或は獻穀田の設置に、その他販賣幹施等種々指導獎勵して來たのであるが、其の後本市の發展に伴ひ耕作地は廢せられて漸次住宅地或は工場地となり、加ふるに土地區劃整理組合事業獎勵の結果、各所に組合の設立を見るに至り、昭和七年に於て其の數三十八ヶ所に及び、耕地面積は農會設立當時六千九百餘町歩もあつたが、昭和七年には三千三百町歩に減じた。斯くて農會の存續は日を追ふて困難となり、農會員一萬二千餘名の中、八千六百餘名迄が農會解散を希望する状態となつたので、同會は遂に昭和七年三月二十五日中央公會堂に總代會を開會し「大阪市農會解散の件」を議決し、直ちに解散認可の申請を爲すことになつた。

併し東淀川、西淀川兩區内の如きは今尙ほ耕地千四百餘町歩、農家二千餘あり、農會の存續を希望する向が多かつたので、昭和七年六月認可を受け、東淀川區、西淀川區を以て區域とする農會を設立した。超へて同年七月十四日總代會の決議を経、西成區を加へて大阪市農會と改稱し之が認可を申請したるに、昭和七年九月十九日附を以て農會會則變更の認可あり、現在に及んだ。

水利組合 東西兩成郡を編入するに當り、水利組合の處置に對する大阪府側の方針は、郡長管理なると町村長管理なるとを問はず、市の事務（又は市の一部事務）と爲し得べきものは、此の實際組合を解散して市の經營に移し、之に依り難きものは従前通り組合を存續せしめると云ふので

あつて、四月一日の市域擴張實施當日、大阪市長に引繼がれたものは次の十四水利組合であつた。

引繼水利組合一覽表

名稱	區域	別	三年度	四年度	議員	創設	月日	現	況	元管理者
名	稱	區	別	豫算額	豫算額	數	日	現	況	元管理者
榎並莊	城北村、古市村、清水村、榎並町、鯉江町、榎本町	東成郡十ヶ町村、北河内郡十九ヶ町村、中河内郡二ヶ町村、大阪府東區三ヶ町、北區五ヶ町	九三〇町	一八五元	七三五	八	明治三三、二、八	昭和五、六、三	散	東成郡長
三ツ池	天王寺村及南部ノ一部		一	一	二二五	九	明治四二、六、六	昭和二、三、三	存	天王寺長
將基島	東成郡十ヶ町村、北河内郡十九ヶ町村、中河内郡二ヶ町村、大阪府東區三ヶ町、北區五ヶ町		五八三七四	一五、四四四	三、八六一	三	明治二九、四		存	在東成郡長
中本	本庄、中濱、深江、東今里、左專		二、四六〇	一、六九九		三	大正一三、五、三		存	在中本町長
神路	道、永田、天王田		二〇、〇〇〇	一、二七九		七	大正一三、五、三	昭和八、三、八	散	中本町長
中本	中本町大字本庄及西今里、神路村		二〇、〇〇〇	一、二七九		七	大正一三、五、三	昭和八、三、八	散	中本町長
神路	大字東今里及大今里		一五〇七七	三、二七	二、五九七	三	明治三三、九		存	榎本村長
放津	榎本村大字放出及今津		一五〇七七	三、二七	二、五九七	三	明治三三、九		存	榎本村長
西成	大田村、中島村、新庄村、豐里村、西中島町、北中島村、神津町、歌島村、稗島町、福村、千船町、佃大和田大野(中津町(成小路)鷺洲町(塚本、海老江))		五、九〇八〇	八、五五〇	六、四三六	三〇	大正一三、四、一	解	散	西成郡長

農會、水利組合其他の公益團體

名稱區	域反	別	三年度 豫算額	古年度 豫算額	議員數	創設月日	現況	元管理者
天王寺莊外 字 豐里村大字天王寺庄、同 橋寺ノ一部		七五九 ^町	四四 ^町	不詳	七	明治三七、四、三	大正二五、九、三	豐里村長 散
菅原 字 豐里村大字菅原、新庄村大字上新 庄及下新庄ノ各一部		五・三	三〇	不詳	六	明治四三、四、三	大正一五、五、三	同 散
中島 豫防 水道村、中島村、新庄村、豐里村 西中島町、北中島村、神津町、歌 島村、神島村、福村、中津町、鷺 洲町、千船町		三、三〇 ^町	九三八	一〇、三三	三	明治三〇、一〇、一	大正一五、八、三	西成郡長 散
住吉 住吉村萬代池、大領池、今池、		五〇八 ^三	—	六三	三	大正一三、三、三	—	在 住吉村長
平野 鄉 平野郷町有溜池及同町耕地		三〇六〇	—	二〇八	二	大正一四、二、四	存	在 平野郷 長
立口 城東村、中本町		三三三	四〇〇	一六	三	大正一四、三、一	—	昭和四、三、五 中本神路城東 城東村長 合併
喜連 喜連村有溜池及同村耕地		二七五 ^一	—	五六〇	三	大正一四、二、六	存	在 喜連村長

次に各水利組合の沿革及び引繼後の状況を述べれば左の如くである。

榎並莊普通水利組合——本組合成立の沿革は甚だ古く、其の地域も亦廣大である。往年淀川改修工事施行せられ、淀川本流の變更せらるゝに當り、従來から設置してあつた灌溉用水引用の樋門は全く其の用を失ふことゝなつたので樋管改築の必要を生じ、之が工事費の補助を關係町村長

より主務省に稟請したところ、之に對し一萬一千餘圓の補助を得たが在來の樋に送水連絡せしむる爲めには、水路の堀鑿其の他附帶工事に多額の工事費を要するので、各町村が各箇の樋を設置するよりも、關係町村合同して一の堅牢なる樋を設け、一條の水路によるのが得策であるとの議が起り、關係町村長協議の上、本組合を設けたのであるが、東成郡長が其の管理者となり、明治三十五年に該工事は竣工したのである。爾來經營宜しきを得たが、編入實施に當り本組合も他の組合と同じく、大阪市長に引繼され水路の附替を完成したのである。然るに其の間、淀川樋管統一計畫が具體化し、淀川左岸八ヶ所の樋管を統一して完全なる一ヶの樋管を造り、潤澤なる用水を供給すると同時に水害の根源を絶たうとして、昭和四年八月新淀川用水樋普通水利組合が設置せられた爲めに、本組合の目的事業は新組合に移り、昭和五年六月三十日を以て同組合は遂に廢止せらるゝに至つた。

三ッ池普通水利組合——本組合は明治三十年頃の創設にかゝり、溜池保全及び關係耕地の灌溉排水を目的とするものであつたが、耕地は蠶食せられて住宅地と變じ、其の管理が編入後大阪市長に移つた後は、其の趨勢益々甚しく昭和二年三月遂に本組合を廢止して、其の財産は之を財團法人天王寺村公同會へ寄附したのである。

將棊島普通水利組合——明治二十九年四月の設置であつて、關係地域は北河内郡十九ヶ町村、中河内郡二ヶ村、東成郡十ヶ町村、大阪市東區三ヶ町、北區五ヶ町の三十九ヶ町村に跨り、悪水排除及び將棊島堤塘の保存改善を目的とするものであつた。

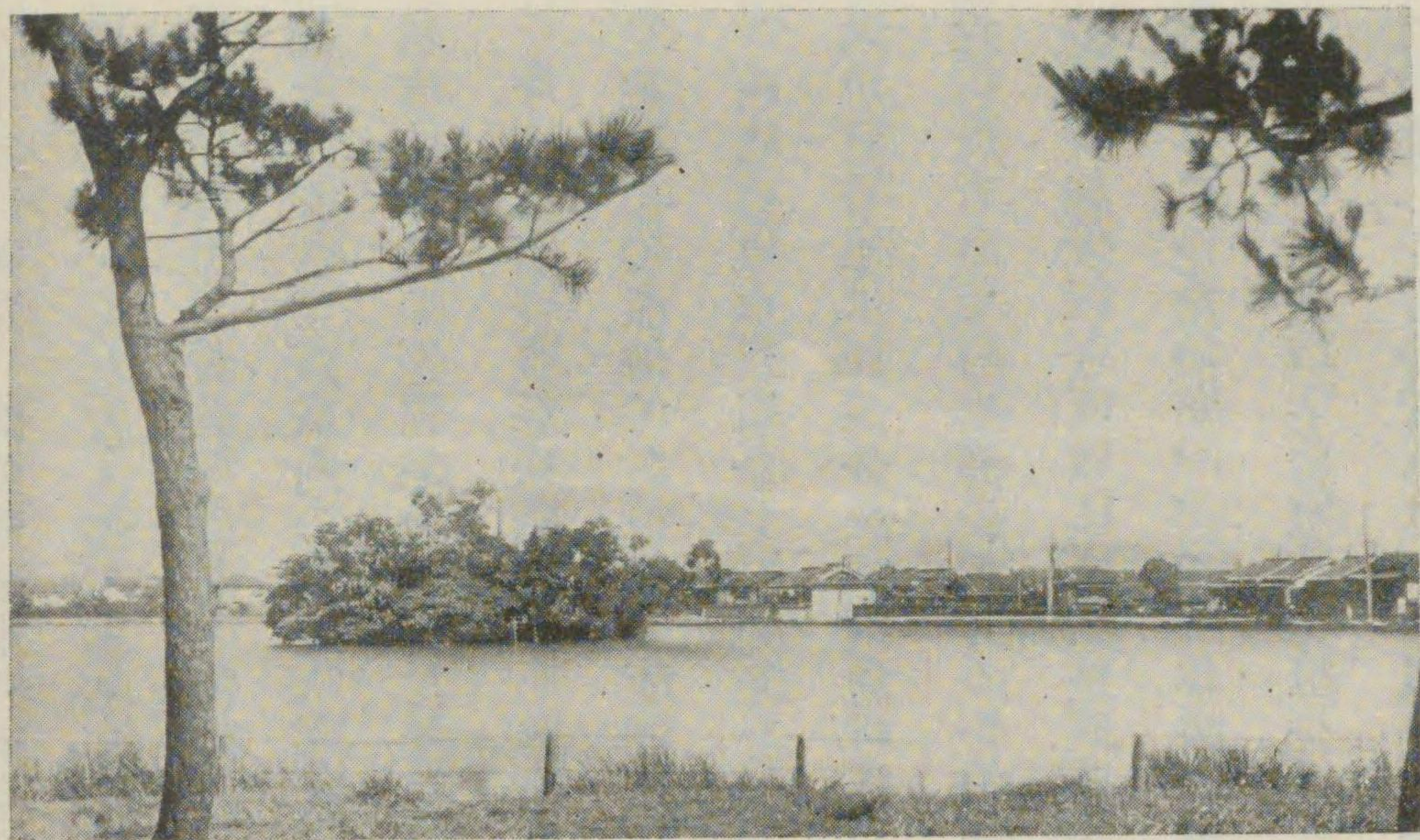
然るに明治三十五年淀川改修に伴ひ毛馬開門の設置以來、淀川の水調節を得たるが爲めに將棊島堤塘經營の必要を見ざるに至つた。偶々大阪市が都市計畫事業として寢屋川流域を變更し、川尻の埋立を行ふこととなつたので、大正十四年三月十五萬圓を以て、組合の占有せる將棊島堤塘を大阪市に譲渡する契約が成立し、斯くて該埋立事業の完成と共に、本組合は存立の目的を失つて廢止せらるることとなつた。

中本、城東、神路灌漑普通水利組合——本組合は明治四十年三月設置せられたものであつて、元堂尻井堰樋管普通水利組合と稱してゐたが、大正十三年五月組合區域内の發展に伴ひ、耕地關係區域の更正を要することとなつたので、規約の改正と同時に名稱も變更せられ、市域擴張と同時に管理者中本町長より大阪市長に引繼がれたものである。昭和八年三月中本、神路灌漑普通水利組合及び立江普通水利組合とも其の區域が重複する所があり、又事業目的を同じくする關係上兩組合を合併した。

中本、神路、灌漑普通水利組合——本組合は元本庄戸堰樋普通水利組合と云ひ、明治三十三年四月設置せられたものであるが、時勢の進運に伴ひ組合區域の變更を要することとなつたので、大正十三年五月規約の改正と同時に右の如き名稱に改めたものである。中本町字本庄西島に揚水唧筒を設置して區域内の耕地へ灌漑してゐたのであるが、大阪市編入後本組合區域内の發展著しく、耕作地は殆んど住宅地と化し灌漑の必要を認めなくなつたので、昭和八年三月八日遂に解散した。今津放出普通水利組合——本組合の區域は大阪市の東端に位し、廣汎なる耕作地が存在し新鮮な蔬菜類の産地であつて、灌漑及び悪水排除の必要ある爲め、今尙ほ存置してある。

西成普通水利組合——灌漑を主とする大道村外十三ヶ村普通水利組合と、排水を主とする中島大水道普通水利組合及び稗島村外六ヶ村普通水利組合とが、大正十三年四月合併して本組合が成立したもので西成郡長が其の管理者であつた。市域變更の際大阪市長に引繼がれたのであるが、編入實施後組合區域に區劃整理事業發達し、耕地は住宅地或は工場地と化し組合存置の必要を認めなくなつたので、昭和八年四月遂に廢止せられた。

天王寺庄外二字普通水利組合——本組合は明治三十七年四月組合地域内の灌漑排水を目的として設置したものであるが、後記の菅原外二字普通水利組合と同じく地域全部が大阪市の編入せら



萬代池

れ其の後耕地は宅地に變じて灌漑排水の要なく、組合存置の目的を失ふこととなつたので大正十五年九月三十日限り廢止せられた。

菅原外二字普通水利組合——本組合は地域内の灌漑排水施設を目的とし、明治四十三年四月設置せられたものであるが、大正十四年四月大阪市に引繼の結果、排水施設殆んど完成し之に伴ひ耕地は逐日宅地に變換せられ、灌漑排水共に其の要がなくなつたので、大正十五年五月三十一日限り廢止せられた。

中島水害豫防組合——編入實施の際多數の水利組合が大阪市に引繼がれたが、何れも皆耕地の灌漑及び排水を目的とするものであつた。たゞ本組合のみは水害豫防組合であつたのである。然るに淀川左岸には既に完備した淀川左岸水害豫防組合が存在し、大正十五年七月一日郡

制廢止と同時に北河内郡長の管理から大阪市長の管理に移り、其の經營大いに見るべきものがあつたので、淀川右岸にも左岸に劣らぬ組合を設けやうとの議が起り、遂に大正十五年八月末日限り本組合を廢止し、之に代るものとして淀川右岸水害豫防組合が生れ、本組合の財産は新組合へ讓渡された。

住吉普通水利組合——元住吉村萬代池、今池、大領池の耕地灌漑排水の爲めに大正十三年設置せられたもので、大阪市編入後は其の管理が大阪市長に移つたのである。

平野郷普通水利組合——大正十四年一月平野郷町有溜池保全及び同町耕地灌漑排水の爲め設置せられたもので、市域擴張後は大阪市長の管理に移された。

立江普通水利組合——本組合は城東村、中本町耕地百二十一町餘歩の灌漑並に排水を目的とし大正十四年三月十九日設置せられたものである。大阪市域擴張と同時に當時の管理者城東村長より大阪市長に引繼がれ、次いで昭和四年三月十五日組合經營上、中本、神路、城東灌漑普通水利組合に合併されたのである。

喜連普通水利組合——喜連村有溜池保全及び同村耕地灌漑排水の事業を經營する爲め、大正十四年設置されたもので同區域は大阪市長引繼後も、事業の進展見るべきものがあり、同區域に産

する新鮮な農産物は市民に供給せられつゝある。

其他公共團體 前記の外に左の如き公共團體があつた。

土地區劃整理組合——土地區劃整理事業を起し、町村の發展に資せんとする氣運は早くから漲つてゐたものゝ、之を指導助長せしむる指導機關が、遺憾ながら町村當時には備つてゐなかつた。之は事業の性質上其の區域が廣大であり、町村割據の時代には其の協定が面倒な爲めであつたが、編入實施後市の懇切なる指導に依り編入區域内に於ても五十二の區劃整理組合が成立するに至つた。編入の際引繼がれた唯一の區劃整理組合は、阪南土地區劃整理組合で其の設立は大正十三年一月、事業區域は天王寺村、田邊町、住吉村内、三十九萬六千坪に及び昭和五年十二月事業完成の上解散した。

耕地整理組合——耕地整理組合として編入當時存在してゐたのは、東成郡に於ては田邊耕地整理組合、鶴橋耕地整理組合、西成郡に於ては神津耕地整理組合等があつた。又住吉村には編入直前設立認可せられた耕地整理組合があつた。大阪市南方の田邊方面、東方の鶴橋猪飼野方面、北方十三方面を現在の如き發展に導く素地を作つたのは、土地區劃整理組合或は耕地整理組合等に依つて土地の利用を増進せしめたからである。

九 祝 賀

新聞の論調 多年の懸案であつた大阪市の市域擴張並増區問題が、愈々大正十四年四月一日を以て實現せられ名實共に東洋第一の大都市として新發展の首途に上つたのは輝かしくも祝福すべきことであつた。

斯かる大事業がさしたる支障もなく順調に進行するに至つたのは、本市及び關係町村當事者の協調的精神に依る努力と、監督官廳の好意的措置に依つたものであるとは云へ、背後に有力なる言論機關があつて、輿論を有利に導いた爲めであることを見通してはならない。編入當時全市の言論機關は大大阪記念號を發行して大々的に東西兩成郡四十四ヶ町村編入の經過を紹介し、地圖寫眞の登載其他新町名表の附録等に依つて大大阪市の概要を廣く一般に報道した外各社は夫々社説を掲げて大大阪市の實現を慶祝し將來への希望を卒直に開陳した。

大阪朝日新聞四月一日の紙上に於ては「大大阪の建設」と題し「けふから我が大阪市がもとの西成東成兩郡の四十四ヶ町村を加へたことは、日本第一の大都市として更めて新發展の首途にのぼる劃期的の事件として市史の上に特筆大書さるべきである。……我が大阪市は封建時代にお

いても郡縣時代においても權力都市としても商工都市としてもその時と場合とを問はず一貫して其の繁榮の運命を變へず國中一二を争ふ大都市の地位を失はなかつた、……秀吉時代に五畿内の中心であつた大阪市は、今日商工都市として關西の中心となつてゐるが、更に發展發達し帝國の中心たり東洋の中心たらずんば止まざらんとするものである。今回の編入はその無窮の隆運の途上における一段階をのぼるものに外ならない」と論じ、又大阪毎日新聞は四月一日の紙上に於て、「大大阪の發程」と題して「大阪市の接續町村編入はいよいよ今日を以て實施される。これで總面積において東京市の二倍、人口に於いて世界大都市中の第六位となつた。市民はこの光輝ある歴史的大事業に對して限りない喜びを感じる。今日の接續町村編入は大大阪市建設の發程である、この發程の光輝あり祝福すべきは勿論であるが大都市には大都市たる内容がなくてはならぬ、吾等は市民及び市當局が市の膨脹を祝賀し記念すると共に十分にこれが充實につとめその内容も亦大大阪の名に恥ぢざるものとすることを望む」と悦を述べてゐる。以上は代表的のものとして茲に掲げたのであるが接近町村の編入に對して、市内の言論機關が絶えず案内者となつて當時の市民及び町村民を指導せられた好意に對しては感謝の意を表せざるを得ない。

祭祀 此の劃期的市域擴張に際し市の内外には歡喜に満ちた諸種の祝賀が行はれたが、左に其

の重なるものを紹介することとする。

市域擴張奉告祭——此の記念すべき日市長は午前九時官幣大社生國魂神社に參向して幣帛を供進し市域擴張の奉告を行ふと共に、全市百十三社へは夫々代理者を參向せしめて幣帛を供進し奉告を爲さしめた。其の奉告祭文は左の如くである。

市域擴張奉告祭々詞

挂万久母威伎某神社乃大前爾大阪市長正五位勳六等關一恐美恐美母白左久曩爾此乃市爾
 隣伎郡及村里乎市域爾入禮而普久平加爾公民乃上爾利益止大福乎願知得左之米牟止眠當
 關禮留諸人等止多乃遍重爾而細事乃狀乎母克久議利定米而今回官乃許乎受得之乎以而萬
 物毛萌毛延始牟留今日乃足日爾幣帛捧持齋伎禮拜美告之奉良久乎平介久間食而將來市街
 乃愈繁榮倍久守幸給及止恐美恐美母白須

奉告祭後市長は直ちに泉市會議長と共に府廳に於て中川大阪知事と會見、知事の聲明書を受け、厚い感謝を述べて中央公會堂に於ける記念式場に臨んだ（第五章第四項府知事の告示と聲明書參照）。

記念祝賀會——本市主催の下に四月一日午前十一時から市域擴張記念式を中央公會堂で舉行し

た。來賓は内務大臣の代理として態々下阪した片岡内務政務次官を始め、中川知事、村岡師團長、谷田控訴院長、稻畑商工會議所會頭、杉本府會議長、泉市會議長、村山大朝社長、本山大毎社長、永田仁助、池上四郎、篠崎昇、湯川寛吉、山岡順太郎、堀啓次郎、濱岡五雄等の諸氏を始め大阪市の貴衆兩院議員、府市會議員、正副區會議長、元東西成郡長、元東西兩成郡の町村長及び町村會議員、各官公衛長、其の他著名實業家、市功勞者等無慮千五百名であつて、さしにも廣い會場も立錐の餘地なく、定刻式に入り「君ヶ代」の奏樂に次いで、關市長は如何にも晴やかな面持で先づ式辭を讀み上げ、來賓祝辭として總理大臣（吉村府内務部長代讀）内務大臣（片岡次官代讀）に次いで中川府知事から感激に満ちた祝福の辭があり、杉本、泉府市會議長、稻畑商業會議所會頭の祝辭を最後として市歌の奏樂で閉式、其の儘宴に移り、天皇皇后兩陛下萬歳三唱、攝政宮殿下の萬歳三唱、大阪市の萬歳三唱があり、市民の悦に燃へた心からの記念式は午後一時終了した。記念の爲め當日の市長式辭及び來賓の祝辭を掲げることとする。當時を偲ぶ縁ともならう。

大阪市長式辭

維時大正十四年四月一日大阪市長多年ノ懸案タル市域ノ擴張並増區ノ實施ヲ見ル、茲ニ聊カ慶典ヲ舉ゲテ之ヲ記念セントスル

ニ際シ朝野貴賓ノ光臨ヲ辱フスルヲ得タルハ予ノ最モ欣幸トスル所ナリ

惟フニ我が大阪ノ地タル本邦中樞ノ地利ヲ占メ水陸交通ノ要衝ニ位セルヲ以テ、遠ク難波高津ノ王化ノ下己ニ四方來往ノ要津タリ、爾來世ノ推移ト共ニ漸次其眞價ヲ顯現シ來リ一度豊公築城ノ壯舉成ルヤ爰ニ近代大阪發展ノ端ヲ開キ徳川時代ニ入ルニ及ビ遂ニ汎ク海内ノ商權ヲ把握セリ、維新以後國運ノ隆昌ニ伴ヒ、市勢漸ク伸張シ明治三十年ヲ以テ第一次町村編入ヲ實行セシガ、日露戰役及世界大戰ヲ歴テ其經濟上ノ地位益々向上シ市勢ノ發展亦彌々急速ニシテ餘勢ノ及ブ所更ニ近接町村ノ都市化ヲ馴致スルニ至レリ、斯クシテ第二次町村編入ノ機運漸ク熟スルヲ見ルヤ本市ハ大正十年市域變更調査會ヲ設ケテ之ガ調査ヲ開始シ、大阪府當局亦夙ニ市域擴張ノ必要ヲ認メラレ特ニ中川知事閣下ノ熱誠ナル努力ト内務當局ノ賢命ナル措置トニ依リ東西兩成郡四十四箇町村ヲ大阪市ニ編入スルノ議決セラレ、客臘之ガ諮問ヲ發セラル、ヤ大阪市會及關係町村會ハ深ク時勢ノ趨向ヲ透察シテ執レモ異議ナキ旨答申スル所アリタリ、爾來局面ハ圓滿且ツ急速ニ進展シテ遂ニ本日ヲ以テ大阪市長ノ實現ヲ見ルニ至ル洵ニ欣喜ニ堪ヘザルナリ

抑モ大都市ハ一國文化ノ源泉ニシテ亦國民經濟ノ樞軸タリ、而シテ我が大阪市ハ從前既ニ我國第二ノ大都市トシテ内外ニ對シク其重責ニ任ジタリシガ今ヤ帝都ト東西相結紘シテ彌々其ノ使命ノ重大ヲ加フ、而モ都市ノ面積廣大ニシテ戸口ノ饒多ナルハ未ダ以テ多ク誇リトスルニ足ラズ須ラク近代科學ノ要求ト市民ノ共存共榮トニ基調セル各般ノ施設ヲ整備シ以テ文化ノ進展ト經濟ノ振興トニ對シ最高ノ機能ヲ發揮スルニ努メザルベカズ今次市域擴張ノ行ハレタル所以亦是ノ理想ノ下ニ都市經營ノ完壁ヲ期セントシテ其端緒ヲ開キタルモノニ外ナラズ、而シテ本市ノ發展史上正ニ一新時機ヲ劃スルニ際シ予會々之ヲ市長ノ要職ニ享クルヲ得タルハ深ク光榮トスル所ナルト共ニ其ノ責任ノ益々重大ナルヲ痛感セズンバアラズ

冀クハ朝野諸賢ノ同情翼贊ト新舊市民ノ和衷協同トニ因リ克ク自治精神ノ本義ヲ發揮スルヲ得テ之ヲ小ニシテハ一層市民ノ福祉ヲ増進シ之ヲ大ニシテハ益々國家ノ昌運ヲ扶持シ以テ名實共ニ大大阪市タルノ使命ヲ完カラシメムコトヲ

祝

賀

終リニ莅ミ本事業ノ進捗ニ間シ深厚ナル同情熱誠ナル援助ヲ寄セラレタル各位ニ對シ茲ニ誠悃披歷シテ滿腔ノ謝意ヲ表ス

總理大臣祝辭

大阪市域擴張ノ事定マリ茲ニ其ノ祝典ノ舉行セラル、ニ會シ一言祝意ヲ表スルコトヲ得ルハ予ノ欣幸トスル處ナリ
顧フニ都市ハ文化ノ中心ニシテ經濟ノ樞軸タリ大阪市ハ古來我邦三都ノ一トシテ夙ニ商工業ノ淵藪ヲ以テ推サレ東京ノ帝都
タルニ對シ商都ノ名アリ殷富ナル實力内ニ充チテ外ニ溢レ國內經濟對外通商此地ニヨリテ益々發展ヲ致シ市區ノ地域ハ年ト
共ニ狹隘ヲ告グルニ至リ第一次市域變更ハ明治三十年ヲ以テ實施セラレシモ市勢ノ發展ハ重ネテ之レガ擴張ヲ促シ茲ニ市域
ノ一大擴張ヲ斷行スベキノ機運ニ到達シ今ヤ其ノ實行ヲ見ルニ至レリ斯ノ如クシテ壇上ノ範域自ラ恢弘セラル冀クハ之ヲシ
テ更ニ齋整完備ノ域ニ進マシメ市民亦此ノ新壇上ニ活躍シテ以テ小ニシテハ大阪市ノ爲大ニシテハ邦家ノ爲ニ大ニ寄與セラ
レムコトヲ

大正十四年四月一日

內閣總理大臣子爵 加藤高明

內務大臣祝辭

大阪市ハ帝國ノ經濟的大都市トシテ其ノ地夙ニ内外通商ノ要衝ニ當リ殊ニ輓近商工業ノ興隆ト共ニ市勢日ニ月ニ擴張シ餘勢
及ブ所四周郊外ノ發展亦頓ニ著シキヲ加ヘ茲ニ隣接二郡ノ全部ニ亘ル町村ヲ併合シテ市域約三倍ニ及ブノ大ヲ成スニ至ル念
フニ交通保安衛生經濟等各般ノ事業今後統一連絡アル施設ノ下ニ之ヲ遂行スルヲ得新舊此ノ一大轉機ヲ劃シテ益々自治公共
ノ精神ヲ全市ニ普及擴充シ此ノ根柢ニ立脚シテ各般文化ノ施設ヲ進メ以テ大都市トシテノ生彩ヲ克ク中外ニ發揚スルニ至ラ
ムコトヲ市域擴張記念式ニ當リ衷心ノ祝意ヲ表シ併セテ全市民諸君ノ協力奮勵ヲ望ム

大正十四年四月一日

內務大臣 若槻禮次郎

府會議長祝辭

國運ノ隆盛ハ産業ノ振興ニ俟タザル可カラズ産業ノ振興ハ都市ノ經濟的發達ニ負フ所頗ル大ナリ輓近我大阪市ノ發展特ニ著
シキモノアリ當ニ商工業ノ大都市トシテ帝國經濟上ノ樞要都市タルニ止マラズ將ニ東洋文化ノ一大中心地タラントス豈昭代
ノ盛事ニアラズヤ
今ヤ本市ハ多年ノ懸案タル市域ノ擴張ヲ決行シテ面積人口共ニ世界的大都市トナリ更ニ市勢ノ一大發展ヲ見ントス洵ニ邦家
ノ爲メ慶賀ノ至リニ勝ヘズ
然リト雖モ都市ノ大ナル所以ハ當ニ面積人口等ノ大ナルガ爲メニアラズシテ其ノ内容ノ整備ニアリ本市々域ノ擴張既ニ成ル
宜シク進ンデ各般ノ都市的施設ヲ完成シ以テ名實共ニ大都市タルノ面目ヲ備ヘザル可カラズ蓋シ此ノ事タル實ニ吾人市民ノ
一大責任ナリト信ズ
爰ニ本日市域擴張記念式ヲ舉行セラル、ニ當リ欣喜措ク能ハズ一言ヲ叙シテ大大阪市ノ前途ヲ祝福ス

大正十四年四月一日

大阪府會議長 杉本又三郎

市會議長祝辭

地域ノ擴張ト戸口ノ増殖ハ都市發展ノ基調ニシテ邦家興隆ノ資源タリ吾ガ大阪市最近十數年間長足ノ進展ハ古今東西多ク其
ノ比ヲ見ザル所ニシテ曾テハ海内一ノ商都ヲ以テ誇リシモノ今ヤ一躍シテ覇ヲ東洋ニ稱スルニ至リ市勢駁々トシテ高潮シ將

祝賀

ニ其底止スル處ヲ知ラザラントス、殊ニ接續町村軌近ノ發達ニ至リテハ寧ロ太タ驚嘆ニ値スルモノアリ然レバ今ニシテ都市百年ノ大計ヲ確立シ以テ更ニ機運ヲ開シ進ンデ世界的ノ商工都市ノ大成ヲ策スルハ本市當面ノ急務ニシテマダ國運ノ大勢ニ順應スル所以ナリ、茲ニ於テ曩ニ大大阪都市計劃立案セラル、アリ次テ接續町村併合ノ議起リ爾來幾年和衷協心ヨク其ノ議ヲ進メラレ遂ニ東成西成兩郡四十四箇町村ノ地域ヲ編入シ之ト同時ニ多年ノ懸案タリシ増區問題ヲ解決シテ愈々本日ヲ以テ新裝セル所謂大大阪市ヲ實現シ其ノ第一日ヲ記念スベク此ノ盛典ヲ舉ラル洵ニ新舊市民至上ノ欣幸タルノミナラズ邦家ノ爲慶祝之レヨリ大ナルハ莫シ

惟フニ都市ノ進運ハ時代文化ノ光明タリ、殊ニ本市ハ帝國財界ノ樞軸ニシテ邦家經濟ノ消長一ニ懸リテ其ノ隻肩ニアリ而シテ今日茲ニ面目ヲ一新シ意氣更ニ加ハルモノアルニ於テ其ノ使命倍々重且ツ大ナルヲ想ハズンバ非ズ然レドモ國歩未ダ容易ニ緩急ヲ許サズ庶幾クハ二百餘萬ノ市民隣保協心戮力以テ市勢ノ伸長ニ努メ大都市ノ精華ヲ發揚シテ此ノ擴張增區ヲシテ一層意義アラシメラレシコトヲ

本日此ノ場ニ臨ミ感更ニ新ナルモノアリ乃チ虔ミテ本市ノ多望ナル將來ヲ祝福シ併セテ當路諸賢ノ勞ヲ謝シ一言所懷ヲ述ベテ祝辭トナス

大正十四年四月一日

大阪市會議長 泉 仁三郎

商業會議所會頭祝辭

本日茲ニ大阪市場擴張記念式ニ列スルヲ得タルハ吾人ノ大ニ光榮トスル所ナリ

我が大阪ハ今ヤ接續二郡ヲ市域ニ編入シ吾人多年ノ宿望タリシ所謂大大阪ヲ實現シテ本邦第一ノ都市トナレリ定ニ慶賀ニ堪ヘザルト共ニ商工都市トシテノ使命更ニ重大ナルモノヲ加ヘタリト謂ハザルベカラズ唯吾人ハ今後一層市當局並ニ市民ハ互

ニ和衷公正更ニ大阪本來ノ使命ニ鑑ミ廣ク中外ノ趨勢ヲ察シ以テ名實共ニ商工業ノ中心タルニ至ランコト切望シテ止マザルナリ茲ニ一言述ベテ祝辭トシ併セテ本市ノ將來ヲ祝福セントス

大正十四年四月一日

大阪市商業會議所會頭
正六位勳三等 稻 畑 勝 太郎

尙ほ市場擴張紀念として編入に關係した功勞者である東西兩成郡の郡長及び町村長に對し、置時計各一個を贈呈し、又四月一日本市域擴張記念式に招待した人々に對しては紀念銅牌を贈呈して永久の紀念とした。

旗行列其の他——新舊市内小學校では校長より編入實施に關する講話を聞いた後、二十三萬人の兒童は手に手に「日の丸」と大大阪市のマーク「みをつくし」の旗を持つて「大大阪市萬歲」「大大阪市萬歲」と聲高らかに唱へて各學區内を練り歩き、全市を旗で埋めつくしたのであつた。新舊四十萬戸の民家は何れも國旗と日の丸の提灯を出して祝意を表し、全市に存在する市設公設市場を始め百貨店及び一般の商家は紀念割引大賣出しを行ひ、市街を走る乗合自動車、タクシーは何れも造花で飾つて威勢よくかける一方、市電は終夜運轉のイルミネーション裝飾電車十四臺を走らせ空には大阪朝日、大阪毎日兩新聞社の飛行機や、堺大濱の日本航空輸送研究所の飛行機が

六十五平方哩餘の新市域の上空を快翔亂舞して幸多き大大阪の前途を祝福するなど、其の壯觀と晴かにして健かな光景は名狀すべからざるものがあつた。又此の機會を利用して大阪毎日新聞社に於ては本市後援の下に、大大阪紀念博覽會を三月十五日より四月三十日迄、天王寺公園及び大阪城天守閣跡に催したのであるが此の博覽會は大大阪の物質精神兩方面の進歩狀況を具體的に示すものとして非常に好評を博し、大成功に終了したのであつた。

餘 錄

一 町村の概況

一 西 成 郡

本郡は元大阪市の北、西及び南の三方を擁する大郡であつたが、明治三十年の第一次市域擴張に因つて十五ヶ町村を市域に編入せられ、次で四十二年に新淀川の改鑿の竣工を見、柴島に本市上水道水源地が設置せられた爲めに、三千町歩の面積を失つて了ふことゝなつた。即ち此等三大事業の爲めに本郡の地積は半減せられたのみならず、南方の飛地と新淀川の北部及び南部の三ヶ村に切斷せらるゝに至つたのである。斯くして大正十四年市域擴張前に於ける同郡の町村は傳法町外十九ヶ町で、當時に於ける各町村の概況は左に示す通りであつた。

傳法町 同町は舊南傳法、北傳法、申の三箇の大字を以て成る。新淀川の改鑿と明治三十年の市域擴張とにより村の大半を奪はれたが、二十年前戸口稠密既に都市状態を呈し、明治三十六年

早くも町制を施行した。舊中津川は同町に入つて正蓮寺川及び傳法川の二流に岐れ、此の二川の水運の爲めに、今の安治川掘鑿前は大阪港内唯一の要津「傳法口」として頗る殷賑を極めたものであつた。故に安治川（當時新堀と稱へた）の掘鑿は、同町に致命的の打撃を加へたが、其の後淀川運河の開鑿があり、傳法川も亦運河の一部として復興し、河口に閘門を設けて水位の調節を爲すことゝなつたので、沿岸一帯は工業地として再興した。府道大阪尼ヶ崎線は町の中央を貫通してゐるが、淀川を渡るに橋梁なく、河北町村との交通連絡は渡航に依るのほかなかつた。併し阪神電車傳法線の開通と共に町内に傳法停留所が設けられたので面目を一新した感があつた。同町には古來酒類の醸造を業と爲す者多く、味淋焼酎の生産を以て亦夙に名あり、綿麻紡績を始め、製藥、製肥の化學工業も運河の水運に恵まれて隆昌してゐた。

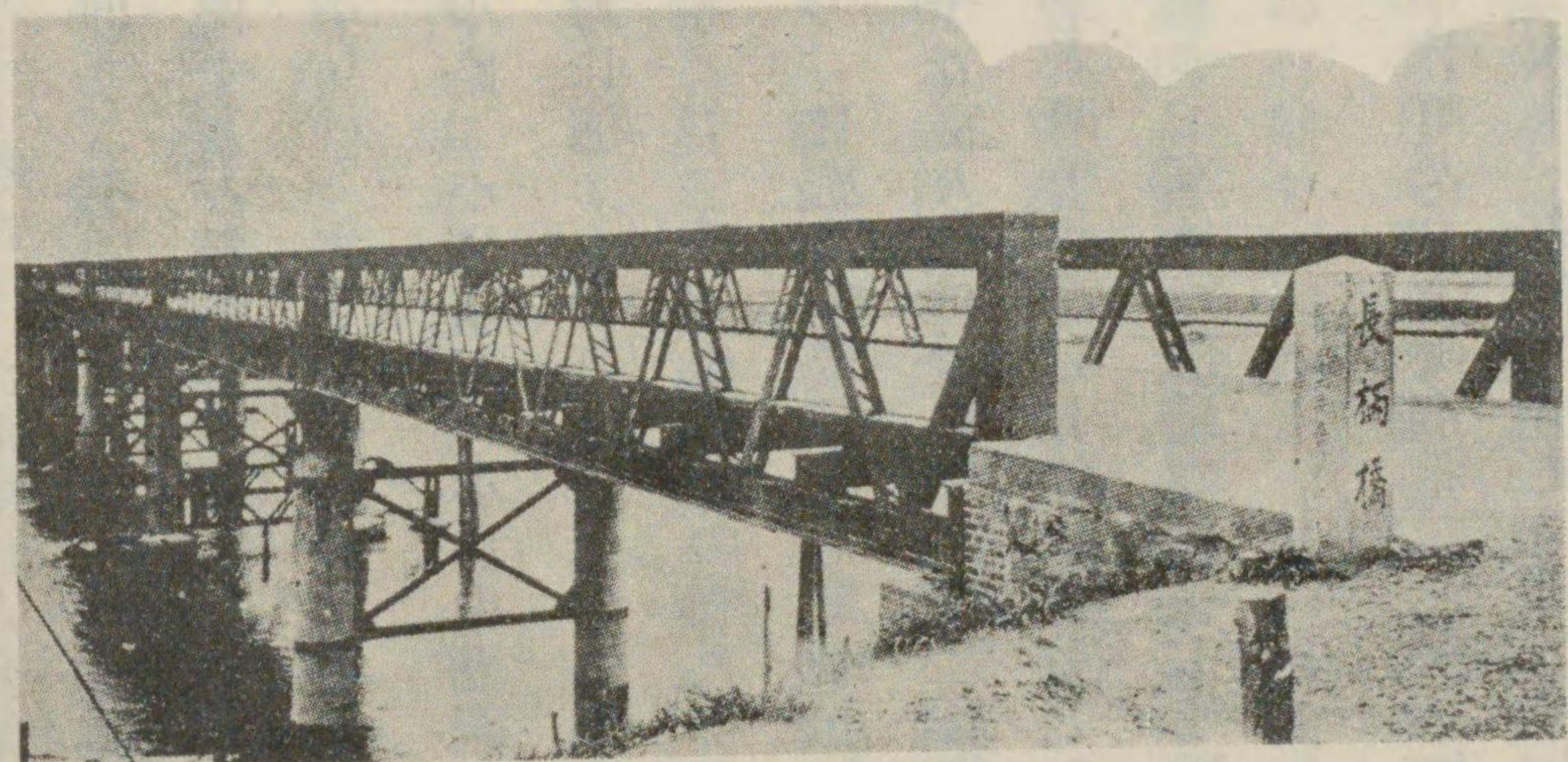
鷺洲町 同町は大仁、浦江、海老江、塚本の四大字から成り、内、塚本及び海老江の一部は新淀川の改修に依つて河の北岸に孤立した。同町は工産額三千三百餘萬圓を算する府下屈指の工業地で多數の大工場がある。電車北大阪線は町内を東西に貫通して數箇の停留所を設け、別に國道一線、府道三線縦横に通じ交通に便利である。就中北區（今の此花區）福島より十三橋に至る道路及び最近改修工事を了へた阪神國道の兩線沿道は、其の外觀竝に交通量に於て市内目抜の場所

に比べて遜色なく、商家の櫛比せる殷賑街であつた。町内に小學校が五校あり、又財團法人金蘭會高等女學校、私立關西商工學校、私立福島商業學校等、規模の宏壯なる學園があり、何れも都下の學生を蒐めて校運の隆盛を來して居る。大字浦江には了徳院と稱する古刹あり、通俗「浦江の聖天」と云ひ、遠近の參詣者絡繹として常に斷えなかつた。

中津町 明治二十三年町村制施行に當り、光立寺、下三番、成小路、小島新田、小島古堤新田の五ヶ村を合せて中津村を組織したのであるが、一度新淀川の改鑿に遇ふや、實に百二十一町餘の老大な地積と五百戸の人家とを其の河床に埋め、其の後は光立寺、下三番、成小路の三大字となつた。併し同町は交通の便と淀川運河の水運に恵まれてゐるので、日露戰役後夙に工業地として發達し、戸口の密度遙かに鷺洲町を超へ、編入當時人口二萬三千五百人、戸數五千に近き屈指の大町となつた。就中毛斯倫紡績株式會社中津工場の如きは、從業者四千八百七十名を傭役せる郡内第一位の大工場であつて、町税財源の寶庫とも云ふべく之に依つて享けた住民の利益も亦尠くなかつた。

豊崎町 淀、新淀の二川により東北を圍まれ、西南の二方は、中津町及び大阪市北區と檐を連ねてゐるので、境界を知るさへも困難であつた。同町は南北長柄、本庄、南濱、川崎の五ヶ村か

ら成り、古へ孝徳天皇の宮居させ給ふた長柄豊碕宮の舊蹤地と傳へらるゝに因んで、特に豊崎の名を選定したものだと言ふが、寧ろ長柄と云ふ方が判り易く、千歳の後今尙ほ人口に膾炙する彼の「物言はじ父は長柄の人柱、雉も鳴かずば討たれざらまし」と詠める悲壯の歌で知られてゐる人柱長柄橋は此の近邊の河流に架けた斷續的橋梁の總稱らしい。編入當時の人口は六萬五百餘人、戸數は一萬五千に近く、中部地域中第一位であるは勿論、全國稀に見る大町であつて、諸般の施設も亦市に遜らないものがあつた。工業の旺んなことも鷺洲町に劣らず、大阪毛織會社、大阪機械工作所、東洋製紙會社、稻畑染工場、市居染工場、大阪染工會社等、大小二百有餘の工場軒を並べ、煤煙天を覆ふの盛況を呈し、工場都市北大阪の大を誇るの觀があつた。中にも京都の畫僧友仙の創始に係る友仙のモスリン染工は地の利に依つて興り、年産實に百萬圓



橋 柄 長

に垂んとするの盛況を示した。同町には小學校五校あり、又急激な戸口増加に伴ふ住宅難緩和の爲めに、低利資金拾四萬餘圓を以て二ヶ所百十戸の住宅を建設したのも本町の特徴であつた。

今宮町 同町は大阪市南區(今の浪速區)と僅かに鐵道線路を以て區劃せられるのみで、街衢密集して其の状態全く市内と異らず、人口七萬五千四百餘人、戸數一萬八千四百を有する全國著名の大町であつた。日露戰役後、同町は先んじて區劃整理を敢行したので、街衢整然一ヶ所の丘陵もなく路面平坦又概ね平坦であつた。南海電車本線、阪堺線、天王寺線及び高野線の外、省線關西線が同町を縦横に走るので交通至便、市内に通勤する知識階級の來往者年と共に多きを加へた。同町の西端に町營屠殺場があり、大阪市内需要の精肉は大半此處から産し、其の収益は町財源の幾部を補給しつゝあつた。町營公設市場二ヶ所あり何れも地の利を占めて繁盛であつた。同町は會社、工場が尠く理想の住宅地として發展の趨勢を示し、南大半は既に快適な住宅を以て填めつゝあつたが、一面釜ヶ崎には五十戸の安宿が軒を並べ、之に止宿する日稼労働者五千人を超へ、社會施設の急愈々切なるものがあつた。

玉出町 同町はもと勝間村と稱へ今宮町の南部粉濱村の北部に位し、東は東成郡天王寺村、住吉村と西は津守村と軒を連ぬる好個の住宅地街であつた。南海鐵道本線、高野線、阪堺線に依ると

きは町内何れの地よりも僅か七八分で大阪市内に達するといふ交通上至便の地にあつたので、俸給生活者の來り住する者多く、町内至るところ小住宅街と爲してゐた。人口二萬四千五百人、戸數六千三百餘、其の大半は大阪市内に通勤する俸給生活者であつた。同町には公設市場、町營住宅の外、内容の充實せる三學校があり、近代的都市設備を急ぎつゝあつた。

粉濱村 同村は郡の最南端住吉公園に接する所、地積は餘り廣くはないが公園の周圍を抱擁し且つ官幣大社住吉神社に接近してゐるので古くから交通の便開け、南海阪堺兩電車の外、南海支線土町線も同村の南端に於て交叉してゐるので東大阪との交通は極めて便利であつた。土地高燥空氣清澄なること玉出町と相似てゐるが、公園に近いので更に一層好適の住宅地であり、殊に工費の全額を寄附に仰いで上水道を敷設して以來戸口の増加著しく、夙に人口一萬を突破した。小學校の外公立幼稚園を有つてゐるのは郡内同村のみであつた。同村の西端に合同紡績(今の東洋紡績)工場があり、多數の職工を僱役し規模宏壯であつて多額の生産を爲し、村費の大半を負擔してゐたので住民の負擔は極めて軽く、村勢の前途曠目すべきものがあつた。

津守村 同村は前述三ヶ町村の西隣、十三間川運河を隔て、南北里餘に亘つてゐる。大阪市内との水運は容易であつたが、土地低濕で水田が多かつたので自然開發が遅れ、久しく農村の域を脱しなかつた。併し大日本紡績會社津守工場の如き郡内一流の大工場があつて、多くの從業者を使ひ村税の大部分を負擔するので、粉濱村と同じく村費も極めて輕かつた。其の後木津川土地運河株式會社の設立せらるゝあり、又新阪堺電車の開通を前に控へて將來の發展が大に期待せられつゝあつた。

西中島町 同町は明治二十二年町村制實施に當り柴島、藥師堂、濱、淡路、南方新家、川口、南方、山口、西の九ヶ村を併せて一村を組織し、編入に先だつ數年前町制を施行したもので、其の後新淀川の改修に因つて約百町歩と、大阪市上水道の水源地の爲めに五十町歩の地積を失つたが尙ほ面積に於ては郡内第一の大村であつた。其の中、大字柴島は町の首邑とも云ふべく、古くより綿布晒業が旺んであつたが最近友禪染工場も加はり、鐘ヶ淵紡績淀川工場を始め大小五十有餘の工場軒を並べ、其處で働く職工亦甚だ多く、街衢稠密して河北には珍らしき賑かな町であつた。併し市の水源地の存在は實に本町の一大障壁であつて、之が爲めに其の以北の地は其の發展を妨げられることが甚しかつた。人口一萬五千、戸數三千六百餘を算し、小學校二の外私立浪華商業學校、柴島警察分署等があり、郷社中島總社は大字山口に鎮座し、曹洞宗崇禪寺は凌雲山と號し「崇禪寺馬場の仇討」として名高い。

豊里村 同村は西中島の東方淀川に沿ふて東西に延び、舊三番、菅原、橋寺、天王寺庄の四ヶ村から成る大村であつたが、新淀川の改鑿に伴ひ地域の大半を河底に没し、今尙ほ其の南方の一部は河南守口町に接して存在する。地域狭小に加ふるに交通の便を缺き、渡船に依つて淀川を渡るの外ないので文化の度も著しく後れ、純農村たる舊状を脱し得なかつた。

大道村 同村は豊里村の北方に在り、大古應神天皇の大隅宮址であるとして知られてゐる。大の飛地各所に散在し、遙に神崎川の北方にさへ一部を存してゐるが、純農村であつて戸數僅かに二百八十餘、人口亦二千に足らず郡内最小の村であつた。殊に神崎北岸飛地の井高野は電燈にさへ恵まれず、編入後も數年間はランプを用ひたほどであつた。村内は土地高燥にして蔬菜の栽培に適し、蔬菜の大部分は大阪市に供給してゐる。西成普通水利組合用水路は此の地に樋門を設けて淀川の流水を引入れ、耕地を潤ほしてゐる三千樋がそれであつた。

新庄村及中島村 新庄村は舊上新庄村、下新庄村の二から成り中島村は苗江口、小松の二村から成る。何れも地積狭小獨立の資力に乏しかつたが、其の中間に大道村の地域が突入してゐるので併せて一村と爲すことが出來ず各々獨立村とし、二村相倚つて一役場を設け、全部事務の組合を組織して村治に當つてゐた。兩村ともに純農村ではあるが後年新京阪電車の開通に因つて交通の

便を得るや、神崎川岸に工場の新設相踵いで起り、漸次工場地化せんとする趨勢となつた。村民自ら質實にして家計に裕なるは蓋し同村の特質とも見るべきであらう。

北中島村 同村は西中島町の北方に在り、其の昔蒲田、東、南、北三宮原、十八條、宮原新家の六ヶ村を廢して合同したもので、神崎川は此の村の北方に孕んだやうに迂回し、大字十八條は之に突出して瘤状を爲してゐた。阪急電車寶塚線は同村と神津町との境域を北進し、府道大阪池田線も亦同村を貫通して交通が便利なので諸方から來住する郊外生活者が多く、村勢の發展豫想すべきものがあつた。同村は元良質の飲料水に乏しいので夙に上水道施設の計畫成り、編入當時將に通水を見んとする状況にあり、又數十戸の村營住宅及び理髮所、浴場等を備へ、社會的施設の見るべきものがあつた。

神津町 同町は其の名の如く神崎、中津二川の中間に在る三津屋、野中、新庄家、堀、今里、小島、木川、堀上の八ヶ村から成り、川名の各一字宛を取つて村名としたものであるが、寧ろ十三と云ふ方が普通に判り易い。地域頗る廣く、殊に十三橋を渡つて來る府道大阪伊丹線及び大阪池田線があり、阪神急行電車は市内梅田に端を發し同町に入つて、神戸、寶塚の二線に分岐し又新京阪電車により遠く京都と結ばれてゐるので驛附近の發展特に著しく、商賈軒を連ねて殷賑な

る一市街地を爲し、加ふるに町内を縦横に通ずる水運を利用して多數の會社工場が建設され、人口一萬七千餘、戸數亦四千四百戸を算し新淀川北岸に於ける商工業の中心地であつた。同町は將來の發展を見越して曩に工費の全額を寄附金に仰いで上水道の敷設を完成し、更に耕地三百餘町歩に亘つて一大區劃整理を企て、着々其の工事を進めた爲めに其の發展は注目すべきものがあつた。

歌島村 同村は神津町の西に在り、加島、野里、御幣島の三ヶ村から成る。府道伊丹線に依つて神津町と連絡し、就中加島と三津屋とは古來氏神を一にしてゐるので、因縁の淺からぬものがあつた。神崎川は同村の西北端に於て南に屈折し、兵庫縣と境を爲してゐた。概ね純農村であつて開發の度稍々後れた感があるが、工事中の阪神國道の改修成り、路面電車にして開通した曉には其の發展が期待されてゐた。同村を始め千船、稗島三町村は元地主の關係に依つて村の疆域を定めた爲めか、領域が各所に散在して飛地多く、犬牙錯綜して境界が錯雜を極め、彼の陸地測量部發行の地圖でさへ錯雜地として取扱つてゐる程であるが、同村の領地が淀川の南方遙かに稗島町の飛地内に混つてゐるなど、其の最も甚しい例で交通通信の不便著しかつた。

稗島町 同町は歌島村の南方新淀川との中間に在る古來よりの獨立村である。河川改鑿に當り

地域の大半を河底に失ひ、其の南端の一部が僅かに淀川南岸に残つたのみであつた。然るに此の飛地も純然たる工業地と化しラサ燐礦株式會社を始め有爲の工場が多く設けらるゝに至り、町税収入も多く増加することになつた。殊に最近同町には上水道の敷設も完成し町民の保健施設も大に改善せられたので、俄に家屋の新築が増加した感があつた。町内には阪神電車及び國道第二號線が通じ、交通の便があるので沿道街衢を爲してゐるが、南岸部との交通に至つては僅かに渡船連絡に依るの外なく甚だ不便であつた。

千船町 同町は稗島町、歌島村の西に在り、明治二十二年町村制の施行に際し、大和田、大野、佃の三ヶ村及び百島、蒲島の二新田を合して新たに組織されたものであるが、國道第二號線は同町の中央を貫通し、阪神電車亦之と併行して西大阪郊外の要衝に當り、水陸の交通兼ね備はり前途囑望すべき大町であつた。殊に工業の旺んなることは周圍神崎川の水運が齎らす惠澤であつて北部地域中第一位に推獎すべく、彼の富士瓦斯紡績株式會社大阪工場、毛斯倫株式會社佃工場、大和田紡績株式會社大和田工場を始め大小三十有餘の會社工場が各所に散在し、其の傭役職工男女併せて五千に近く、工産總額實に千六百萬圓を算する盛況で、爲めに同町の戸口は逐年増加し、大字大和田の如きは人家稠密の市街を形成し町勢隆々たるものがあつた。

福村 同村は千船町の南方新淀川と舊大野川との中間に介在せる猫額大の一村であつたが、古來漁業が旺んで今尙ほ鳥貝の收穫多く、郡内唯一の漁村として知られてゐた。爲めに同村より大阪市に出でて魚類を商ふ者多く、市内の公設市場に出入する魚商の大半は本村の出身者であつた。村の東端に伊藤硫曹製造所があり、村内唯一の工場として微弱な村財政を助けてゐた。

川北村 同村は明治二十二年始めて町村制の施行せらるゝ際大阪の西隅に偏在する瀬海新田の總てを合せて一村としたもので、春日出、南、六軒屋、秀野、恩貴島、島屋、本西島、常吉、北西島、西野、西島、矢倉、中島、布屋、出來島、西洲の十六新田と、四貫島村及び九條村字西九條の一村一大字とを合して出來た膨大な村であつたが、明治三十年の市域擴張と新淀川の改修とによりて樞要の場所の殆んど全部を失ひ僅に其の殘滓のみとなつた。住民悉く耕作に従ひ蔬菜西瓜の栽培旺んであり、彼の有名な二府十一縣立外島保養院は西端海岸に設置せられてゐるが村には直接何等の關係がない。

二 東 成 郡

同郡は元難波大郡と稱し大阪市の東方に接する樞要の地域であつたが、明治三十年の第一次の市域擴張に當り市に接する樞要の地域は殆ど取去られた爲め、其の大部分は農耕本位の廣漠たる田野として存した。其の後大正二年歐洲戰亂の勃發するや大阪市の急激な膨脹發展の時勢は郡内に伸び、市に接する部分には工場、住宅の新設せらるゝものが續々として相次ぎ、爲めに市郡の境界の判別し難きものあるに至つた。廣袤東西二里三十町、南北四里五町、面積實に四万里二八に亘り、七町七ヶ村を包容する大郡であつて従つて各町村の狀勢各々相違なるものがあつた。故に新市域となつて行政區の設けらるゝに當つても先づ住吉區、東成區の二に分たれ、後ち昭和七年に至り東成區の北部は更に旭區として分離せらるゝに至つた。大正十四年市域擴張前に於ける各町村の概況を述ぶるに左の通りである。

平野郷町 同町は市の東南、河内平野に接し一大街衢を爲すものであつて、奈良街道、八尾街道は同町を通じて河内平野に延び、文化早く開け町村制實施の當初より町制を施さ、泥堂、市、野堂、流、背戸口、西脇、馬場の七ヶ町より成つてゐる。鐵道關西本線及び南海電車平野線に依る交通の便備は、主要な物資の集散地であつて、上水道の完成と町營住宅の建設により來住する者日に加はり、戸數三千七百餘、人口一萬六千を超え尙ほ續々増加の趨勢を示し、將來に於け

る好箇の住宅地として見られてゐた。大日本紡績平野工場は規模が大なるだけ、町税に裨補する所が尠くなかつた。小學校二あり一は附近數ヶ町村組合立の高等小學校で、實業補習學校、杭全裁縫女學校等をも併置し、設備も充實し、最近府立女子師範學校移轉改築の議あるや、同町は率先して敷地を寄附提供し之が實現に成功した。郷社に杭全神社あり、寺院に融通念佛宗總本山大念佛寺あり、共に著名であるが、其の他各宗の寺院合せて二十ヶ寺があつた。

喜連村 同村は平野郷町の南端に當り、東西二十三町、南北九町、南部は中河内郡瓜破村と境せる農村であつて戸數三百八十戸、人口二千餘、郡内の最小村であつた。村には府道中高野街道の外、古市街道があり交通必ずしも不便ではないが未だ開發の域に達せず、畑川と稱する大和川五十間樋よりの吸水と村内數多の溜池の灌漑とに依つて、米、麥、蔬菜、大豆等の耕作に従事してゐる純農村であつた。村の西方に一大無線電信所あり、日々海外の狀況を接受して之を商工の大都市大阪に齎してゐるのも面白い對象である。

北百濟村 同村は平野郷町の西北方鐵道關西線に沿ふた村で、桑津、今林、今在家、新在家の四ヶ村から成り、戸數八百二十、人口三千四百餘を有してゐた。府道奈良街道の外平野停車場があり、交通の便はあるが、此の邊一帶は土地低濕の爲め、依然純農村の舊態を脱しなかつた。大字桑津、新在家は隣接天王寺、生野兩村發展の影響を受け、水質亦良好である爲め漸次住宅地化しつつあり、大字今林は花卉の栽培に適し、大阪市内の需要を満たしてゐたが、本村は夙に租税完納の美風を以て知られてゐた。

南百濟村 同村は平野郷町と喜連村との西部に接する土地高燥の一村であるが、舊時中野、湯谷島、鷹合、砂子の四ヶ村を廢して一村としたもので、府道八尾街道、下高野街道があり殊に南海電車平野線は村の北方を貫通してゐるので交通の便多く、大正十一年五月以來住宅組合相踵いで起り住宅地として發展の途上にあつた。

田邊町 同町は最近に至り股ヶ池を圍る明媚な風光に依つて其の價値が認められ、理想的住宅地として大に町勢の進展を促すに至つた。南田邊、北田邊、松原、猿山の四ヶ村より成り人口一萬に近く戸數亦二千四百に及び尙ほ増加の趨勢に在つた。南海電車平野線は地區の西北端を東南に走り、大阪鐵道線亦東端を貫通し、共に町内重要地點に停車場を置いてゐたので、府道下高野線外數條の街道と共に交通極めて便利であつた。町の東方の土地は低濕であつたが、大正十三年耕地整理事業を起して之に根本的改善を加へて以來大に其の開發を見るに至つた。

長居村 同村は寺岡、堀、前堀の三字から成り戸數五百八十、人口二千八百に近かつた。八尾

街道の外村道數線東西に貫通してゐたが、軌道鐵路等の高速度機關に恵まれてゐなかつた。土地高燥で起伏あり、大字寺岡は花卉の栽培に適し、日々之を大阪市内に行商するので名高い。同村大字寺岡に臨南寺があり、曹洞宗に屬して棲伽林と號し、樹林茂つて一の閑寂境を爲してゐた。

依羅村 同村は長居村の南方東成郡の最南端大和川に接し、明治二十二年町村制の實施に當り、杉本、山ノ内、我孫子、庭井、刈田の五ヶ村と杉本新田とを廢して新に設けられたものであるが、府縣道其の他の交通機關に恵まれてゐない。全村概ね農業を事とし一部大和川の土砂採取を業とする者もあるので急激な發展は望み難かつた。社會施設として公營共同浴場三あり、設備克く整つてゐた。郷社大依羅神社は由緒正しく、大聖寺は我孫子觀音として名高く參詣者常に絶えない。

墨江村 同村は紀州街道と阿部野街道とに沿ふた東成郡最南端の巨村であつて遠里小野、澤ノ口、殿辻、千鉢、上住吉、濱口、南濱口、島、長峽の九大字より成つてゐた。南海本線は村内を貫通し、阪堺線、上町線との連絡の便があり、且つ又高野線は村の東方を貫通し紀州街道、阿部野街道の二大街路を共に交通の根幹を爲してゐるので其の開發著しく、戸數三千三百、人口一萬三千七百餘を算した。大阪市から配給を受ける上水道の如きも、大正十三年には既に村内に洽なく普及してゐたので、好適な住宅地であると共に一面亦工業も比較的旺んであつて、緞通、敷物

硝子、木綿ベルト、煉瓦等の生産が多かつた。彼の百人一首の「墨の江の岸に寄る波寄るさへや夢の通路人目よくらん」は此の地を詠んだものであり、住吉神社の燈明臺「高燈籠」も亦此の地に在る。

住吉村 同村は墨江村の北方に隣し官幣大社住吉神社の鎮座まします處である。古來からの獨立村であつて大字等の煩しさはなく、西方一帯崖を成して西成郡界を爲し、交通極めて便利であり、且つ帝塚山の景勝と萬代池の風光とがあるので理想的住宅地として富豪の來り住む者が多かつた。同村内には尙ほ農耕地帯もあるが、商工業も亦相當に殷賑で緞通、帆木綿等の生産があり酒類の醸造、製油業も其の産額が少くなかつた。同村には官幣大社住吉神社の外、別格官幣社阿部野神社、郷社生根神社があると共に、大阪女子専門學校を始め府立住吉中學、帝塚山學院等がある。住吉神社の社前南海本線を隔て、住吉公園がある。歴史も古く大阪郊外最も近距離の公園である爲めに都人の來つて逍遙歡樂するもの極めて多く、心字に象つて踊る古き俚俗の住吉踊は又著名である。村税の負擔の軽いことも本村の特徴であつて、郡内の最低位に居り、而も各般の施設に未だ嘗て村債を起したことがなかつた。

安立町 同町は四周墨江村に圍まれて袋地をなし、紀州街道に沿ふた南北十六町、幅員實に一



住 吉 神 社

町にも足りないが一小市街であつて、安立、七道領の二ヶ大字から成り、平野郷町と共に町村制實施の當初からの町であつた。地積の點にしては郡中第一位の最小町であるが、町内には農耕地は固より幾許の空地もなく、而も一千百餘の戸數と四千七百の人口とを有してゐた。

敷津村 同村は十三間川の西方木津川と大阪灣に面し、南方一帯大和川を隔て、堺市と相對する大村であつた。概ね海面埋立の新田に屬し土地は海面よりも低い爲めに、周圍に強固な堤防を繞らして海潮の浸入を防いで居る。明治二十二年町村制實施に際り、北島、北島飛地、北加賀屋、南加賀屋、櫻井、村上、

庄左衛門、嬰木、柴谷、釜口の十ヶ村（十ヶ新田）を合せて一村としたものであつて、將來工業地帯として囑望されつゝも蔬菜栽培業者、大和川砂利採取者と一部造船工とを加へて六百有餘戸二千九百人に満たない一村であつた。藤永田造船所を始め大小二三の造船所は村の北方木津川尻に在り、舊砲臺跡附近には陸軍火藥庫を始め、民間建設の危険物貯藏庫等特殊建物が多し。

天王寺村 同村は天王寺、阿倍野より成る本邦有數の巨村である。市内南區（今の天王寺區）天王寺公園及び鐵道關西線天王寺驛に接し、土地高燥にして松林を有する丘陵に富み、南部唯一の住宅地であつて市内の巨商住宅別荘を設け、又給料生活者の住宅も頗る多かつた。同村の北方市に接する地は殷賑なる商店街であつて、人口六萬に近く、戸數一萬三千を超へ市への編入前已に中小都市を凌駕する巨村であつた。同村には南海電車及び大阪鐵道があり又府道阿倍野街道其の他大小縦横に通ずる道路と共に交通の便利なる點に於て大阪市内と異なる所がなく、財政も豊富であつて編入直前の歲計豫算總額五十七萬五千餘圓の巨額に達し、小學校の如き第一乃至第六の六校、百五學級の多きを數へ、村營公設市場を三ヶ所も有してゐたのに比し村債としては上水道事業債があるばかりであつた。同村は學校村として名のあつたやうに、大阪高等學校を初め府立天王寺中學校、阿倍野高等女學校、市立工藝學校、古屋英學塾、天王寺高等女學校、明淨高等女學校、

大谷高等女學校等の公私立中等學校が到る處に散在してゐる。大阪市立營造物として阿倍野葬儀所及び墓地の外、市立産院、公民病院等があり大阪市と密接な關係を有つてゐた。加之同村を中心とする阪南土地區劃整理組合は村の東部一帯及び隣接二ヶ村に跨るもので、街路工事着々として進捗し大阪市に對する將來の一大住宅街として囑目されてゐた。

生野村 同村は省線城東線を以て南區（今の天王寺區）と境し、東方一帯は河内平野に面してゐる。元の國分、舍利寺、林寺、林寺新家、田島の五ヶ村を廢して新設せられたものであつて交通の便を缺いたが、閑靜な農耕地として殊に大阪市に種々の農産物を供給し、養雞業は盛であつて年産實に百二十九萬餘圓に達した。同村も學校に恵まれた方であつて、府立生野中學校、生野高等女學校、大阪齒科醫學專門學校等を始め、市立聾啞學校、日本吃音學院等の特殊學校がある。

鶴橋町 同町は生野村の北方一大市街を形成する密集地域で、町内の繁華市に遜らない有様であつた。町村制施行の際猪飼野、岡、木野、小橋、東小橋の五ヶ村を廢して設けられたものであつた。明治三十年の市域擴張に當り小橋村は全部大阪市に編入され、之に代ふるに天王寺村の一部を本村に加へたので五大字となつたのである。當時戸數僅かに二百餘微々たる一寒村であつたが、日露戰爭後商工業の勃興に伴ひ、市の民家の漲溢と共に市街地となり、大正元年には村を改めて

町となすに至つた。其の後大正八年の耕地整理と平野川の改修とに依つて町勢著しく進展し、人口六萬三千餘、戸數一萬三千二百を超ゆる郡内第一位の繁華な町となつた。併し諸般の設備は未だ整はず、殊に新開地のことゝて町の財政も豊でなかつた。

小路村 同村は鶴橋町の東隣河内平野に突出し、片江、中川、大友、腹見の四字から成つてをり、土地平坦でも片江、中川の二部落の如きは、雨後には絶えず浸水の厄を免れなかつたが、淀川改修後漸く其の憂が無くなつた。近年まで地味の肥沃な純農村であつたが、大軌電車の開通以來、大阪市内との交通漸く繁くなり、住宅地として開發の氣運に向つたのであつた。耕地整理の施行及び大東土地株式會社の土地經營が同村の發展を助けしことが尠くなかつた。

神路村 同村は東成郡の東端小路村の北隣に在り、大今里、東今里、深江の三ヶ村を以て成つてゐた。縣道暗越奈良街道は村の南部を東西に遠く貫通し、昔より街道筋の半農村として榮えてゐたが、近年大阪軌道が隣村小路村を村境に近く開通するに及び、益々將來の發展を導くに至つた。且つ平野川の水運は工業の勃興に適し、セルロイド加工や帽子の製造工場も設立されたが、矢張同村の將來は市電今里車庫の新設に期待を繋ぐべきものであつて、編入當時は人口八千七百五十、戸數二千百有餘の半農村であつた。

中本町 郡の中央部の西端にあつて猫間川に依つて大阪市東區と境し、東は小路村と南は鶴橋町北は城東村に接してゐた。本庄、中道、中濱、西今里、森野の五大字より成り、町の西部大阪市に接する處に面積十二萬坪の城東練兵場を擁してゐるが、大阪市發展の餘波は此の練兵場を超えて東進を續け、初めは小住宅地より漸く家内工業地となり、殊に歐洲大戰後小工業の勃興につれて、遂に人口四萬、戸數一萬に垂んとする一大市街となつた。大工場としては日の本足袋工場株式會社、ライジングサン石油株式會社工場等を有してゐるが、町の特色は其の家内工業にあり工業物は年額五六百萬圓に達し同郡中屈指の工業地であつた。交通機關としては縣道奈良街道が町の南部を通過する以外見るべき物はなかつたが、大阪市内に隣接せる爲め住民の來り住する者多く、殊に大阪砲兵工廠の従業員は概ね町内に居住し鶴橋町と共に同郡第一の密住地域を爲してゐた。

城東村 同村は中本町の北方に當り寢屋川に沿ひ、鴨野、左專道、永田、天王田の四ヶ村から成る。もと北新開莊村と稱へてゐたが大正五年一月から今の村名に改められた。同村は寢屋川運河の水運に惠まれてゐた爲め早くから工業地として開け、彼の鐘ヶ淵紡績工場大阪支店を初め、大小の工場が數多あつたが、他面農村の域を脱しなかつた地區も相當にあつた。村内の道路は幅員狭小で交通は甚だ不便だが、工場に通ふ就業者多く此處に居住し、鐘ヶ淵紡績工場だけでも其

の社宅五百戸を超ゆる盛況であつた。之が同村開發の原動力であつたばかりでなく、村税の好財源であつたことは云ふまでもない。

榎本村 同村は城東村の東方寢屋川運河に沿ふて河内平野に突出した部分で、町村制實施の際もとの放出、下ノ辻、三組の三ヶ村を以て組織されたのであるが、後明治三十五年に至り北河内郡今津村を合併して今の四大字となつた。村は固より純農村であるが鐵道片町線に沿ひ村内に放出徳庵の二驛を有してゐるので、其の附近から漸次商工業地並に住宅地化しつゝあつた。寢屋川の水運は未だ工業地帯化するに至らず主として屎尿の運搬に供せられ、大阪市域の汚物の大半は其の舟運に依つて河内平野に運び去られる。戸數二千、人口七千二百餘を算し郡内中位の村であつた。

鯨江町 同町は寢屋川の北岸一帯の要衝を占め、東成郡北部に於ける中心地であつた。今福、蒲生、新喜多、布屋の四ヶ村より成り、明治四十二年十月早くも町制を施行して郡下六ヶ町中の先驅を爲したのであつた。寢屋川及び鯨江川の水運は舟楫に適し、硝子製品、綿糸布紡織、エナメル製品、電氣器、製紙、石鹼及び鐵鑄物等、各種の工場の煙突河岸に沿ふて林立し、城東村大字鴨野と共に一大工業街を形成してゐた。従つて就業者の來住多く、之に伴ふて商賣亦榮え、人口二萬一千六百餘、戸數五千四百を有する東大阪屈指の賑な街であつた。町の財政は豊でなかつた

が個人經營の市場を町に於て買収し、日用品の廉賣施設として効果の見るべきものがあつた。上水道は大正四年以來大阪市の配給を受け、町營として町内に限なく普及せしめて居つた。

榎並町 同町は鯉江町の北方京街道に沿ふた交通至便の町であり、大正三年一月町制の施行と同時に従來の大字小字を廢して、新たにそれを内代、關目、野江巽角、野江南之町、野江中之町及び野江東之町の六大字に劃した。京阪電車の開通の餘波を受けて急激に開發し、農業本位の村落は一朝にして住宅街と化するに至つた。町は個人經營の市場を買収して物資の廉賣に努め、又町營住宅を建設して小所得者の利便に供し、上水道を完備して飲料水の普及を圖る等、經營に努めた爲め、町勢次第に旺盛に向ひ、小工業も勃興し、莫大小の製織、坩堝、硝子器等の生産も盛んになつた。

城北村 同村は東成郡の最北端、大淀川の流水に北、西一帯を包圍された巨村であつた。江野、中、荒生、赤川の四ヶ村を以て一村を成したのであるが、明治三十年四月、都島村が市域に編入されるに際し、其の殘存部毛馬、友淵を加へて六大字となつた。大正三年毛馬橋の架設に依つて陸運の途拓け、淀川の水運と相俟つて一大工場地帯であり、大日本精糖株式會社、鐘ヶ淵紡織株式會社淀川工場、王子製紙株式會社、天滿織物株式會社、日本捺染株式會社等の宏大なる大工場

を始め數多の工場河岸に連なり、工場従事者の住宅年と共に増設せられ、人口一萬四千七百に近く、戸數三千二百餘を算する市街となつた。同村は斯く多くの大會社、大工場を有するので村税の資源に恵まれ、上水道の敷設を始め公設市場の經營、融和事業施設、其の他村治各般の施設が整備しつゝあるに拘らず住民の負擔は頗る輕かつた。

古市村 同村は城北村の東隣に接し南北に延び、京街道は村の中央を貫通し殊に京阪電車の便がある爲め、住宅地として最近著しい發展を見るに至つた。千林、今市、森小路、南島の四大字より成り、北河内郡守口町に接する千林方面から順次開發せられつゝあつたが、尙ほ農村の舊態を免れなかつた。村の施設としては村營住宅、公設市場あり、又隣村と共同して上水道の敷設計畫があつたが、急激に發展した村の常として財政上の困難は免れなかつた。

清水村 同村は郡の最東北端北河内郡界に接し、般若寺、別所、馬場、上ノ辻、貝脇の五大字より成り、戸數一千餘、人口三千六百有餘の村落であつて、京阪電氣軌道が村の西北端を僅かに掠めて東北に走る外、餘り交通に恵まれてゐなかつた。村民の多くは農業を生業としてゐたが、近年軌道沿線附近より漸次住宅地化しつゝあつた。昔は棉の栽培地として知られてゐた。

敷津村長	住吉村長	墨江村長	依羅村長	長居村長	北百濟村長	南百濟村長	喜連村長	清水村長	古市村長
------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	------

釜口政吉	太田儀兵衛	中野甚治	東野修一郎	淵田重朗	川上豐吉	作本宗次郎	服部貞次郎	田中半右衛門	奥田秀治郎
------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	--------	-------

豐里村長	津守村長	粉濱村長	今宮町長	稗島町長	千船町長	神津町長	西中島町長	玉出町長	豐崎町長	中津町長	鷺洲町長	傳法町長	東西兩成郡町村	同	同	同	同	技師	餘錄
------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	---------	---	---	---	---	----	----

田島政治郎	袖下德三郎	七野力松	貞本義保	北邨正三	見市乘保	末廣周藏	北後眞治郎	漆島佐吉	木下重次郎	土田伊右衛門	黑田徹次	本山茂樹	檜垣萬次郎	行徳直誠	井上謙吉	小島茂	大野直平
-------	-------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	--------	------	------	-------	------	------	-----	------

城北村長	榎本村長	城東村長	小路村長	神路村長	生野村長	天王寺村長	榎並町長	田邊町長	中本町長	鶴橋町長	鯉江町長	安立町長	平野郷町長	川北村長	福村長	歌島村長	北中島村長	新庄村組合長	大道村長
------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-----	------	-------	--------	------

寺西圓次郎	大橋房太郎	中橋九郎	石川芳弘	幸田芳治	連憲一	武岡充忠	久保田彌三郎	橘住元策	吉住元策	木村作之助	寬田半兵衛	平田久吉	吉村音次郎	佐野喜十郎	北邨米次郎	中園作太郎	生島治一	金田仙太郎	御崎源一郎
-------	-------	------	------	------	-----	------	--------	------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------

第一章 概説

明治三十年以来多年の懸案であつた本市城第二区域擴張も前編に於て述べたやうな過程を経て解決し、大正十四年四月一日本市は遂に大大阪としての第一歩を踏み出したこととなつた。本市の發展は遂に著るしく、今や本市は面積百八十七平方町、人口二百七十萬を包含し、我國産業經濟の中心として内外に著るる名士に至つた。これ固より國運の隆昌、經濟の伸張に因るとは云へ、一面市域の擴張に因りて本市の利益が確立し、爲めであつて、當時の關係者かまよふ懸案を解決し、二大英斷を以て市域の擴張を實行したものは、本市に取つて誠に時宜を得たことであつた。本市市勢の發展は先づ急激たる人口の増加として現はれ、市域擴張後昭和九年迄は常に六十萬を越すの増加を見た。此の如き急激たる人口増加は他に多く類を見ない所であつて、路假擴張市にも

後篇

第一章 概説

明治三十年以來多年の懸案であつた本市域第二次擴張問題も前篇に於て述べたやうな過程を経て解決し、大正十四年四月一日本市は愈々大大阪としての第一歩を踏み出すことゝなつた。爾來市勢の發展は寔に著るしく、今や本市は面積百八十七平方軒、人口二百七十萬を包容し我國産業經濟の中樞として内外に重きを爲すに至つた。これ固より國運の隆昌、經濟の伸展に因るとは云へ一面市域の擴張に因つて本市の基礎が確立した爲めであつて、當時の關係者がよく將來を洞察し一大英斷を以て市域の擴張を實行したのは、本市に取つて誠に時宜を得たことであつた。本市市勢の發展は先づ急激なる人口の増加として現はれ、市域擴張後昭和九年迄に實に六十萬人以上の激増を見た。此の旺盛なる人口増加は他に多く類を見ない所であつて、略ぼ横濱市にも

匹敵し得べき都市を此の期間に於て新たに附加したも同様である。而して此の人口増加は舊市に於てよりも寧ろ新に市域に編入された部分に於て著しく、之に依つても市域の擴張が如何に剴切であつたかを想像することが出来る。獨り人口のみに止らず、更に本市の産業は近時に於ける輸出工業の殷賑、軍需工業の勃興に伴うて異常なる發展を遂げ、其の生産額は驚くべき躍進振を示した。

斯くの如き市勢の著るしき發展は必然的に市財政の膨脹を招來し、過去十年間に於て歳計は約一倍半となつた。これ市勢の發展に伴ふ本市各般の施設經營の擴充を意味するものであつて、編入當時町村側の要求した各種希望條件も漸次實現せらるゝを得たのである。然るに市税に對する市民の平均負擔額は、此の期間に於て約一圓八十錢の低下を示した。これ實に市政の運営に方り常に市民負擔の緩和に意を致し、市財政の調整を圖りたる結果であつて、之に依つて編入當時一部に危惧されたるが如き新市域編入に因る負擔の激増は、幸にして一種の杞憂に終つたのであつた。

今市域擴張後に於ける市政の概要を主なる事業に就いて述べれば、先づ昭和二年には學區廢止を斷行して多年の懸案を解決し、普通教育に於ける機會の均等と負擔の調整を圖つたのを初めと

し、次いで翌三年には新舊市域を通じて街路、運河、公園、墓地、下水處理等各般に亘り、都市の建設的意義を有する第二次都市計劃の決定を爲し、其の一部は事業として之を實行に移し、之と共に新市土地開發の爲め土地區劃整理事業を助成し、土地利用の増進に資する所があつた。又新市住宅地と都心部との連絡を便ならしめる爲め高速鐵道の建設を計畫し、昭和三年之に着工し、其の一部は既に開通するに至つたが、之より先、昭和二年より乗合自動車事業を經營し、市内交通の便に供することゝした。昭和六年に開設を見た中央卸賣市場は、市設小賣市場の増設と相俟つて、市民の日常生活に最も密接の關係ある食料品供給を合理化するに裨益する所多かつたのは更めて云ふまでもない。尙ほ市勢の發展と關係深き大阪港は昭和三年に於て第一次築港計畫の完成を見たが、更に商港としての施設充實の爲め



大阪市廳

第二次築港計畫を樹て、既に其の工事に着工し着々工程を進めつゝある。

以上の外下水道の改良、上水道の普及、小街路の改良及び舗装、路面電車の延長、電燈電力事業の擴充、教育、保健、社會、産業諸施設の充實等、市政の各般に亘り本市は大小幾多の事業を計畫し且つ之が遂行に努め來つたのであつて、此等の事業が市勢の發展に貢献した所は頗る大なるものがある。然るに昨秋九月の風水害は本市の諸施設に對し甚大なる損害を與へたが、幸にして其の善後策宜しきを得た爲めに、既に大部分の復舊を見るに至つた。唯被害の最も甚大なりし港灣施設及び學校舍等に就いては目下國庫補助の下に銳意之が復興を促進しつゝある。

斯くて本市の市勢は益々發展を續けつゝあるが、茲に將來の問題として解決を要するのは都市制度の問題である。現在我國の大都市は何れも二重監督、二重行政の弊に悩まされ、且つ其の財政權は著るしく束縛を受け、市行政の運営を阻まれつゝあるのであるが、此の弊害を除去し都市行政の能率を増進するの途は、特別市制の實施を措いて他になく、之が實現は我國大都市の直面せる重大問題であつて、本市將來の發展も一に之が解決に懸つてゐるのである。

第二章 面積及人口

一 地勢、氣象及面積

地勢及氣象 本市は我國の中央部に位し、市の西南は大阪灣に面し、東は北河内郡、中河内郡に、南は大和川を隔て、堺市及び泉北郡に、北は神崎川を隔て、兵庫縣尼崎市及び川邊郡、大阪府豊能郡及び三島郡に接し、所謂攝河泉の大平野の心臟部を成してゐる。地勢は中心部の丘陵を除き概ね平坦であつて、河川は市内を縦横に貫流し、水運の便なること古來海内無比と稱せられ、就中琵琶湖に源を發する淀川は、市の東北に於て分流して新淀川、大川、堂島川、土佐堀川、安治川、木津川、尻無川、中津川となり、その他大小數多の河川運河があつて自在に船楫を通じてゐる。

氣候は概ね温和であつて、盛夏の候と雖も攝氏三十度内外、又嚴寒の候に於ても零下五度を下らず、明治十五年大阪測候所創設以來の平均温度は十五度〇三である。天氣日數は快晴累年平均四十四日、降水日數は累年平均百三十六日であつて、降水量の累年平均は一千三百五十三耗であ

る。因みに世界主要都市の気温及び雨量の累年平均を示せば次の通りである。

世界主要都市気温及雨量比較表

都市名	気温 (平均)				降水量(全年)
	全年	一月	四月	七月	
都 市					
大 阪	一五・〇	四・二	一三・二	二六・一	一、三五四
東 京	一三・九	三・〇	一二・七	二四・二	一、五七一
上 海	一五・六	三・六	一三・六	二七・二	一、一六九
紐 育	一一・二	(二)〇・四	九・八	二三・七	一、〇四三
巴 里	一〇・四	三・三	九・三	一七・七	六〇四
倫 敦	九・七	三・九	八・四	一六・九	六一一
伯 林	九・一	(二)〇・六	八・五	一八・六	五五七
市 俄 古	九・八	(二)三・九	八・三	二三・〇	七九六

備考 (一)は氷點以下を示し、大阪は昭和九年、大阪以外は昭和八年内閣統計局編纂列國國勢要覽に依る

累年平均風速度は一秒間二米七〇であつて、未曾有の慘禍を齎した彼の昭和九年九月二十一日の風速度は實に六十米(風壓計による)に達する高速であつた。風向は概して北東の風が多い。

面積 本市は明治二十二年四月一日市制實施により、東西南北の四區を以て市域と定められ、當初僅かに十五平方呎の面積を有するに過ぎなかつたが、日清戦後に於ける工場工業の發達、人口

の集中並に隣接町村の發展等に依り、市域擴張の必要に迫られたので、明治三十年四月隣接二十八ヶ町村(二部分合併せられたるものを含む)を合併した結果一躍五十八平方呎となり、次いで日露戦役及び世界大戰を経て經濟上の躍進に伴ひ、市勢の發展亦急速の度を加へたので、大正十四年四月新に東西兩成郡四十四ヶ町村を市域に編入したことは前編記述の如くであるが、それが爲め本市は今や廣袤百八十七平方呎の面積(東西十五軒九八、南北二十軒二九)を擁し、面積に於ては本邦都市中東京市及び京都市に次ぐ大都市となつた。本市行政區別の面積は左表の如くであつて、概して市の周圍部各區の面積大きく、所謂新市域が全市域の六割八分を占めてゐる。

大 阪 市 面 積 表

區名	實數(平方呎)	百分比	區名	實數(平方呎)	百分比	區名	實數(平方呎)	百分比
北	八・七五	五	大 正	九・一七	五	東 淀 川	二九・〇三	一六
此 花	一一・三九	六	天 王 寺	四・四〇	二	東 成	一〇・九八	六
東	六・五五	四	南	二・七三	一	旭	一八・六二	一〇
西	四・二六	二	浪 速	三・七九	二	住 吉	三九・九四	二一
港	九・三二	五	西 淀 川	二一・二七	一一	西 成	七・〇八	四
全 市	一八七・二八	一〇〇						

二 人口

人口増加と密度 本市の人口は市制実施の明治二十二年末には僅に四十七萬二千四百四十七人に過ぎなかつたが、第一回市域擴張の年たる明治三十年末には七十五萬八千二百八十五人となり、八年間に約六割の増加を示した。尤も明治時代の人口は所謂公簿上の調査であつて、本市の如き人口の移動激しき所に於ては實數と遠ざかるのを免れなかつた。そこで大正九年國勢調査の實施さるゝに及んで、初めて本市人口の真相を知り得たのであるが、之に依る時は同年十月一日現在に於ける本市人口は百二十五萬二千九百八十三人であつた。然るに第二回市域擴張の結果大正十四年十月一日にはそれが二百四十一萬四千八百四十四人となり、更に五年を経たる昭和五年十月一日現在(國勢調査)に於ては二百四十五萬三千五百七十三人となり、昭和九年十月一日現在内閣統計局の推計によれば實に二百七十二萬二千七百人に達することとなる。今之を市制實施當時に比較すれば約六倍、第二次市域擴張の大正十四年に比較すれば約三割の増加であつて、人口増加率の著しきこと驚くべきものがある、今、昭和九年の前記推計人口により區別人口を見るに何れも十萬人を超え、就中人口の最も多き港區の如きは三十萬八千四百人の人口を有し、六大都市に次ぐ大都市たる廣島市を凌駕する有様である。

大阪市人口數調

(昭和九年内閣統計局推計)

區名	人口	人口密度(平方 料三付)	一世帯 平均人口	女百三付男
北區	二二〇、三〇〇	二六、三二〇	四・六	一一五
此花	二〇一、二〇〇	一七、六六五	四・三	一一四
東區	一六一、三〇〇	二四、六二六	五・六	一四四
西區	一二二、八〇〇	二八、八二六	五・三	一一五
港區	三〇八、四〇〇	三三、〇九〇	四・二	一一六
大正	一一八、五〇〇	一一、九二三	四・四	一二五
天王寺	一一七、〇〇〇	二六、五九一	四・六	一〇五
南區	一一八、五〇〇	四三、四〇七	五・一	一〇八
浪速	一四〇、五〇〇	三七、〇七一	四・六	一一七
西淀川	一六六、〇〇〇	七、八〇四	四・三	一一二
東淀川	二〇一、七〇〇	六、九四八	四・四	一一一
東區	二七三、九〇〇	二四、九四五	四・三	一一三
旭區	一三二、二〇〇	七、一〇〇	四・四	一一〇
住吉	二三八、五〇〇	五、九七一	四・五	九五
西成	一九一、九〇〇	二七、一〇五	四・四	一一〇
全市	二、七三三、七〇〇	一四、五三八	四・五	一一三

次に昭和五年國勢調査の結果に依り本市人口の出生地別を示せば次表の如くであつて、本市出

生の者最も多く四割を占め、次いで兵庫縣、大阪府下、奈良縣等近接地出生の者之に次ぐのであるが、朝鮮出生者の比較的多いのは特に注目に値する。

大阪市出生地別人口

出生地別	實數	百分比	出生地別	實數	百分比
大阪市内	一、〇〇一、六三一	四〇・八	香川縣	六九、一三四	二・八
大阪府内	一一六、七三四	四・八	京都府	六七、四〇七	二・七
他市町村	一六六、五八二	六・八	徳島縣	六五、六六九	二・七
兵庫縣	一〇五、六五六	四・三	朝鮮	七六、〇三二	三・一
奈良縣	七〇、一六四	二・九	其他	六四五、〇〇七	二六・三
和歌山縣	六九、五五七	二・八	總量	二、四五三、五七三	一〇〇・〇

大正十四年及び昭和五年の國勢調査に依る本市の平均人口増加率は年三分にして、同上の全國(内地)増加率一分五厘の二倍に當つてゐる。併し此等人口の増加たるや、本市の如き大都市に於ては出生、死亡の差増に依る自然増加よりも、來住往住の差増に依る所謂社會的增加に因るものなることが明であつて、之は本市人口中市内出生者の比較的少きこと、年齢別人口に於て壯年者階級が七割弱を占むる等の事情に依つても知り得られる。今、大正十四年より昭和九年迄の人口を年度別に比較すれば次の通りである。

大阪市人口増加表

年別	男	女	計
大正十四年	一、一二六、二五六	九八八、五四八	二、一一四、八〇四
同十五年	一、一六五、七〇〇	一、〇二一、二〇〇	二、一八六、九〇〇
昭和二年	一、二〇五、七〇〇	一、〇五四、二〇〇	二、二五九、九〇〇
同三年	一、二四六、二〇〇	一、〇八七、六〇〇	二、三三三、八〇〇
同四年	一、二八七、二〇〇	一、一二一、六〇〇	二、四〇八、八〇〇
同五年	一、三〇三、八六二	一、一四九、七一	二、四五三、五七三
同六年	一、三三八、四〇〇	一、一八一、一〇〇	二、五一九、五〇〇
同七年	一、三七三、四〇〇	一、二一二、九〇〇	二、五八六、三〇〇
同八年	一、四〇八、九〇〇	一、二四五、一〇〇	二、六五四、〇〇〇
同九年	一、四四五、〇〇〇	一、二七七、七〇〇	二、七二二、七〇〇

備考 大正十四年、昭和五年は國勢調査に基き其の他は推計による

今本市の人口の増加を各區別に見るに、本市の人口増加は主として市の周圍部に著しく、東區、西區、南區、浪速區等の中央部の各區は反對に減少を示してゐる。之は中央部は商工業の中心地として漸次住宅地たる機能を失つたのと、交通機關の發達に伴つて人口が周圍部へ移動した爲めであつて、之は中央部の住宅數が近年遞減の傾向にある事實に徴しても明かである。更に本市大

正十四年の人口に對する昭和九年人口の區別増加率を觀るに、最高は東成區の八割二分にして、住吉區の六割九分、港區の五割六分、旭區の五割四分、大正區の四割一分、西成區の三割九分、東淀川區の三割八分、西淀川區の三割六分等が之に續くのであるが此等は何れも周圍部に屬してゐる。本市人口の約四分を占むる朝鮮人は、昭和八年末現在十一萬二千二十二人であつて、大正十四年に比し三倍以上の激増を示し、内地人のそれに比し非常に急激なる増加である。

本市大正十四年の人口密度は一平方軒に付一萬一千四百二十三人、昭和三年一萬二千六百六十六人、昭和五年一萬三千二百五十三人、昭和七年一萬三千八百二十人、昭和九年一萬四千五百三十八人で、大正十四年に比し昭和三年は一割増、昭和五年は一割六分増、昭和七年は二割一分増、昭和九年は二割七分増の割合を以て進み逐年密度を加へつゝある。本市の人口密度を大正十四年と昭和九年とに就いて對比し各區別に見れば、東成區の八割二分増、住吉區の六割二分増、港區、旭區の各五割四分増、大正區四割一分増等が目覺しき躍進の跡を示してゐる。而して新淀川右岸方面に廣大なる田園を有する西淀川、東淀川の兩區は夫々三割六分、三割八分の増加で前述の各區に幾分劣つてゐる。西成區の如きは其の面積は西淀川區の三分の一であるが増加率は優に之を超え三割九分に達してゐる。北區と此花區は夫々一割六分、二割二分で伯仲の間にあり、而して以

上の各區は何れも人口密度増加の傾向あるに對し、天王寺區の如きは全然増加の模様なく、東區、西區、南區及び浪速區の四區は却つて人口密度減退の趨勢を現出してゐる。詳細は次表の如くである。

人口密度の變化

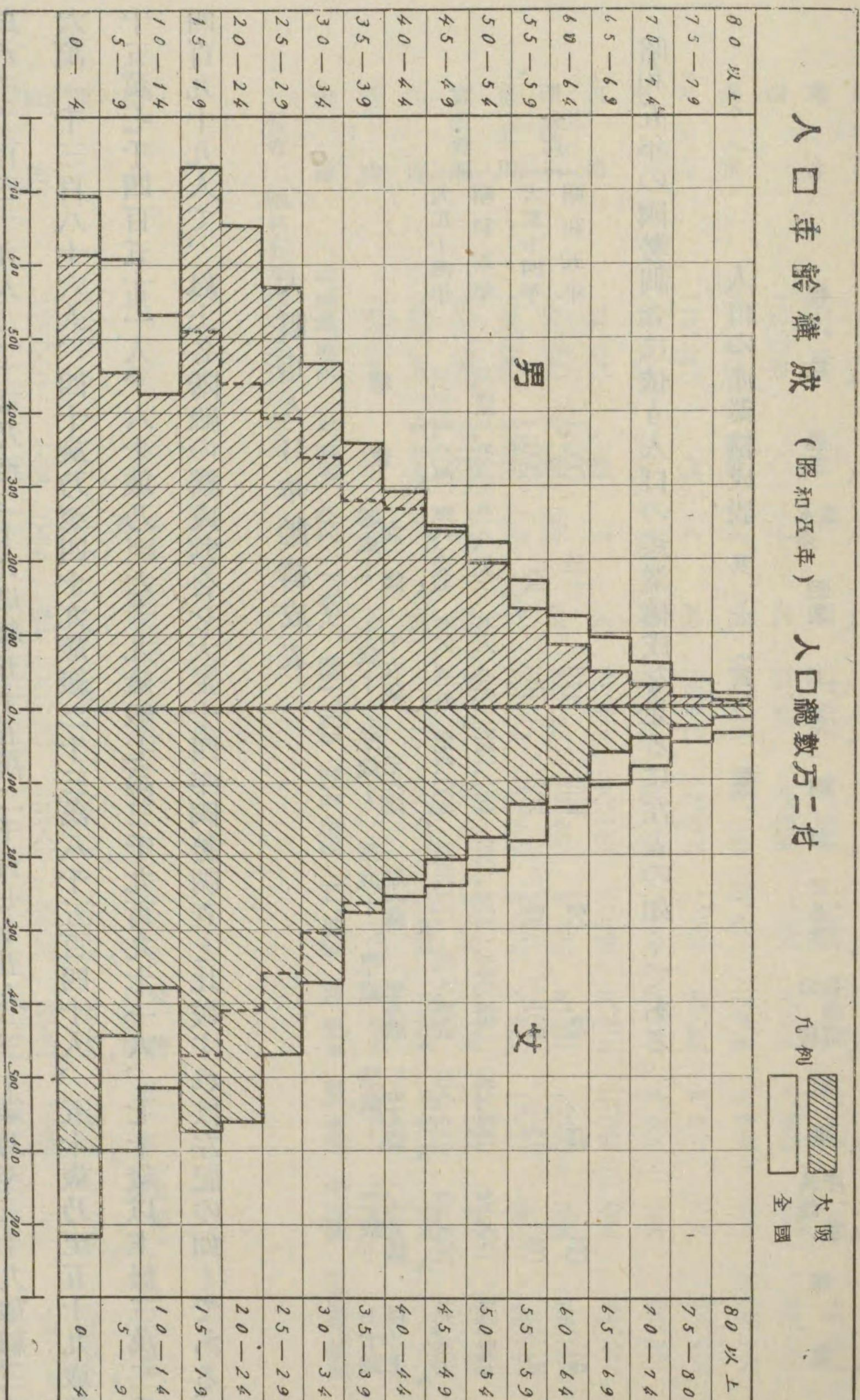
區名	實數 (一平方軒ニ付)					指數				
	大正十四年	昭和三年	昭和五年	昭和七年	昭和九年	大正十四年	昭和三年	昭和五年	昭和七年	昭和九年
北區	三、七五八	三、三六二	二、四、六四九	二、五、三八〇	二、六、三三〇	一〇〇	一〇四	一〇八	一一三	一一六
此花	一、四、五三一	一、五、二二九	一、六、六四五	一、七、〇四九	一、七、六六五	一〇〇	一〇五	一一三	一二七	一二三
東區	二、六、五六一	二、六、一六三	二、五、六四五	二、五、三三九	二、四、六六六	一〇〇	九八	九六	九五	九三
西區	三、〇、五一	二、九、〇三六	二、九、五九五	二、九、三三五	二、八、八二六	一〇〇	九七	九七	九六	九四
港區	三、五、五八	二、六、一三三	二、六、二五六	三、〇、四五一	三、三、〇九〇	一〇〇	一一三	一一三	一四一	一四四
大正區	九、一、二八	一〇、四、六九	一一、二、二三	一二、〇、五一	一二、九、三三	一〇〇	一一五	一二三	一二三	一二四
天王寺	二、六、四六一	二、六、五九一	二、六、五三三	二、六、五八八	二、六、五九一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
南區	四、四、七二	四、五、五七	四、八、八〇	四、六、六三	四、三、四〇七	一〇〇	一〇六	一〇九	一〇六	一〇九
浪速	三、九、四九	三、八、〇〇	三、八、七二	三、七、六三五	三、七、〇七二	一〇〇	九六	九七	九六	九四
西淀川	五、七、五一	六、七、四七	六、八、五五	七、三、四四	七、八、〇四	一〇〇	一二七	一三〇	一三六	一三六
東淀川	五、〇、三三	五、七、七三	六、〇、九五	六、五、一四	六、九、四八	一〇〇	一二四	一二三	一二〇	一二八

區名	實數 (一平方料ニ付)									指
	大正十四年	昭和三年	昭和五年	昭和七年	昭和九年	大正十四年	昭和三年	昭和五年	昭和七年	
東成	一三、七〇三	一七、八二二	一九、九七〇	三、四三三	三、四四五	一〇〇	二〇	一〇	一六四	一八三
旭	四、六〇二	五、四七二	五、九四四	六、五四二	七、一〇〇	一〇〇	二九	一三〇	一四二	一五四
住吉	三、六七五	四、五七七	五、〇九三	五、四三三	五、九七一	一〇〇	二三	一〇	一四	一六三
西成	一九、四四〇	二四、一五三	三、七二二	三、五八一	二七、〇五	一〇〇	二四	一三	一三	一九
全市	二一、四三三	三三、〇六	三三、三三	三三、八一〇	四四、五六	一〇〇	一一〇	一一	一一	一三七

人口の構成

人口の年齢構成を昭和五年國勢調査に依り五歳階級に圖示すれば(年齢を下より上に垂直線としてとり、當該年齢の男女の数を水平線上に左右にとる)、我が國內地人口は略ぼ金字塔を現はすに反し、本市人口は左の如く金字塔の中間たる壯年者階級の所が廣まつてゐる。之は地方農村等に於て成育したる青年が本市(即ち都會)を目指して流入する結果で、之は大正十四年及び昭和五年國勢調査の結果に於ける全國(内地) 毎年人口増加率一分五厘の中、一分四厘迄は自然増加なるに反し、我が大阪市に於ては毎年の人口増加率三分の内一分七厘迄が社會増加なるに徴しても明かである。青年の流入は勢ひ生産年齢者の増加を來し、昭和五年の全國生産年齢者は全人口の五割六分なるに對し、本市のそれは六割六分を示してゐる。

又之を十歳階級に見れば零歳乃至九歳級五十一萬八千二百九十二人、十歳乃至十九歳級五十一



萬八千二百三十九人、二十歳乃至二十九歳級五十五萬二千七百七十五人、三十歳乃至三十九歳級三十六萬一千三百八十六人、四十歳乃至四十九歳級二十三萬八千五百四十人、五十歳乃至五十九歳級十五萬七千四百五十一人、六十歳乃至六十九歳級七萬三千九百九十一人、七十歳以上級三萬三千四百九十九人で、以上各階級の構成割合を大正十四年國勢調査と比較すれば左記の如くである。

大阪市人口年齢構成表

實數	總數									
	零歳	一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳
大正十四年	二,二四,八〇四	四〇八,六六七	四八八,三五五	四七四,〇〇七	三〇二,二八一	二九,五九五	二八,六六一	六三,八〇二	二九,五〇六	三,四九六
昭和五年	二,四五,五七三	五八,二九二	五八,二九二	五五,一七五	三二,三六六	三六,五〇〇	一五,四五一	七三,九九九	三,四九九	三,四九九
千分比	大正十四年	一,〇〇〇	一八三	二一三	二一三	一三三	一四四	一〇四	一三三	一五三
昭和五年	一,〇〇〇	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二

昭和五年の國勢調査に依り人口の産業構成を見るに左表の如くである。

人口の産業構成表 其一 (實數)

區名	總數	農業	水産	鑛業	工業	商業	交通業	公務	自由業	家事	其他ノ産業	無業
北	二七,〇〇〇	三五〇	二八	八五	三八,四九九	四,六六六	五,五五一	九,四六二	五,四六三	六四三	二四,九六三	

區名	總數	農業	水産	鑛業	工業	商業	交通業	公務	自由業	家事	其他ノ産業	無業
此花	一八二,七六一	一八八	八九	二九	三六,六四四	二五,〇〇四	七,一三三	六,一六六	二,二五三	三六八	一〇二,六六八	
東	一六六,三四一	三二	一〇	四	二五,五七三	四五,四三四	一,七四八	九,一五四	八,一〇三	一八二	七五,七九三	
西	二六,〇〇六	八	二七	七六	一四,五五一	三九,四四五	三,五八八	三,二二九	五,五六〇	二四八	五九,二六一	
港、大正	三三,五二二	四五	二六	二四	六,六五五	五〇,一〇三	二,九八二	二,五〇四	四,四七六	七六	二〇七,一八八	
天王寺	二六,七四一	一八	八	五〇	一七,三六〇	一九,九三三	一,七七七	五,八四五	四,四八二	三三	六六,八八九	
南	一九,七九三	一〇	六	二七	一五,八七〇	三六,八五五	一,一六九	三,一七七	五,九九七	一五	五九,四八一	
浪速	一四,六二二	一五	六	六	一六,九三三	二八,一七六	二,九三三	三,七二三	二,二八七	六三	七七,八六三	
西淀川	一四,六二二	一五	六	六	一六,九三三	二八,一七六	二,九三三	三,七二三	二,二八七	六三	七七,八六三	
東淀川	一四,六二二	一五	六	六	一六,九三三	二八,一七六	二,九三三	三,七二三	二,二八七	六三	七七,八六三	
東成、旭	一七,九五一	三三	一四	四二	三九,九二五	二〇,五七七	四,七二六	六,三九〇	一,九六一	三五六	九九,七二三	
住吉	三〇,八七六	三三	一四	四二	三九,九二五	二〇,五七七	四,七二六	六,三九〇	一,九六一	三五六	九九,七二三	
西成	一五,二二八	四	五〇	二四	三,一三三	二九,八八六	四,五〇四	九,〇〇九	五,四二五	六九	一七,一三五	
全市	一六七,八七九	六七	五〇	三三	三,〇五五	二四,六二二	三,一八〇	五,五五六	二,六二七	一,二四九	九八,八四二	

備考 昭和五年國勢調査に依る

表其二 (千分比)

區名	總數	農業	水産	鑛業	工業	商業	交通業	公務	自由業	家事	其他ノ産業	無業
北	一,〇〇〇.〇〇	一.六一	〇.〇八	〇.三九	一七.六二	一六.六五	二.七三	四.三九	二.五七	二.九六	五九.六一	
此花	一,〇〇〇.〇〇	一.〇三	〇.四九	一.四二	二二.五〇	一三.八八	三.九〇	三.五五	二.三三	二.〇二	六五.八七	
東	一,〇〇〇.〇〇	一.一七	〇.〇六	〇.三六	一五.八三	二七.三四	一.〇五	五.五〇	四.八七	一.一〇	四九.九二	

區名	總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務	家事	其他ノ業	無業
西	1,000,000人	0,640人	0,310人	0,300人	1,250人	3,295人	2,846人	2,561人	4,100人	1,970人	4,700人
港、大正	1,000,000	1,260	0,740	0,350	1,720	1,360	6,400	3,400	2,200	2,090	5,710
天王寺	1,000,000	1,560	0,070	0,430	1,480	1,700	1,480	5,000	3,500	2,680	5,720
南	1,000,000	0,880	0,050	0,030	1,330	3,070	970	2,650	4,900	1,300	4,710
浪速	1,000,000	1,050	0,040	0,040	1,990	1,970	2,020	2,560	1,580	430	5,800
西淀川	1,000,000	1,390	2,000	0,590	3,940	1,580	2,790	3,470	880	2,420	5,750
東淀川	1,000,000	1,880	0,050	2,270	3,550	1,640	2,650	3,610	1,080	2,010	5,200
東成、旭	1,000,000	940	0,040	0,030	3,070	1,970	1,710	3,360	780	540	5,950
住吉	1,000,000	2,340	0,060	1,100	1,230	1,580	2,300	4,630	2,780	3,330	6,090
西成	1,000,000	3,970	0,080	0,190	1,440	1,460	1,890	3,320	1,560	740	5,870
全市	1,000,000	6,290	0,350	0,640	12,990	16,630	26,660	36,850	32,770	32,320	55,620

備考 昭和五年國勢調査に依る

第三章 行政組織


一 市行政組織の沿革

第一期（明治二十二年—同三十一年） 大阪市に初めて市制が施行せられたのは明治二十二年四月一日である。當時の市制は東京、京都と共に所謂特別市制であつて、市には民選の市長、助役がなく此等の職務は府知事と書記官とが之を行ひ、市役所は江之子島の府廳内に置かれた。市會議員及び市參事會員は市民の公選とし、特に市參事會は理事機關として府知事、書記官及び名譽職參事會員を以て之を組織せしめ、府知事之を代表した爲め市の行政は殆んど官治に等しく、市の自治權の範圍は甚だ狭小であつた。

明治二十二年六月大阪府令を以て市會議員選舉區を四區と定め其の選出議員數を四區を通じて一級選出十五人、二級十八人、三級十五人計四十八人とし、六月十六日から四日間に亘つて議員の選舉會を開き、初めて市會議員の決定を見るに至つた。當時市會議堂（當時は議事堂と云はず）は西

道頓堀の加賀前田侯の藏庫屋敷跡に建てられた府會議堂を使用した。當時の有権者數、投票者數及び議員數は次の如くであつた。

區名	有権者數	投票者數	議員數
東區	二、五九五	三六三	一六
西區	二、二四三	三五一	一三
南區	一、六六四	三三八	一〇
北區	一、五五九	二七六	九
計	八、〇六一	一、三二八	四八

明治二十二年七月九日第一回の市參事會が成立し、同年十月一日には四區役所が開廳の運びとなり、次いで二十七年四月「濡標」に因んで市徽章  が制定せられた。斯くて三十年四月の第一回の市域擴張の結果、三十一年五月十三日、大阪市條例第四號を以て市會議員の定員を四十八人から六十人に増加するに至つた。

第二期（明治三十一年—大正五年） 然るに前記特別市制は著しく都市の自治權の範圍を狭むるものであつた爲め、實施後間もなく民間の強き反對に逢ひ、施行後十年を出でずして明治三十一年九月三十日限り廢止せられ、同年十月一日から一般市制が實施せられることゝなつた。斯くて大阪市の

も新に市長、助役、收入役、書記其の他の吏員を置き、純然たる自治行政が施行せられることゝなり、初代市長に田村太兵衛氏が選舉せられた。當時の市役所の分課組織としては庶務、學務、衛生、土木、會計の五課あるのみ。職員總數も僅に九十四人（市長一人、助役二人、收入役一人、書記三十一人、技手十六人、工手三十四人、雇九人）の少數であつた。明治四十四年市制の大改正が行はれ、從來執行機關であつた市參事會は單なる議決機關となり、それと同時に名譽職市參事會員は市會に於て市會議員中より選舉することになる等、市の機關の構成に著しい變革が行はれた。斯くて市長は獨任の執行機關として市を代表し市行政を統轄すると共に、吏員の任免權を與へらるゝことゝなり、之と同時に市會議員の半數改選の制が全部改選に改められ、議員及び市長の任期六年は四年に改正せられた。爾來市勢の發展に伴ひ、自治體としての事務は漸く繁劇を加へ、殊に日露戰役前後に至つて、市の施設乃至事業は大いに擴張せらるゝことゝなつたが、四十一年一月十一日には大阪市公報（毎週一回）の創刊を見るに至つた。

第三期（大正五年—大正十五年） 本市人口の増加に従ひ市勢の發展著しく、爲めに大正六年五月、市會議員の定員は六十六人に増員し、市務の輻輳と共に市吏員亦大いに其の數を増し、明治四十五年五月に移轉せる北區堂島濱通二丁目の市廳舎は早くも狹隘を告ぐることゝなつたので、新市廳

舎建設の議が起り、遂に大正六年市會の議決を経て、同年度より四ヶ年に亘る繼續事業として、永久的構造の廳舎を建築することとなり、同七年六月其の工を起して大正十年三月落成、大正十年五月現在の中之島市廳舎に移轉した。大正十年四月改正市制が公布せられ、市公民の資格要件中、國稅納付の要件が削除され、議員選舉法の三級制も二級制に改められた。大正十四年四月の第二回市域擴張の結果、本市の人口は二百十三萬二千六百人となり、市會議員の定数は市制の規定に依り八十八人となるべきであるが、斯くては新市に配當せらるべき議員の定数が甚だしく少數となり均衝を失するの憾があつたのと、且つは大正九年第一回國勢調査以降本市人口の増加著しく、數年を出でずして人口二百三十萬に達する見込であつたので、議員の一任期間市條例を以て特に四人を増加し、議員定数を九十二人とした。其の後議員定数は、一時八十八人に減じたが、昭和八年六月現在人口を基準として議員定数を再び九十二人とし、現在に及んでゐる。大正十五年の改正市制は市公民權を擴張して所謂普通選舉法を採用し、等級選舉制を全廢すると共に、議員候補者制度を採用し、之と同時に市長の選任方法に改正を加へた。從來市長は内務大臣市會をして候補者三名を推薦せしめ、上奏御裁可を請ふこととなつてゐたのであるが、此の改正に依り市長は單に市會に於て選舉すれば足り、別に上奏御裁可の手續を要しないこととなつた。之と同時に

に從來市參與、助役、收入役、委員は市會に於て選舉することとなつてゐたが、此の改正に依り此等は何れも市長の推薦に依り市會に於て定むることとなつた。

二 市行政組織の現状

茲には主として第二次市域擴張期から今日に至る（一）議決機關たる市會及び其の補充機關たる市參事會（二）執行機關たる市長及び其の補助機關並に職員（三）行政分課組織等の概要を述ぶることとする。

市會 市會は市の意志を決定する一般的議決機關で、被選舉權を有し、選舉人に依り選舉せられた市會議員を以て構成せられる。其の職務權限は市に關する事件（市制第二條に依る市の事務）及び法律勅令に依り其の權限に屬する事件を議決するもので市制第四十二條に其の概目を規定してゐる。其の主なるものを擧ぐれば、（一）歳入出豫算の議定、（二）決算の認定、（三）條例の設定、改廢、（四）市稅、使用料、手数料等の賦課徵收、（五）不動産の管理處分及び取得、（六）基本財産及び積立金穀等の設定管理及び處分、（七）財産及び營造物の管理方法の決定、（八）市吏員の身元保證、（九）市に係る訴願、訴訟及び和解等であるが、その他にも市會は法律勅令に依り其の權限

に屬せしめられた選舉を行ふの權、市長の執行する事務出納を監査するの權、市の公益に關し意見書を提出するの權を有してゐる。

市會議員の定數は、第二次の市域擴張前迄は六十六人であつたが、擴張の結果、東區十一人、住吉區五人、北、港兩區各九人、此花、東成兩區各七人、西、南、浪速三區各八人、天王寺、東淀川兩區各六人、西淀川、西成兩區各四人、合計九十二人に増員せられ、次いで昭和四年以降八十八名に減じ、更に昭和八年四月定數九十二人となつたことは前述の如くであるが、之を各區別に見れば北、東成兩區各八人、此花、東淀川、住吉三區各七人、東、西淀川、西成三區各六人、西、南、浪速三區各五人、港區十人、大正、天王寺、旭三區各四人である。

此等市會議員は任期四年の名譽職で、大正十五年制定の普通選舉法に依り始めて市會議員の選舉を行つたのは昭和四年六月一日であつた。次いで昭和八年六月一日に總選舉が施行せられ、現在(昭和十年二月末日)に於ては、二人(浪速區、東成區)の欠員を除き、九十人の議員がある。市會の議長及び副議長は共に議員中から選舉せられる(明治二十二年から同四十四年迄は舊市制に依り副議長は之を代理者と呼んだ)のであるが、大正十四年四月一日接近町村編入當時、議長、副議長の要職に在つたのは泉仁三郎氏と本多喬行氏であつた。現在の議長は川畑清藏氏、副議長は山野平一氏である。

本市歴代議長及び副議長(代理者を含む)を示せば次の通りである。

大阪市歴代議長及副議長氏名

年次	議長		代理者、副議長	
	氏名	當選月日	氏名	當選月日
明治二十二年	大三輪 長兵衛	七、一	龜岡 德太郎	七、一
同二十三年	豐田 文三郎	二、一〇	龜岡 德太郎	二、一〇
	大三輪 長兵衛	一〇、一補當		
同二十四年	大三輪 長兵衛	一、三	龜岡 德太郎	一、三
同二十五年(改選期)	森 作太郎	一、三	大嶋 良輔	一、三
同二十六年	森 作太郎	一、三	松村 九兵衛	一、三
同二十七年	森 作太郎	一、三	龜岡 德太郎	九、七補當
			龜岡 德太郎	一、二六
			細原 清太郎	三、五補當
同二十八年(改選期)	森 作太郎	一、六	細原 清太郎	一、六
			中村 安右衛門	七、二
			中村 安右衛門	七、二
同二十九年	森 作太郎	一、三	中村 安右衛門	一、二四
			中村 善右衛門	八、二四
			中村 善右衛門	八、二四
同三十年	森 作太郎	一、三	奥村 善右衛門	一、二五
			奥村 善右衛門	一、二五

市行政組織の現状

年次	議 長		代 理 者、副 議 長	
	氏 名	當選月日 退任月日	氏 名	當選月日 退任月日
同 三十一年(改選期)	森 作太郎	一、八	奥村善右衛門	一、八
同 三十二年	森 作太郎	一、〇	奥村善右衛門	一、〇
同 三十三年	森 作太郎	一、八	奥村善右衛門	一、八
同 三十四年(改選期)	森 作太郎	六、三	奥村善右衛門	六、三
同 三十五年	森 作太郎	一、三	奥村善右衛門	一、三
同 三十六年	奥村善右衛門	一、六	日野 國明	一、六
同 三十七年(改選期)	山下 重威	一、三	中谷 德恭	一、三
同 三十八年	日野 國明	六、〇補當	橋本半兵衛	六、〇補當
同 三十九年	日野 國明	一、三	橋本半兵衛	一、三
同 四十年(改選期)	日野 國明	一、二	橋本半兵衛	一、二
同 四十一年	日野 國明	一、三	中谷 德恭	一、二
同 四十二年	日野 國明	一、二	中谷 德恭	一、二
同 四十三年(改選期)	中谷 德恭	一、二	石井 鈞三郎	一、二
同 四十四年	中橋 徳五郎	六、三補當	爲村 佐一郎	三、二補當
	中橋 徳五郎	一、二	爲村 佐一郎	一、二

同 四十五年	中橋 徳五郎	一、七	大正二、 二、〇辭	爲村 佐一郎	一、七	大正元、 九三死亡
大正 二年(總選舉)	山口房五郎	六、三	大正六、 五、三滿退	宇野 良造	大正元年 一〇、五補當	大正二、 五、三滿退
同 六年(總選舉)	山口房五郎	六、六	一〇、 五、三滿退	増田 種松	六、三	大正六、 五、三滿退
同 十年(總選舉)	泉 仁三郎	六、三	一四、 五、三滿退	板野 友造	六、六	一〇、 五、三滿退
同 十四年(總選舉)	白川 朋吉	六、七	昭和四、 五、三滿退	本田 喬行	六、三	一四、 五、三滿退
昭和 四年(總選舉)	白川 朋吉	六、八	昭和八、 五、三滿退	小西 松太郎	六、七	昭和四、 五、三滿退
同 八年(總選舉)	川畑 清藏	六、四	現在	上田 孝吉	六、八	昭和六、 二、七辭
				吉村 安兵衛	昭和七年 六、〇補當	昭和八、 五、三滿退
				山野 平一	六、四	現在

備考 「満退」は市會議員任期満了の爲め自然退職「補當」は補缺當選「辭」は辭任を表はす

市参事會 現在の参事會は市會の補充機關であつて、市長を議長とし、名譽職市参事會員から構成せられ、名譽職市参事會員は市會で其の議員中から隔年之を選舉することとなつてゐる。大正十四年に本市参事會員は八人から十二人に増員せられ、昭和四年の改正に依り助役及び市參與は市参事會員から除外せられることとなり、昭和六年七月以降は、十五人の定數を以て今日に及

んでゐる。

市參事會職務權限

- 一、市會の權限に屬する事件にして其の委任事項を議すること
(本市に於ては「負擔の伴はざる物件、勞力並に金員寄附收受及び之に伴ふ歳入出豫算を定むる件」外、十四項目を委任せられてゐる)
- 二、市會が成立せざるとき、不參議員多數の爲め會議を開くこと能はざるとき、又は市長に於て市會を招集する暇なしと認めるとき市會の權限に屬する事件を議決すること
- 三、其の他法令に依り市參事會の權限に屬する事項

市長、同補助機關及職員 市長は市の單一執行機關で、市の行政を統轄し且つ市を代表する。

市の行政事務は都市の發達と共に多岐多端に亘るを以て其の職務權限も亦頗る廣汎であるが、其の主なるものを擧ぐれば(一)議決機關に對して議案を發し及び其の議決を執行する事(二)財産及び營造物を管理する事(三)収入支出を爲し及び會計を監督する事(四)法令又は市會の議決に依り使用料、手数料其の他を賦課徴収する事(五)吏員の任免、指揮、監督及び懲戒を行ふ事(六)其の他法令に依り附與せられたる事務を司る事等である。又市長は國其の他公共團體の機關として其の委任事項を掌る。

市長は市會に於て選舉(現在の任期は四年)せられるのであるが、本市に於ては田村太兵衛氏を初代市長とし、爾來六代を経て第二回擴張前の大正十二年十一月には、法學博士關一氏が市長に就任し、昭和十年一月二十六日死亡する迄三選十一ヶ年餘の長きに亘つて其の職に盡し、市の爲めに非常な治績を擧げたが、同年二月十二日現市長加々美武夫氏が第八代の市長に就任することゝなつた。

市長の補助機關たる助役(定員三人)は市長の推薦に依り市會之を定むることゝなつてゐるが、其の任期は四年である。其の他本市には市長の指揮監督を受けて本市經營に係る電氣の供給並に軌道事業を擔任する市參與、市の現金出納其の他會計事務を掌る収入役及び副収入役等の機關がある。

歴代市長、助役の就退任年表を示せば次の通りである。

歴代市長、助役就退任年表

市長		助役	
氏名	就職年月日	氏名	就職年月日
田村太兵衛	明治三、〇、三	後藤玉城	明治三、〇、三
	同 三、八、〇	(市長代理) 平沼淑郎	同 三、九、四
			三、一〇、三六
			三、六、二

鶴原定吉	三、八、三	三、七、三〇	菅沼達吉	三、九、八	三、二、三
山下重威	三、三、二	三、三、三〇	池原鹿之助 (市長代理)	三、二、二	三、一、一七
植村俊平	四、八、八	四、七、五	川地喜三郎	三、四、八	三、四、七
肝付兼行	大正三、一、二七	同 二、八、一	松村敏夫	三、四、一	四、七、三
池上四郎	二、一〇、一五	二、二、一、九	吉村平造	三、五、二、六	四、九、二
			藤村守壽	四、七、六	四、二、一〇
			後藤玉城 (市長代理)	四、一、五	四、一〇、五
			大谷順作	四、〇、八	四、七、二、五
			村上庸吉 (市長代理)	四、一〇、八	大正二、三、二八
			澤田牛麿 (市長代理)	大正二、三、四	二、一〇、八
			武石胤雄	二、六、二	三、一、八
			小林重威	二、二、二	四、五、一
			關一	三、七、一〇	二、二、三〇
			有田邦敬	四、二、一、四	昭和二、二、三
			木南正宣	九、四、一	昭和三、三、三
			加々美武夫 (市長代理)	二、三、二、七	一〇、二、二
			瀧山良一	昭和二、二、三	現在
			兄玉孝顯	三、八、二、五	七、一、二、四
關一	二、二、三、〇	昭和二〇、一、一、六	池川大次郎	七、二、九	現在

加々美 武夫

昭和二〇、二、三

現在

池川大次郎

七、二、九

現在

備考 (市長代理) は市長缺員中市長代理であつたことを示す

本市には一局九部が設けられ、之が課に分れ(秘書課會計課は獨立課)、課は更に係に分れ、局に局長、各部に部長、各課に課長、各係に係長があり、其の他各區には區長及び區收入役、又各廠には廠長等があり、非常に多數の吏員雇員が勤務してゐるのであるが、此等を全部合すれば現在合計六千八百餘人であつて、其の給料年額は六百二十八萬九千餘圓に達する。参考の爲め第二回市域擴張の大正十四年及び其の前年と昭和九年の職員比較を表(現在の分課別職員數並に給料額表を含む)に依つてそれを示せば次の如くである。

職員數及給料年額比較表

	大正十三年		大正十四年		昭和九年	
	人數	給料年額	人數	給料年額	人數	給料年額
有給吏員	一、八、三〇人	二、五〇三、五三八	二、一、九七人	二、八九八、〇一一	三、〇、四四人	三、九九九、〇七四
雇員	一、八、九四	一、一九一、〇九四	二、九、六三	一、八〇七、一三六	三、七、九四	二、三〇九、九九五
計	三、七、二四	三、六九四、六三二	五、一、五九	四、七〇五、一四七	六、八〇八	六、二八九、〇六九

市行政組織の現状

大阪市職員數並給料額表 (昭和九年十二月末現在)

市長、市參事、助役 收入役、副收入役	其他年給者		月給吏員		計		雇員		總計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
本廳	5	50,000	1	1	7	67,000	1	5	5	59,000
秘書課	1	37,600	1	10	13	19,900	3	28,820	5	48,750
會計課	1	25,150	1	16	18	33,300	6	4,300	24	27,500
庶務部	1	33,800	1	100	103	27,400	10	37,130	163	194,530
港灣部	1	40,050	1	97	100	15,790	9	7,300	109	134,930
水道部	1	8,500	1	255	258	38,130	67	44,830	95	88,950
土木部	1	12,450	1	272	275	45,700	30	1,900	305	54,700
教育部	1	5,550	1	5	7	29,300	5	5,590	13	14,760
社會部	1	25,150	1	109	111	18,300	13	7,750	124	209,520
保健部	1	4,400	1	29	30	25,300	13	7,750	36	38,050
産業部	1	78,300	1	85	92	19,500	6	45,880	161	154,900
監査部	1	10,400	1	23	24	7,000	7	4,740	35	39,940
計	5	100,000	1	1,400	1,406	98,710	1	2,890	1,407	1,407,450
電氣局	2	182,700	1	592	701	1,050,600	93	624,650	1,651	6,668,450
麻	1	49,700	1	186	245	33,500	4	20,430	65	57,970
區役所	1	10,600	1	62	64	6,000	1	6,680	1,651	7,680
總計	7	1,400,000	3	11,771	11,810	11,110,000	11	1,999,500	11,821	12,809,000

市行政分課組織 大正十四年第二次擴張直後の本市分課組織は、秘書、検査、營繕、會計の四獨立課、電氣局(庶務、監査、主計、調度、勞働、運輸、會計の各課及び工務、電燈、電氣の各部)庶務、港灣、水道、都市計畫、土木、教育、社會、保健、産業の九部其の他各麻に分れてゐたので、第二次市域擴張の直前の職制に比し殆んど大差なかつた。唯其の中主なる變革は商工課が産業部となり、同部に産業調査、小賣市場、中央市場の四課が設定せられたことである。其の後現在迄十年間に分課組織に數次の改革が行はれたが、其の重なるものは左の如くである。

電氣局 電氣局工務部中に大正十二年五月に設けられた高速度鐵道課は、昭和三年高速度鐵道課として工務部から獨立し、次いで昭和五年一月臨時高速度鐵道部(三課、三建設事務所)となり、又昭和二年新に乘合自動車運輸に關する事務創設の結果、自動車運輸事務所が設置せられ、其の翌年運輸部の獨立に伴ひ自動車課の創設を見るに至つた。其の後電氣局事務章程中一、二の改廢を経て、昭和六年十二月に調度課の項中「契約係、經理係」を購買係に、技術部の項中「建設係、保線係」を軌道係に改め、電燈部の修理係を廢し、昭和九年四月に主計課(豫算係、管理係)を財務係、經理係、管理係の三係に改め、運輸部に業務課を創設し、同部電車課の高速度を同課に移して庶務係と高速度とを置き、電燈部に料金課を獨立せしめ、内線課を技術課に改正することゝなつた。

土木部 昭和三年五月に都市計畫部が廢せられて土木部と合併し、茲に土木部の新職制が成つた。即ち庶務課(庶務係、計理係、徴收係)、土木課(庶務係、地理係、管理係、道路係、河川係)、工務課(庶務係、設計係、工事係)、計畫課(調査係、整地係、測量係)、土地課(調査係、第一用地係、第二用地係)及び公園課(公園係、動物園係)の六課がそれである。

次いで同五年三月に、建築課（昭和二年三月營繕課を建築課に改む）を一時合併したが間もなく分離し、昭和六年五月には工務課（庶務係、設計係、工事係）を工營課（庶務係、道路係、橋梁係、河川係）に改め、次いで工營課の名稱は其の後間もなく舊工務課に復し、同年十二月土木課（地理係、工務係）が廢せられた。同八年十月土地課は第一用地課と第二用地課に二分し、昭和九年六月に至り管理課（地理係、管理係）を庶務課から獨立せしめ、更に同月管理課に測量係を加へ工務課を廢し、道路課（庶務係、建設係、修繕係）と河川橋梁課（河川係、橋梁係）との二課が設置せられ、現在の庶務課、管理課、道路課、河川橋梁課、計畫課、第一用地課、第二用地課及び公園課の八課制となった。尙ほ大阪府附近都市計畫事業執行の爲め、昭和九年十二月土木部に臨時大阪府前整理事務所の事務章程が附加せられた。

港灣部 港灣部事務章程は昭和三年五月には、庶務課（庶務係、計理係、調度係）、經營課（土地係、保稅地係、港務係）及び技術課（監査係、工營係、技術係、機械係、建築係）の三課であつたが、同四年十月に左の三課に改正された。即ちそれは港營課（庶務係、港務係、埠頭係）經理課（土地係、計理係、調度係）及び技術課（調査係、第一工事係、第二工事係、埋渫係、機械係）である。越えて昭和九年十二月港營課に調査係、經理課に管理係を、技術課に防波堤係を加へ、技術課の調査係を技術係と改稱し今日に及んでゐる。

教育部 教育部事務章程（大正九年四月達第十四號）は、昭和二年四月に庶務課（庶務係、計理係、建設計畫係）校園教育課（教務係、人事係、學校衛生係、用品係）及び社會教育課（社會教育係、青年教育係）に改定せられ、次いで同四年八月に校園教育課が視學課（視學係、調査係）と教務課（教務係、人事係、學校衛生係、用品係）とに分離し、更に同六年五月に至り視學課を廢し、教務課を第一教務課（教務係、人事係、學校衛生係）及び第二教務課（學務係、調査係）に改め、再び同年十二月「第一教務課、第二教務課」を教務課（教務係、人事係、學校衛生係、調査係）と爲し、現行の庶務課、教務課、社會教育課の三課制が設けらるゝに至つた。尙ほ教育部關係の廢として、經濟研究所が昭和三年四月に設定せられた。

社會部 社會部事務章程は、昭和二年四月及び同五年三月の一部改正の結果、保護課、福利課、調査課の三課となつたのであるが、昭和六年十二月に保護課の庶務係を削つて職業係を加へ、調査課を勞働課に改め、更に同八年五月同課に勞働係と調査係とを置き、諸職夫の人事其の他勞働條件並に統制に關する事項及び大阪市共濟組合、同健康保險組合に關する事務を分掌せしめた。故に現在では保護課、福利課及び勞働課の三課がある譯である。

保健部 大正十三年四月達第十二號保健部事務章程は、昭和二年八月に改正せられて保健課（庶務係、作業係）清掃課、防疫課となり、次いで同三年九月に庶務課、作業課、清掃課、防疫課の四課に改め、同六年五月作業課を廢して庶務課（庶務係、計理係）清掃課（清掃係、作業係）防疫課の三課とし、同年十二月庶務課の二係を廢し、現行の庶務課、清掃課（清掃係、作業係）及び防疫課となつた。

産業部 中央市場課は、昭和六年十一月中央卸賣市場の開始に際して廢となり、中央卸賣市場内に移轉した。

監査部 検査課（検査係、監査係）は、大正十五年四月に制規係、調査係を増し、昭和二年十二月検査課（検査係、監査係）及び審査課（制規係、能率係）の二課から成る監査部が設定せられて今日に至つてゐる。

現行分課組織は前述の部、課、係の廢合の外、水道部に於ける下水處理課の創設、技術課の各係の廢止、設定及び庶務部に於ける經理課職制の一部變更並に昭和九年六月の建築課合併等、二二三の改正を経て、近代都市の多角的活動に適應せる職制を創設又は改廢して事務能率の増進に努めて來たのである。

本市は前述の如く市長の下に、一局九部二獨立課及び八解を設置し、各般に亘る市政事務を分擔掌理してゐる。此の分課組織は市政事務の運營刷新並に事務簡捷を圖る上に於て、重要な意義を有するのであるが、重要事務以外のものは各主管局長、部長、課長、解長、直轄學校長、幼稚園長及び圖書館長に於て專決處分し得ることとし、執務の敏活に資することとなつてゐる。電氣局長專決事項四十二項目中主要事項を擧ぐれば次の如くである。

- 一、雇員以下ノ進退給與ニ關スルコト
- 二、條例其ノ他ノ規定ニ依ル諸給與金ノ支給又ハ手當ノ支給ニ關スルコト
- 三、一廉五萬圓未滿ノ工事其ノ他ノ事業及價格三萬圓未滿ノ物品購入並價格三千圓未滿ノ不用物品賣却ニ關スルコト
- 四、收入支出ノ命令ニ關スルコト
- 五、市有不動産管理規程ニヨラザル市有土地建物一ケ年以内ノ賃貸ニ關スルコト
- 六、電車及自動車ノ運轉時間、運轉系統、運轉區間並停留場ニ關スルコト

部長專決事項の中各部長共通のものは次の如くである。

- 一、傭人、給仕、使丁（市役所費支辨ノ給仕、使丁ヲ除ク）及諸職夫ノ進退ニ關スルコト
- 二、部員ニ往復一日ノ範圍内ノ出張ヲ命ズルコト
- 三、別段ノ規定アルモノヲ除クノ外部内ノ當直及部員ノ勤務心得ニ關スルコト
- 四、部員ノ請假、除服其ノ他出願事項ノ許否ニ關スルコト

- 五、賄料各種獎勵金並諸傭人ニ對スル死傷疾病手當及諸給與金ノ支給ニ關スルコト
- 六、公舎、寄宿舎ノ管理並居住指定ニ關スルコト
- 七、輕易ナル出願事項ノ許否ニ關スルコト
- 八、族籍、身分、資力等ノ取調ニ關スルコト
- 九、登記、假差押、差押解除、假處分及破産申請並代人選定ニ關スルコト
- 一〇、急遽必要ノ場合ニ於テ一廉五百圓未滿ノ訴訟費用及供託金ノ支出ニ關スルコト
- 一一、諸職夫ニ課程勞働ヲ爲サシムルコト
- 一二、器具、機械等ノ貸借ニ關スルコト
- 一三、輕易若ハ定例ノ事項ニ關シ市長名ヲ以テ官署ニ稟申、届出ヲ爲シ市長、市役所、部長又ハ部名ヲ以テ官公署其ノ他ト文書ヲ往復スルコト
- 一四、公課ノ納付ニ關スルコト
- 一五、一廉百圓未滿ノ電力、電燈又ハ水道使用料並電燈又ハ水道工事費ノ支出ニ關スルコト
- 一六、本規程ニ定ムル各號ニ準ズベキ事項並輕易ナル事務處辨ニ關スルコト

以上の外に、各主管の事業に就いては其の事務並に事業の性質に應じ、相當廣範圍に亘つた專決權が規定せられてゐる。次に課長專決事項（秘書課長專決事項を含む）、解長專決事項、直轄學校、幼稚園、圖書館長專決事項も各專決規程に於て定められてゐるが、茲には省略することとする。

三 區行政組織の沿革と現状

沿革 大阪市の地域は明治維新までは北、南、天満の三郷に分割されてゐたが、明治二年五月之を廢し、東、西、南、北の四大組を設け、更に此の四大組を分つて若干の町組が設置せられた。同五年三月四大組中の町組を改めて新に區を創設し、東大組を二十三區に、西大組を二十二區に、南大組を十四區に、北大組を二十區に合計七十九區に分割した。區に戸長を置き、各大組に區會を設けたのは同六年十一月で、次いで同八年四月には從來の四大組を廢して第一、第二、第三、第四の四大區とし、之を更に八十六の小區に區分し、越えて同九年九月小區の數を減じて三十五とした。

又同十二年二月には大區、小區を廢して東、西、南、北の四區を置き、各區に區役所を開設し、同十九年三月には四區の事務は總て各區長に於て執行する等今日の區制の素地を作つたのである。其の後明治二十二年四月、市制施行せられるに及び大阪市の地域は東、西、南、北の四區に分別せられ、區行政の施行を見たのであるが、大正十四年の市域擴張に伴ひ、舊來の四區を分割して新に東、西、南、北、此花、港、天王寺及び浪速の八區を設け、編入區域には西淀川、東淀川、西

成、東成、住吉の五區を置き、合計十三區に擴充された顛末は前篇記述の如くであるが、更に市勢の進展に伴ひ港區、東成區の區域に大正、旭の二區を設置したので、昭和七年十月以降大阪市の十五區に分たれ今日に及んでゐる。

現状 大阪市の區は、東京、京都市の區と共に市制第六條に規定するところの法人區であり、形式上は其の財産及び營造物に關する事務、其の他法令に依り區に屬する事務を處理するものであるが、併し事實上大阪市の區は財産を有せず、營造物を經營せず、獨立の議決機關としての區會は存しないから、單に區長に依り主として國、府及び市の事務を執行する行政區劃に過ぎない。

大阪市内の區で、財産及び營造物の主體として活動せる學區は、昭和二年三月末日を以て廢止せられたから、現在に於ては財産權の主體たる區は、市制第四百四十四條の市の一部の所有に屬する所謂財産區あるのみとなつた。然らば何故に本市に市の一部の財産區が存在することゝなつたかと云ふに、大阪市は明治二十三年七月、市制に依り區會條例を設け、市各區及び舊聯合町に其の區域の共有財産に關する事項に就き區會を開設することゝした。然るに明治三十年四月の市域擴張の結果として、區の區域も亦擴張變化したが從來の各區は市の一部として財産權の主體であつ

たから、區域が擴張せられたからとて直ちに擴張せられた部分が、舊區域の所有した財産権を獲得する譯に行かず、舊區の區域には依然として市の一部としての財産を有する財産區が存在するに至つたのである。

東京市の區が依然たる法人區であるに反し、大阪市の區が京都市の區と同様單なる行政區であることは前述の如くであるが、各區には區長以下區收入役、區主事、書記、雇等の職員があり、區内に關する市の事務及び區の事務並に市長の命を承け、又は法令の定むる所に依り國、府縣其他公共團體の事務を執行してゐる。區の分課組織は從來の第一課（庶務係、學務係、戶籍係、兵事係）第二課（徵稅係、督稅係、検査係）及び會計係の制度は大正十四年四月一日に改正せられ、課を廢して單に五係制とした。即ち庶務、學務、戶籍、稅務及び會計の各係が設けられ、出張所に於ては本區の學務係を除く四係としたのであるが、其の後昭和三年三月に至り、學務係の事務を庶務係と戶籍係とに分屬せしめた爲め、區及び出張所の現行制度は庶務係、戶籍係、稅務係、會計係の各四係制を採用してゐるのである。現行の區長分掌事項は左の如くであるが最近整備せられる豫定である。

區長分掌事項（市制第九十四條第二項ニ依ル）

- 一、國稅徵收ニ關スルコト
- 二、府稅徵收ニ關スルコト
- 三、民事訴訟法及刑事訴訟法ニ依り市長ノ取扱フベキ事務ニ關スルコト
- 四、陸地測量諸標及同敷地監守ニ關スルコト
- 五、印鑑ニ關スルコト
- 六、徵發ニ關スルコト
- 七、奧書竝證明ニ關スルコト
- 八、精神病者監護法ニ依リ監護監置ニ關スルコト
- 九、罹災救助基金法及同基金管理並支出規則ニ依リ給與品ヲ罹災者ニ給與シ罹災者ノ爲ニ必要ナル焚出ヲ爲シ又ハ避難所ヲ設ケ若クハ一時施療ニ關スルコト
- 一〇、明治三十三年法律第六十七號間接國稅犯則者處分法ニ依ル差押物件ノ保管ニ關スルコト
- 一一、癲癩防法ニ依ル癲患者及其ノ同伴者又ハ同居者ノ一時救護取扱ニ關スルコト
- 一二、市稅及區費賦課徵收ニ關スルコト
- 一三、手数料徵收ニ關スルコト
- 一四、川中、堤防及並木敷ノ使用徵收ニ關スルコト
- 一五、道路及河川占用料徵收ニ關スルコト
- 一六、國稅府稅及賦金徵收交付金請求ニ關スルコト

- 一七、區役所屬ノ市及區歳入歳出金收支命令及不用品賣却ニ關スルコト
 - 一八、區會ノ準備及議決ノ執行ニ關スルコト
 - 一九、區有財産ニ關スルコト
 - 二〇、區役所吏員ノ請假旅行缺勤及除服ニ關スルコト
 - 二一、區役所雇以下ノ進退ニ關スルコト
 - 二二、道路、橋梁、堤塘、並木敷、河川使用占用許可標札檢印ニ關スルコト
 - 二三、區會議員選舉ニ關スルコト
 - 二四、遺族扶助料條例ニ據ル吏員ノ納付金徴收ニ關スルコト
 - 二五、大正元年十月大阪府訓令第六號出獄人保護規程ニ依ル事務取扱ニ關スルコト
 - 二六、徴兵旅費收支命令及拂戻金請求ニ關スルコト
 - 二七、商工會議所法第三十八條ニ依ル經費又ハ過怠金滯納處分及交付金請求ニ關スルコト
- 特ニ北區長ニ分掌セシムル事項
- 一、南中島普通水利組合會第四區ヨリ第十區ニ至ル議員選舉ニ關スルコト
 - 二、水利組合費徴收ニ關スルコト

第四章 財政

一 概 說

大正十四年に於ける第二次市域擴張が、本市財政に及ぼした影響に就いては、既に前篇に於て述べた所であるが、市域擴張後に於ける本市財政の推移を見るに、昭和の初頭以來深刻なる財界の不況に基く所謂赤字財政時代が現はれたが、本市財政は幸にして健實な歩みを續け、此の間新舊兩市域に亘る施設の擴充、整備に貢献しつゝ、現在に至つたのであつて、市域擴張當時一部に於て危惧されたやうに、編入實施に因る財政上の行詰り特に市民負擔の加重を來すと云ふことはなかつた。

大正十四年以降、昭和九年度に至る過去十ヶ年間に於ける本市財政上の顯著な事實としては、先づ第一に歳計の膨脹したることである。即ち本市歳計は其の總額に於ても、又其の純計に於ても此の期間に約一倍半の膨脹を來した。今概數を以て示すと、歳出總額は二億百萬圓（大正十四年度當初豫算額）より三億二千五百萬圓（昭和九年度當初豫算額）に、純歳出額は九千四百萬圓（大正十四年度當

より一億九千百萬圓（昭和九年當初豫算額）に、又純歳入は一億三千五百萬圓（大正十四年決算額にして前年度繰越金を含む）より一億八千九百萬圓（昭和九年當初豫算額）に夫々増加した。之は市勢の發展に伴ふ本市各般の施設が創設、擴充せられた爲めであつて、殊に新市域に對する各種施設の整備に力を致したのも其の大きな原因の一である。

斯くの如く本市歳計は増加したけれども、直接市民の負擔となるべき市稅收入は（區に屬する市稅を含む）此の期間に於て僅かに七十七萬餘圓を増加してゐるに過ぎない。又市稅に對する市民の平均負擔額は此の期間に於て却つて一圓七十七錢餘の輕減を示した。之は市政の運用に當つて常に市民負擔の緩和に心掛け財政の調整を圖つた結果であつて、市域擴張當時一部に於て危惧されたやうに、町村編入に因つて負擔の激増すると云ふことは全く杞憂に過ぎなかつたことを明にした。

次に此の期間に於ける顯著な傾向として擧ぐべきは市債の著しい増加である。昭和九年十二月十日現在に於ける本市債は實に四億五千二百餘萬圓に達し、之を大正十四年度の未償還額二億六千九百餘萬圓に比するに、一億八千二百餘萬圓の激増をしてゐる。従つて之が元利支拂の爲めの經費は累増し、數年來歳出中主要なる部分を占むるに至つた。併し市債を各事業別に分類すると債額の過半は所謂公企業關係のものであつて、其の償還財源は企業自體の收入を以て充當し得る

のであるから、之が爲め市稅を通じて市民の負擔となるものではない。従つて右の老大な債額も本市の財力に對し、又本市外の五大都市の債額と比較して見ても、必ずしも其の多きを嘆ずるには及ばない。殊に市債に關しては最近低利借替により利拂の減少を圖つて、市民負擔の輕減に努めつゝある。

斯くの如く過去十ヶ年間に於ける本市財政は、時恰も財界の不況に遭遇した爲め其の經理はかなり難事であつたが、努めて直接市民の負擔となる市稅の増徴を避け、一面歳出の整理節約を致し、又高利債の低利借替等市債の措置に意を用ひ、而かも本市の發達に伴ふ諸施設事業の擴充經營に遺憾なからしめたので、之が爲め終始尠からぬ努力を續けて來たのであつた。斯くして本市財政は常に健全なる基礎の上に置かれ、今後財界の好轉と共に益々安定を見るものと思はれる。

二 歳 計

歳入出總額 今十年間に於ける本市歳入出の膨脹を純歳入出に就いて見るに先ち一先づ總計豫算に就いて見るに、當初總豫算による本市の歳入出總額は左の如く、大正十四年度に於ては二億百餘萬圓であつたが、其の後昭和二年度に至り學制統一等の影響を受けて約四千萬圓の増加を見



新装の大川町よりの市廳舎の遠望

た。然るに其の翌三年度より七年度に至る間に於ては、財界の不況、特に政府の緊縮方針に依り、歳計増加の趨勢は一時停頓の状態を示し、二億三千万圓乃至二億六千万圓の間を上下するに過ぎなかつたが、八年度に至つて急激なる膨脹を爲し、一躍三億八千六百萬圓を超ゆる巨額に達し、九年度に於ても尙ほ三億二千五百萬圓以上を計上するに至つた。之を大正十四年度と比較するに、八年度は約九割、九年度は約六割の増加を示してゐる。八、九年度に於て斯く歳計の急増するに至つたのは、主として財界の好轉並に之に伴ふ物價騰貴に因る豫算單價の切上、特に低金利時代の出現に對し、巨額に上る市債の借替を行はんとした爲めである。

歳入出累年比較表

年 度	歳 入	歳 出	歳出指數
大正十四年	二〇一、九九一、九七九	二〇二、九六二、六九〇	一〇〇
大正十五年	二一〇、二一五、一〇六	歳出ト同額	一〇四
昭和二年	二四四、八七六、七三七	同	一一一
同 三年	二三八、二三五、七五〇	二三八、九二七、七七三	一一七
同 四年	二五九、三〇八、三三四	二五九、六九一、六二三	一二八
同 五年	二五一、四五三、三七七	歳出ト同額	一二四
同 六年	二五七、二〇二、三六七	同	一二七
同 七年	二四三、三〇六、〇〇七	同	一二〇
同 八年	三八六、六二一、四一六	同	一九一
同 九年	三二五、五一七、二八九	同	一六一

備考 各年度共當初豫算(同時議決の追加豫算を含む)に依る

昭和九年度當初豫算に於ける各經濟別歳出總額は次表の如く、公債費が最も多くして一億圓を超え、都市計畫事業費、普通經濟、電氣事業業務勘定亦其の豫算額巨額に上り、此等四經濟のみで二億五千六百餘萬圓に及び歳計總額の八割を占めてゐる。

經濟別歳出總額調

普通經濟	四九、二九六、五五二	都計	一、七五〇、〇〇〇
水道費	一二、三二二、七三五	第三期下水道事業費	一、七五〇、〇〇〇
電氣事業業務勘定	四六、三〇二、一八八	都計	三、一二〇、〇〇〇
電氣事業資本勘定	一七、三五六、〇六五	下水處理事業費	一、六〇一、一二八
電氣事業用品勘定	一〇、〇〇〇、〇〇〇	中央卸賣市場費	一、五五、六八六
高速鐵道建設費	一三、一七八、六七二	實舖費	一、〇九四、二九四
港灣費	五、〇一九、七七四	商科大學費	六三二、六八七
第二次築港費	一、五四五、〇〇〇	受託事業費	七六四、一一七
都市計畫事業費	五七、七八九、八四三	公債費	一〇三、五八八、五四八
備考 昭和九年度當初豫算に依る		計	三二五、五一七、二八九
		公債費	七六四、一一七
		火災損害填補基金	一〇三、五八八、五四八
		計	三二五、五一七、二八九

次に昭和九年度原豫算による歳出總額に就き、六大都市を比較すると次表の通りで本市の歳計は東京市に次ぐ巨額であつて、六大都市中其の額最も小なる名古屋市歳計の七倍以上に達してゐる。

六大都市歳出豫算額比較表

大阪	二六四、〇七三、八九八	東京	三二一、八二二、〇〇五
京都	五五、三四七、四二〇	神戸	五二、九六六、六六二
横濱	四三、二八九、九〇六	名古屋	三二、五〇六、四五二
備考 昭和九年度原豫算に依る、故に大阪市歳出總額は當初豫算を基礎とした前表と符合しない			

純歳出 以上は歳入出總額に就き述べたのであるが、此の中には各經濟間の組入替、市債の借替、其の他電氣事業用品勘定、火災損害填補金等純粹の歳入出と認め難いものを含んでゐるので、本市財政の實相を知るには此等を除外した純歳入出に就いて觀察することを要すると共に、更に各年度に於ける歳入出の實績を示す決算額に依ることを要する。

先づ純歳出の方面より過去十年間の變遷を見るに、次表に示したやうに大正十四、十五の兩年度は大體一億圓前後であつたが、昭和二年度に於ては學制統一等の影響を受け、更に二千四百餘萬圓の増加を示した。而して翌三年度は更に膨脹したが、四年度以降七年度迄は却つて減少し、大體一億二千萬圓前後を維持した。然るに八年度に至つて再び増加し、九年度當初豫算額は實に一億九千餘萬圓に及び、大正十四年度決算額に比し正に倍加してゐる。

斯く歳出の増加を見るに至つたのは、本市の發展に伴ひ各般の施設事業の創設、擴充をした結果である。今、市域擴張後の創設にかゝる乗合自動車及び高速鐵道事業費及び各事業に關係を有する公債元利拂の經費を除いた殘餘の事業費に就き、大正十四年度及び昭和九年度を比較して其の

増加の跡を見ると、増加額の最も大きいのは一般事業（教育、社会、保健、産業等の各事業費及び臨費を含む）の一千二百餘萬圓で、電燈、上下水道、港灣及び都市計畫事業が之に次ぎ、路面電車事業の七十三萬餘圓が最小である。併し其の増加歩合に至つては必ずしも右に述べた増加額の順位と同様ではない。最大の増加率を示してゐるのは下水道事業費の三倍で、港灣、上水道、一般事業、電燈、都市計畫の各事業が之に次ぎ、路面電車事業の五分が最小である。因みに公債元利拂が殆んど四倍半に達してゐることは注目し値する。

純歳出事業別累年比較表

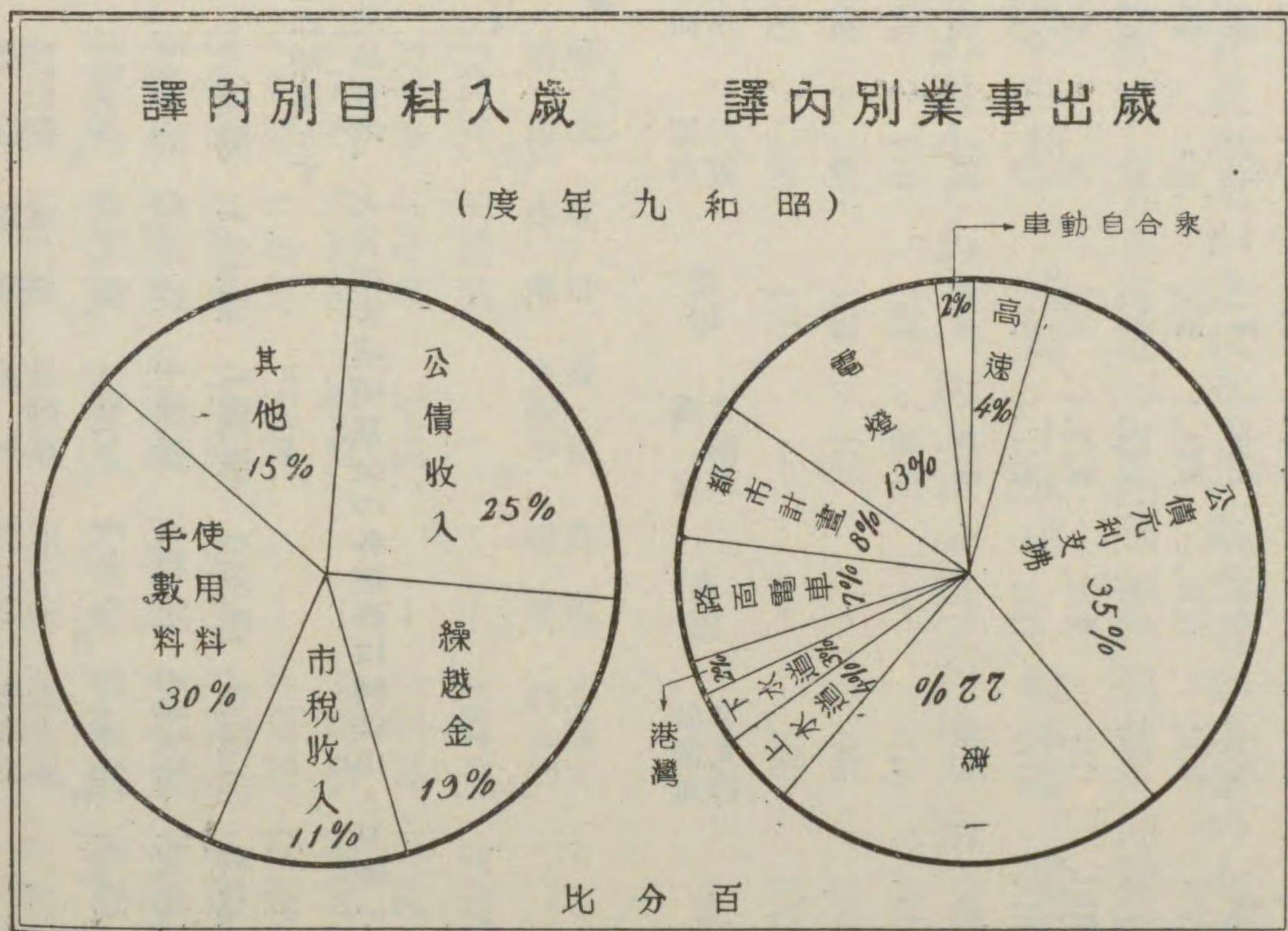
年 度	其 一 實 數										
	一般	上水道	下水道	港灣	路面電車	都市計畫	電燈	乗合自動車	高速鐵道	公債元利支拂	計
大正十四年	六,550,000	4,450,000	1,250,000	1,250,000	3,350,000	2,250,000	6,000,000	1,000,000	1,000,000	5,550,000	40,700,000
同十五年	7,000,000	5,750,000	1,550,000	1,550,000	3,550,000	2,550,000	6,500,000	1,000,000	1,000,000	6,000,000	45,700,000
昭和二年	7,500,000	6,250,000	1,850,000	1,850,000	3,850,000	2,850,000	7,000,000	1,000,000	1,000,000	6,500,000	50,700,000
同三年	8,000,000	7,000,000	2,150,000	2,150,000	4,150,000	3,150,000	7,500,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000	55,700,000
同四年	8,500,000	7,750,000	2,450,000	2,450,000	4,450,000	3,450,000	8,000,000	1,000,000	1,000,000	7,500,000	60,700,000
同五年	9,000,000	8,500,000	2,750,000	2,750,000	4,750,000	3,750,000	8,500,000	1,000,000	1,000,000	8,000,000	65,700,000
同六年	9,500,000	9,250,000	3,050,000	3,050,000	5,050,000	4,050,000	9,000,000	1,000,000	1,000,000	8,500,000	70,700,000
同七年	10,000,000	10,000,000	3,350,000	3,350,000	5,350,000	4,350,000	9,500,000	1,000,000	1,000,000	9,000,000	75,700,000

年 度	其 二 指 數 (大正十四年度一〇〇)										
	一般	上水道	下水道	港灣	路面電車	都市計畫	電燈	乗合自動車	高速鐵道	公債元利支拂	計
同八年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
同九年	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
十年間増加額	5,000,000	5,500,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,500,000	5,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000	40,000,000

備考 一、昭和九年度は當初豫算、八年度は現計、其の他は決算とす
 二、本市經濟中受託事業費、區費整理費、電氣事業用品資金、火災損害填補基金の各經濟は純歳出と見難いので之を除外した
 三、本表には借換に依る公債元利支拂を含んでゐない

年 度	其 二 指 數 (大正十四年度一〇〇)										
	一般	上水道	下水道	港灣	路面電車	都市計畫	電燈	乗合自動車	高速鐵道	公債元利支拂	計
大正十四年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
同十五年	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
昭和二年	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
同三年	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
同四年	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
同五年	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
同六年	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125
同七年	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131
同八年	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
同九年	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143

又各年度に於ける事業別歳出額の割合を見る
と次表の如く、九年度豫算額に於ては公債元利
拂の割合が最大で三割五分を占め、一般、電燈、
都市計畫、路面電車事業亦其の割合が比較的大
さい。之を大正十四年度に於ける割合と比較す
るに、各事業費中歳出總額に對する割合の増加
したのは獨り下水道事業費のみで其の他は總て
低下を來してゐる。殊に大正十四年度に於て一
割四分を占めてゐた路面電車事業費が昭和九年
度に於て七分に半減してゐるのは著しい低下で
ある。之は公債元利拂の割合が著しく増加した
結果で、之と一般事業費とは對蹠的關係を有
し、十年以前に於て歳出中最も主要なる部分を
占めてゐた一般事業費が、公債元利拂に其の地



位を譲つた形となつてゐる。

其三 各年度事業別百分比

年 度	一 般	上 水	下 水	港 灣	路 面	都 市	電 燈	乘 合	高 速	公 債	計
大正十四年	三〇	五	二	二	一四	三	九	一	一	一六	一〇〇
同 十五年	二六	五	一	二	一三	一五	七	一	一	二〇	一〇〇
昭 和 二 年	三三	五	一	三	二	一〇	五	一	一	三	一〇〇
同 三 年	二六	四	一	三	二	一三	六	一	一	三	一〇〇
同 四 年	二七	四	一	二	二	九	七	一	一	二	一〇〇
同 五 年	二六	三	一	二	一〇	八	五	二	一	二	一〇〇
同 六 年	三三	三	二	三	九	一〇	五	二	一	三	一〇〇
同 七 年	二六	三	三	二	九	八	六	二	一	二	一〇〇
同 八 年	二四	四	三	二	八	一〇	五	二	一	二	一〇〇
同 九 年	三三	四	三	二	七	八	三	四	一	三	一〇〇

以上歳出に就いて述べた所を要約するに、過去十ヶ年間に於て教育施設の擴充の爲め一般經濟の増大と、港灣及び下水道事業費が顯著の増嵩を來した外、電燈、上水道及び都市計畫事業が夫々健全な發達を遂げ、本市施設の充實を如實に示してゐる。唯路面電車事業費が比較的振はないのは之に代はるべき乗合自動車事業の進出した結果である。殊に過去十ヶ年間に於て増加額及び

増加割合の最も大を爲すものは公債の元利拂であつて、其の本市歳出に於ける地位は累年上昇の一途を辿つてゐることは、都市財政に對して餘程の關心を要する點であらう。

純歳入 次に純歳入に就いて見ると、大體純歳出と同様の變遷を経てゐることは次表の示す通りである。即ち總額に於ては昭和九年度は大正十四年度に比し五千三百餘萬圓餘の増加となつてゐる。又歳入の科目別増加率を見ると公債収入が八割の増加で第一位を占め、使用料及び手数料以外の税外収入、市税、使用料及び手数料収入之に次ぎ、前年度繰越金は九年度に於ては寧ろ減少の傾向を示してゐるが、之は九年度が豫算額であるためであつて、決算に於ては、前年度の決算額三千四百萬圓に劣らぬものが繰越される事と想像される。又其の過程に就いて見れば何れも年により幾分の動搖を免れないが、殊に公債収入に於て其の著しいものがある。

次に歳入を構成する各科目の純歳入總額に對する割合は、十年間を通じ使用料及び手数料収入が三割三分乃至二割七分を占めて最高位にあり、前年度繰越金は之に匹敵せんとし、公債収入及び使用料、手数料以外の税外収入が之に次ぎ、市税収入の占むる歩合は最も低位にあつて僅に一割一分乃至一割二分を占めてゐるに過ぎない。以上歳入に就いて述べた所を要約すれば左の如くなる。

(イ)市税収入は十年間の増加額五百七十萬圓、増加率三割六分であるが、純歳入總額に對する割合は最も小である

(ロ)使用料及び手数料収入は千五百萬圓を増し其の増加額は公債収入に次いで大であるが、其の歩合はほぼ市税と均しく三割五分に止る。併し歳入中に於ける地位は最も重要な部分を占めてゐる

(ハ)使用料、手数料以外の税外収入は増加率は七割八分の第二位であるが、増加額は千二百萬圓、歳入に對する割合は約十五%で第三位及び第四位である

(ニ)公債収入は増加額二千百萬圓、増加率は八〇%に達し歳入科目中最大で、且つ歳入科目中使用料及手数料に次いで重要なものとなつてゐる

(ホ)前年度繰越金は歳入中使用料及び手数料及び公債収入に次ぎ重要な部分を占めてゐるが増加額及び率共に寧ろ減少を示してゐる、然し之は豫算額と決算額との關係に外ならない。

今此の關係を表示するに左の如くである

純歳入科目別累年比較表

年 度	純 實 數				計
	市 税 收 入	使 用 料 及 手 数 料	其 他	公 債 收 入	
大正十四年	一五、五八、五〇〇	四三、一、五三三	一五、八〇、二〇八	二六、四八、四九二	一三五、八、三〇四
同 十五 年	一五、四八、八四五	四三、九七、六五五	一七、六七、六八四	二六、二五、七二〇	一四〇、二八、三三四
昭 和 二 年	一八、九五、五四五	四七、三〇、七四一	二〇、五九、五四五	四〇、七五、三九〇	一七三、八〇〇、六九九
同 三 年	二〇、六四〇、九四	五〇、六九、七七五	二四、〇八、〇七七	三三、一三、九六〇	一七六、五五、三五四
同 四 年	一九、五九七、七三九	五三、七四、八七六	二四、四八、六五五	一八、一〇〇、九五三	一六二、六五三、六六八
同 五 年	一九、〇五五、六八九	五三、三三、九八八	二六、二七、〇四五	三三、六九、二五八	一六一、二九、六三三
同 六 年	一八、六四二、七七八	五三、三〇、二七七	三三、八七、一五四	二九、五〇、二四五	一六四、八四〇、九四一

同 七 年	一八、五九、四五四	五三、七九七、五六一	三三、〇八三、九五五	三三、一八七、二八二	四三、六三三、二九九	一六三、三三、五七一
同 八 年	二〇、九〇、五三〇	五七、一三三、八七四	三三、八五五、六五四	三九、一五五、六〇五	四三、八五一、五七四	一八三、九一、〇三七
同 九 年	二一、二六、〇七〇	五七、四八、七六六	二八、二八、九〇〇	四七、六六六、〇一〇	三三、五〇一、四九一	一八九、二〇、一七七
十年間増加額	五、四〇一、四四〇	一四、〇四一、一四四	三、四八八、七〇一	三、一七、四八八	一、一四〇、二〇八	五、三三六、三三六

備考 一、前項と比較し昭和九年度に於て純歳出額の純歳入額よりも超過せるは既定繼續費の關係に依るのであつて之は執行の際に加減出来るものである
 二、昭和九年度は當初豫算額其他は決算額又は現計である
 三、市税中には區に屬する市税を含んでゐないから後節市税中區費を含んだものとは符合しない
 四、本市經濟中受託事業費、區費整理費、電氣事業用品資金、火災損害填補基金の各經濟は純歳入と見難いので之を除外した
 五、本表には借換に依る公債收入を含んでゐない

其二指 數(大正十四年度一〇〇)

年 度	市 稅 收 入	稅 外 收 入	公 債 收 入	前 年 度 繰 越 金	計
大正十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同十五年	九九	一〇六	一一一	一一二	一〇六
昭和二年	一一一	一一一	一三四	一二九	一二七
同三年	一一二	一一八	一五二	一三三	一二九
同四年	一二五	一二四	一五四	一三一	一一九
同五年	一二二	一二三	一六六	一一一	一一八
同六年	一一九	一二一	一四四	一一一	一一一

同 七 年	一一九	一二六	一四六	一二二	一一九
同 八 年	一三四	一三四	一四四	一二〇	一三四
同 九 年	一三六	一三五	一七八	九六	一三九

其三 各年度科目別百分比

年 度	市 稅 收 入	稅 外 收 入	公 債 收 入	前 年 度 繰 越 金	計
大正十四年	一一	三一	一九	二七	一〇〇
同十五年	一一	三一	一八	二八	一〇〇
昭和二年	一一	二七	二三	二七	一〇〇
同三年	一一	二八	一九	二七	一〇〇
同四年	一一	三三	一一	二九	一〇〇
同五年	一一	三二	一五	二五	一〇〇
同六年	一一	三一	一八	二六	一〇〇
同七年	一一	三三	一四	二八	一〇〇
同八年	一一	三一	二一	二四	一〇〇
同九年	一一	三〇	二五	一九	一〇〇

由是觀之、本市財政は第一に使用料及び手数料、公債收入及び前年度繰越金を以て主要なる財源と爲すものであつて、大規模の公企業を經營しつゝある大都市財政の特質を遺憾なく發揮して

ゐる。第二に本市財政に在つては、直接市民の經濟に關係を及ぼす市税、使用料及び手数料収入の増徴を避けて常に收支の調節を圖つて來た跡を明かに認むることが出来る。此等の事實は過去十年間に於ける本市財政の一方を示すものであつて、市政の運用に當り財政經理上、常に市民の負擔關係に對し考慮し來たことを物語るものと云ふべきである。

三 市 税

市 税 本市歳入中市民の生活と最も密接なる關係に在るものは市税である。本市の市税は大別して之を三とすることが出来る。第一は普通市税で之は更に國税附加税、府税附加税及び特別税の三となる。而して第二は所謂目的税たる都市計畫特別税で、第三は區に屬する市税である。右の中國税附加税及び府税附加税は市税收入中主要なるものであるが、此等は其の性質上、國及び府の徵税法規又は税制が改廢、整備せらるゝ毎に其の影響を受くること大なるのみならず、一方地方税として各種の制限に服してゐる關係上、之が課徴に於て多大の苦慮を重ねざるを得ざる立場に在る。即ち國に於ては大正十五年地方税に關する法律の制定及び地方税制限に關する法律の改正に因り地方税の體系を整備し、營業税法の廢止と營業收益税法の制定に依つて課税標準に

大變化を來し（以上昭和二年度より適用）、又昭和六年地租法の制定に依り、地租の課税標準は地價より賃貸價格に變つた。又府に於ては本市の第二次市域擴張を機として税制の整備を行ひ、昭和二年には國の地方税體系の改革に支配せられて、府税全般に涉つて大改正を加へ、其の後數度改訂を加へて現在に及んでゐるのである。斯かる事情の爲めに市税の蒙つた影響は頗る大なるものがあった。

斯くの如き事情の下に於ても既に述べた如く、市税收入（普通市税及び都市計畫特別税）は過去十年間に於て一見三割六分の增收を示した。併し、昭和二年度に於ける學制統一以來激減した區に屬する市税を加算するときは次表に於て見るが如く、僅かに七十七餘萬圓の増加であつて、其の増加率僅かに三分七厘に過ぎない。之を國税附加税に就いて見るに、昭和九年度は大正十四年度に比し約二百萬圓の減收となつてゐるのである。之に反し府税附加税は七百六十餘萬圓の增收となつてゐるのであるが、之は昭和二年度に於ける學制統一に依り、従前區に屬する市税として徵收してゐた家屋税附加税が市に移管さるゝこととなつたことが主なる原因である。特別税が昭和四年度より急に減收となつたのは昭和三年度から歩一税を廢止し、府税雜種税附加税として徵收することになつたからである。尙ほ特別税中電柱税は六年度より、商品切手税は八年度中途より夫々府

税となつた爲め、本市は其の附加税を徴收することゝなつた。都市計畫特別税は九年度に約百萬圓の増収を見込んでゐる外、各年度毎の収入に著しい動搖は現はれてゐない。區に屬する市税が二年度より著しく減收となつてゐるのは學制統一の影響で、本税は現在僅かに東西兩區の一部に於て中等學校經營の爲め家屋税附加税を課徴してゐるものである。

次に市税一人當平均負擔額を見るに、次表下欄に示した通り大正十四年度に於ける九圓八十五錢九厘が、昭和九年度に於ては八圓八錢一厘に減じ、實に一圓七十七錢八厘の輕減を示してゐる。即ち本市各般の施設の擴充にも拘らず市民の市税負擔は著しく低下してゐるのである。

市税額及平均負擔額調

年 度	普通市税			都市計畫特別税			區ニ屬スル税			平均負擔額
	國稅附加税	府稅附加税	特別税	特別税	小計	市ニ屬スル税	合 計	平均負擔額		
大正十四年	七、二七、四三三	四、六三、〇三四	一、五八、五七	二、二九、四七	一五、五八、五〇〇	五、二七、五五	二〇、六六、〇二五	九・八五九		
同 十五年	六、九五、八三三	四、五八、三三七	一、三八、五三	二、七六、〇二	一五、四八、八四五	六、三九、六五	二、八八、四七〇	一〇・〇〇八		
昭和二年	四、一七、七〇一	二、七五、五八	一、二九、三〇	一、七六、一六	一八、九八、四五	一、六八、八九	一九、二八、四四	八・四六三		
同 三年	五、二〇、一四七	二、八六、八五〇	一、三四、九二	二、二〇、四八五	二〇、六四、一九四	二、〇四、一五	二〇、八四、三三七	八・九三三		
同 四年	四、二七、七〇四	二、九六、一七	一、三三、七四	二、三七、〇三	一九、五九、七二九	二、〇五、六八三	一九、八〇、四二二	八・三三二		
同 五年	四、三三、七六	二、三三、四四	一、五、七〇	二、二三、七六	一九、〇五、四六九	一九三、二五	一九、二四、七九二	七・八四四		

年 度	普通市税			都市計畫特別税			區ニ屬スル税			平均負擔額
	國稅附加税	府稅附加税	特別税	特別税	小計	市ニ屬スル税	合 計	平均負擔額		
同 六年	四、〇四、五一	二、五六、三六	一、五、九六〇	一、九八、九〇	一八、六四、七六	一、八、三四	一八、八九、〇三	七・四七三		
同 七年	三、九四、四二	二、六〇、一八六	一、五、一五	一、八六、五九	一八、五九、四四	一、八六、八七	一八、七六、二二	七・三三六		
同 八年	五、二〇、五五	一、三、〇七、八三	一、二八、六五	二、三五、三六	二〇、九四、四九	一、八七、五三	二、〇九、一八二	七・九四七		
同 九年	五、八三、七六	一、三、五〇、三六	七、四、五	三、七二、八〇	二、三六、〇〇	一、八七、五三	二、四八、六〇二	八・〇八一		

備考 昭和九年度は豫算、其の他は決算を示す

市税 (區に屬する市税を含む) に就き六大都市の比較を爲すに、次表に示す通り本市の市税収入は東京市に次ぎ大であつて、税額最も小なる横濱市の約五倍に及んでゐる。又市民一人當の税額に就いて見ると、神戸市の次ぎになつてゐるが、課率は寧ろ他都市に比して低率である。

六大都市税額調

市 名	市 税	市 額	一人當税額
大 阪 市	二一、四八、六〇二	八・〇八一	
東 京 市	三九、一二、〇八〇	七・八七〇	
京 都 市	七、一九三、七五一	七・五五三	
横 濱 市	四、四七一、八三二	七・二〇九	
神 戸 市	九、二三五、一五七	一・七二五	
名 古 屋 市	六、五八三、〇七一	七・二五五	

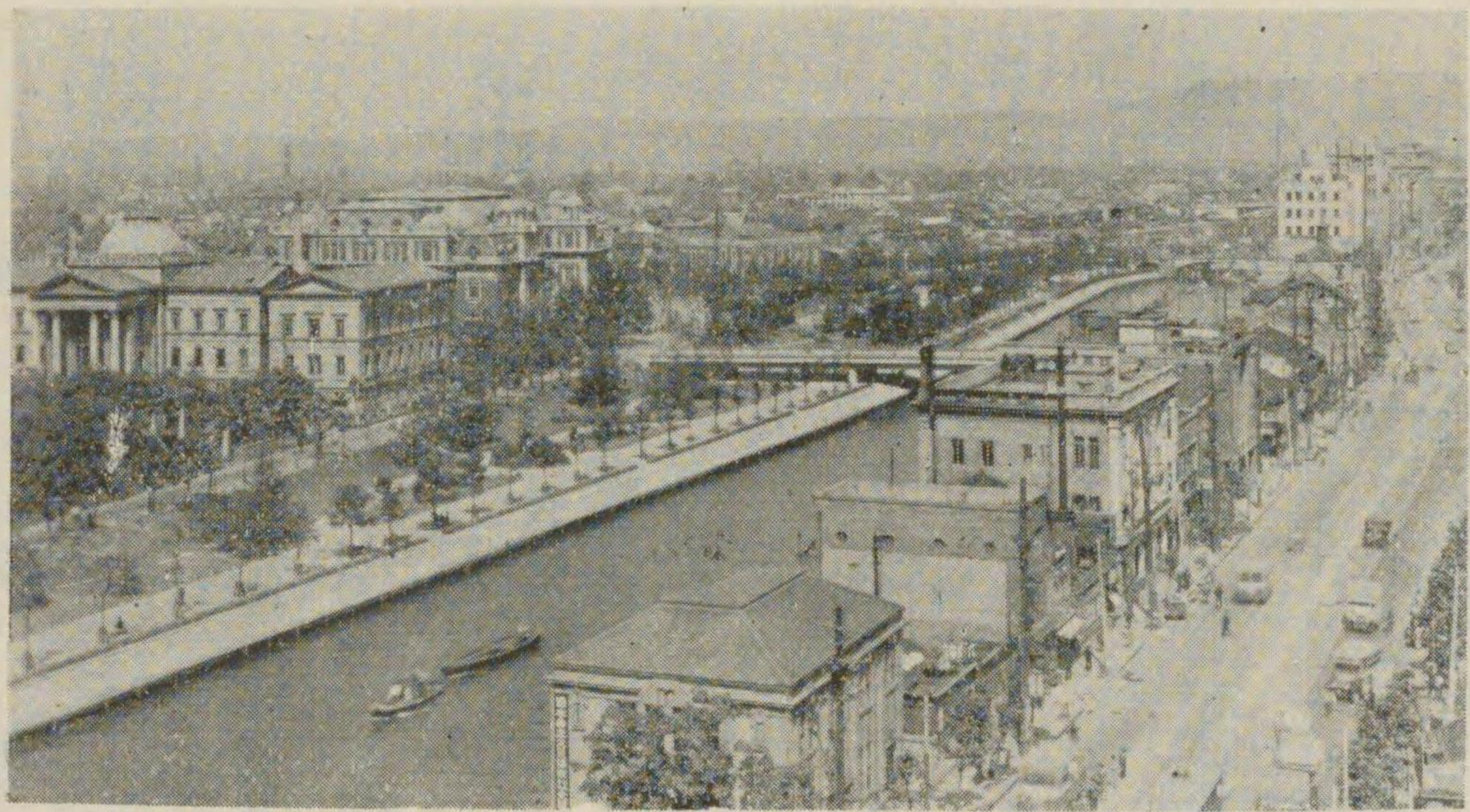
備考 一、昭和九年年度当初豫算に依る
 二、神戸市の分は縣費分賦額を包含せるを以て假に縣費分賦額三、九六七、一八〇圓を控除せるものに付き一人當
 税額を算出すると六圓二九五となる

尙ほ普通市税の課率に付六大都市を比較すれば次表の通りである（大阪、東京、京都の各市に就いては
 此の外區費を課徴してゐるのであるが、大阪市の區費の極めて僅少ななるに比し東京、京都兩市は相當多額を徴してゐるので之を
 加算する時は二市は次表よりも相當高率となる譯である）。

六大都市市税課率調

税目	大阪	東京	京都	名古屋	横浜	神戸
地租附加税	五〇二	三七〇	六八〇	六九七	八二〇	二六六
營業收益税附加税	八〇〇	八二〇	九九〇	一一二	九九〇	一五七四
所得税附加税	一一〇	一一〇	一一三	一五〇	一七〇	四三四
取引所營業税附加税	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鑛業税附加税	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇
特別地稅附加税	賃貸價格百分 分ノ三ノ一ノ百	賃貸價格ノ百 分ノ三ノ一ノ百	賃貸價格百分 分ノ三ノ一ノ百	賃貸價格百分 分ノ三ノ一ノ百	賃貸價格百分 分ノ三ノ一ノ百	賃貸價格百分 分ノ三ノ一ノ百
營業税附加税	平均一・〇〇〇	平均一・一九〇	平均一・二二〇	平均一・二二〇	平均一・二二〇	平均一・二二〇
雜種税附加税	平均一・四九三	平均一・四二七	平均一・一五九	平均一・三六一	平均一・九五三	平均一・八一〇
家屋税附加税	七・九〇〇	四・〇八〇	一・三四〇	五・〇七五	二・四七六	九・〇〇〇

税目	大阪	東京	京都	名古屋	横浜	神戸
坪數割	一坪二付 三三—一二圓	一米二付 一一—一四	一米二付 一一—一四	二〇〇〇	一・五〇〇	一米二付 〇〇—〇四三
軌道興稅	一米二付 一一—一四	消費金高百分ノ 八—一〇	消費金高百分ノ 六—八	一坪二付 五〇—一五	一坪二付 五〇—一五	賦課個數一ヶニ付 一一—二二
觀興稅	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇
戶數割	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇
埋立免租地段別割	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇	一坪二付 四五〇
特別所得稅	所得金額百分ノ 〇・五—一・六	所得稅額 百分ノ四五	所得稅額 百分ノ四五	所得稅額 百分ノ四五	所得稅額 百分ノ四五	所得稅額一圓ニ付 四三四
法人特別所得稅	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇
俱樂部稅	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇
備人稅	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇	俱樂部員一人ニ付 二圓—一〇圓 二人使用一人ニ付 五・〇〇〇
屠畜別割	〇・九〇	〇・九〇	〇・七二	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
地租割	〇・九〇	〇・九〇	〇・七二	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
營業收益稅割	二二〇	二二〇	一七六	二二〇	二二〇	二二〇
家屋稅	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇
特別地稅	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇	賃貸價格千圓 ニ付 三四〇〇
營業稅	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇
雜種稅	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇	平均一・四〇〇



中之島附近

備考

- 一、本表課率中特に表示なきものは本税一圓に付ての課率とする累進税率のものは其の最低課率のみを掲げる
- 二、神戸市は縣費分賦を受くる爲め縣稅附加税は市稅として徵收する、従つて課率の比較は縣稅附加税に相當する分を控除せざれば均衡を失するも分別困難なる爲め市稅の分を掲げる
- 三、雜種稅附加税の課率は複雑なるを以て本表に於ては平均課率を掲げる
- 四、本表は昭和九年度當初豫算に依る

四 財產及蓄積金

市有財產 土地、建物、現金、有價證券等の市有財產は次表に示す如く、昭和九年九月末日現在に於て總額八億二千百餘萬圓の巨額に達し、大正十四年度の四億七千二百餘萬圓に比し七割餘を増加してゐる。市有財產中主要部分を占むるものは云ふ迄もなく土地で、其の額實に三億九千百餘萬圓である。

市有財產調

年 度	土 地	建 物	現 金	有價證券	其 他	計
大正十四年	一、九二、九三、三六五	三〇、四三、八七五	一、八四、六三四	一七、四〇〇	二四七、五二、七二六	四三三、六一、〇〇〇
同 十五年	二〇二、二四、六〇六	三三、三九、七三三	一、三七一、七〇五	一六九、八〇〇	三三九、七五、七六六	四五五、八二、二五〇
昭 和 二 年	三二、五六、一八五	六六、九六、四二一	六、〇六四、九六〇	三九、一〇〇	二五、三九四、八四八	六七、七七、五五四
同 三 年	三三、三九、六六七	七〇、九二、三二七	四、〇四六、九〇〇	三六、一〇〇	二七四、〇三、三七五	六七、九六、二八九
同 四 年	三三、三九、七五七	八〇、七〇一、二七七	三、三六、八四〇	一、四四四、六〇〇	二八八、〇九、六三二	七〇〇、八〇、九六六
同 五 年	三四七、一七、二〇七	八二、八五、五三三	六、二七五、六九六	一、四二、四九九	二九、七六、九九八	七九、五九、八三三
同 六 年	三六、四〇四、七八	八四、二二、五五〇	三、九七五、三六三	一、七二九、四四四	三〇、八五、二七二	七五、〇六、四七
同 七 年	三七二、〇五、五四六	八四、五三、五三三	二、五七三、二六五	七二、二〇〇	三三、八三、八八九	七九、六四、三三三
同 八 年	三八三、九八、二二七	八五、九三、九四	八、九二、七五五	八五、九七〇	三四、四七、二八一	八三、七六、一六七
同 九 年	三九一、三〇、六三三	七九、七四〇、四三	八、〇六七、五六一	一、三六七、六五〇	三四〇、九三、九四八	八二、四七、二四四

備考 毎年九月三十日現在のものを示す

昭和八年度末に於ける六大都市の市有財產は左表の如くで、本市は殆んど東京市に匹敵し其の巨額なる點に於て兩市は遙かに他市を凌駕してゐる。

六大都市市有財産調

大阪市	八〇三、三七八、一六七 ^円	横浜市	五一、一九二、六六四 ^円
東京市	八三七、六三五、二四〇	神戸市	一二二、四二六、四六六
京都市	九六、二二〇、一七〇	名古屋市	八七、九七〇、五〇九

備考 昭和八年度末現在のものを示す

基本財産及蓄積金 昭和九年四月一日現在に於て本市は基本財産百四十餘萬圓、蓄積金一千三百餘萬圓を有してゐる。之が過去十年間に於ける狀況は次表に示す通りである。

基本財産及蓄積金調

年 度	基 本 財 産	蓄 積 金
大 正 十 四 年	六七〇、三〇二 ^円	八、九六七、四三三 ^円
同 十 五 年	七三一、六三〇	一〇、二〇三、三一〇
昭 和 二 年	一、〇三四、七九六	八、三〇二、五七〇
同 三 年	一、一六八、七一	一、二三四、二五三
同 四 年	一、二七四、一九〇	一、二七九、七七八
同 五 年	一、三二四、七五九	一、三二一、五七九
同 六 年	一、三四二、七八六	一、三一六、六七〇
同 七 年	一、三八八、九九六	一、六八七、三九一
同 八 年	一、三九四、六五〇	一、六九四、七八二
同 九 年	一、四〇九、三〇〇	一、三二〇、四〇一

備考 毎年四月一日現在のものを示す

五 市 債

公債収入が本市財政上重要性を有することは既に述べた通りであるが、昭和九年十二月十日現在に於て本市の有する未償還市債額は、次表の通り四億五千二百餘萬圓の巨額に及び、公債及び大藏省預金部資金借入金が其の大部分を占めてゐる。第二次市域擴張に因る舊町村引継債は、同日現在に於て僅かに四十三萬餘圓を残すに過ぎない。

市債未償還額の各事業別現在額は、電気供給事業債の一億四百餘萬圓が最も多く、都市計畫事業債、電気鐵道事業債、築港事業債、高速鐵道事業債等之に次ぎ、社會事業債は最も小額となつてゐる。斯くの如く本市は巨額の市債を有つてゐるが、其の大部分は先にも一言したる如く所謂公企業經營の爲めに投資されたもので、其の償還は事業自體の収入に依つて行はれ、之が爲め市民の直接負擔を加重するが如き虞れはない。本市債中公企業たる電車、自動車、高速鐵道、電気供給及び水道事業關係のものは合計二億四千六百餘萬圓に達し、未償還市債額の五割餘を占めてゐる。

市債未償還額調 (昭和九年十二月十日現在)

種別	起債額	手取額	償還済額	未償還額
公債	三六五、二六〇、七〇〇	三七六、二九六、六一〇	三、八四、八〇〇、〇〇〇	三三、〇七五、九〇〇
銀行借入金	二六、九九八、二五九	二六、九九八、二五九	三、六二、五五五、九四	二三、三七六、六三
大藏省預金部資金借入金	七〇、四〇〇、四〇〇	七〇、四〇〇、四〇〇	九、四五四、一〇〇、〇〇	六〇、九六六、三〇〇
簡易生命保険積立金借入金	六、五三、九〇〇	六、五三、九〇〇	一、二九四、〇一一、三六	五、二三七、八八八
舊町村引継債	三、二〇七、一六一	三、二〇七、一六一	二、七六、二三、六七	四三、〇三六
合計	四九二、四〇八、四二〇	四八三、四四四、三二一	四〇、三〇〇、五九、八七	四五一、〇七七、八〇

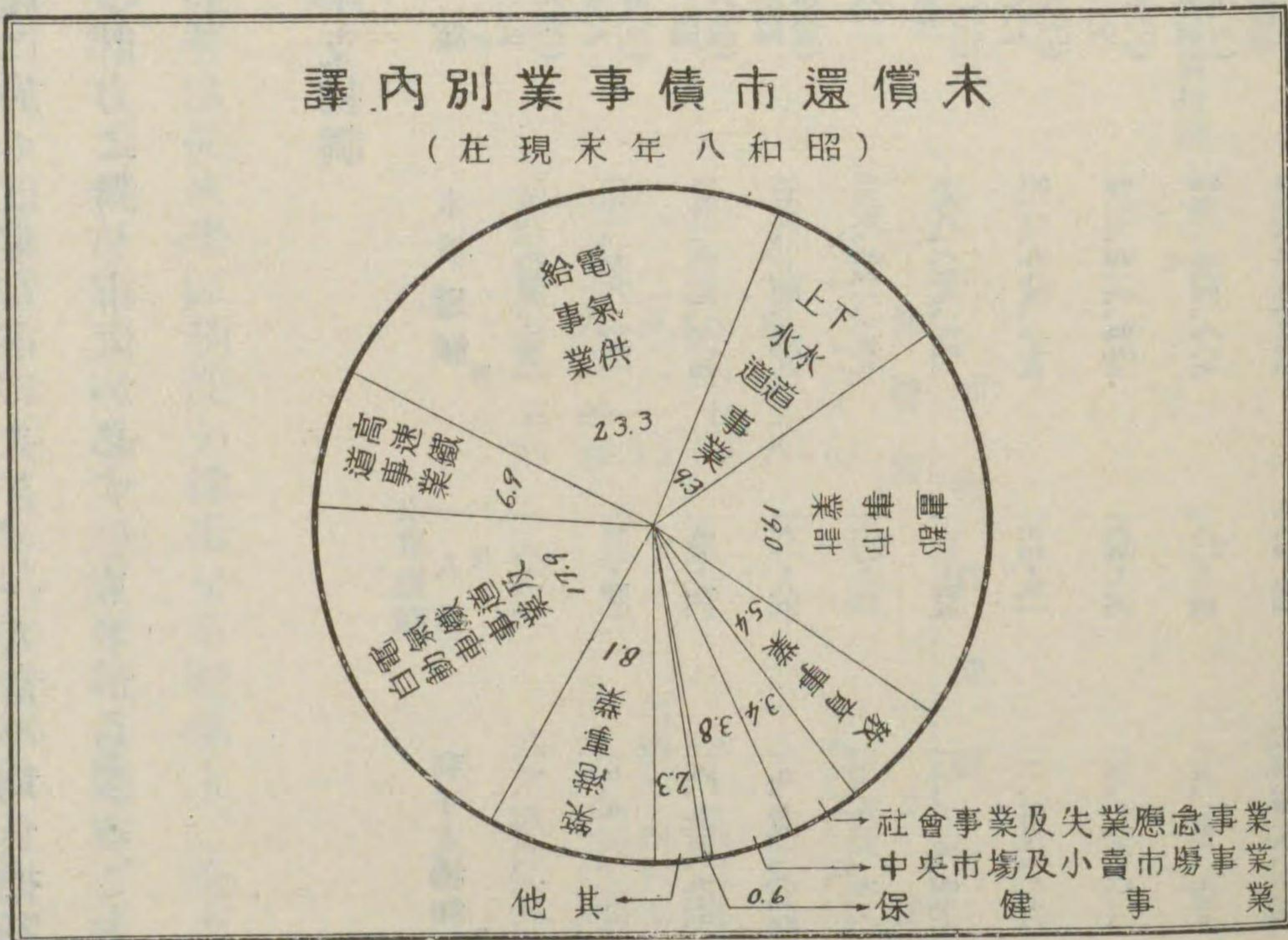
事業別市債未償還額調 (昭和九年十二月十日現在)

事業別	未償還額	事業別	未償還額
築港事業債	三七、七七七、七〇〇	土木事業債	四、七八五、八〇〇
電気鐵道事業債	六、八六〇、六〇〇	教育事業債	三、六九四、八〇〇
自動車事業債	二、四〇二、四〇〇	保健事業債	三、〇一六、四五
高速鐵道事業債	三、八六三、三〇〇	住宅事業債	五、六八、四七
電気供給事業債	一〇四、一三、一〇〇	社會事業債	一、〇五七、九〇
水道事業債	二四、七六、七二四	市場事業債	一七、七二二、七二
下水道事業債	一八、八七三、八四〇	失業應急事業債	八、四六、三〇〇
都市計畫事業債	九七、四三、九五九	其他	五、九四六、一〇〇
計	四三三、〇七、八一〇		

次に市域擴張を實施した大正十四年度以降に於ける市債の状況を見ると次表の示す如く、過去十年間に於ける起債額は八億三千九百餘萬圓償還額は五億八千七百餘萬圓、利子支拂額は二億九百餘萬圓の莫大なる額に昇つてゐる。尤も起債及び償還額中には五億圓に及ぶ借替を含んでゐるから、之を差引いた純粹の起債額は三億三千五百餘萬圓及び償還額は一億百餘萬圓となる。殊に昭和二年度及び八年度に於て巨額の低利借替を行つてゐる。

市債未償還額の一人當平均負擔額は、大正十四年度に於ては百二十八圓餘であつたが、其の後逐年遞増して昭和九年度に於ては百八十四圓餘の多きに及んだ。併し市債に就いて六大都市

譯内別業事債市還償未 (在現末年八和昭)



を比較するに、昭和八年度末現在に於て本市は債額に於ては東京市に次ぎ、一人當平均負擔額に於ては横濱市に次ぎ何れも第二位に在つて、本市の財力に對し市債が必ずしも多からざることを明にしてゐる。

起債額、償還額、未償還額及利子支拂調

年 度	起 債 額	償 還 額	未償還額	未償還額 一人當	利子支拂額
大正十四年	44,504,461	13,412,250	29,845,000	26.7	16,666,851
同 十五年	44,112,601	12,656,990	29,778,611	26.7	17,996,999
昭 和 二 年	43,367,000	20,433,359	29,778,641	26.7	18,955,977
同 三 年	42,077,700	16,811,483	35,266,217	25.9	19,755,044
同 四 年	41,951,287	13,047,144	37,622,143	26.1	20,999,900
同 五 年	36,629,448	37,622,144	39,441,099	26.1	22,355,477
同 六 年	36,655,700	30,044,654	43,995,279	26.3	22,556,066
同 七 年	30,581,000	15,322,769	47,446,455	26.6	23,096,068
同 八 年	30,581,000	47,446,455	46,364,987	26.6	23,389,759
同 九 年	37,190,000	20,348,559	41,511,570	26.4	26,481,218
計	439,334,904	577,937,740	110,716,004		

備考 一、昭和九年度は豫算額、同八年度は現計、其の他は實行額とす
二、括弧内は借替による起債及償還額を示す

六大都市市債調

名 稱	債 額	一 世 帶 當 平 均 負 擔 額	一 人 當
大 阪	478,364,987	816.880	180.243
東 京	722,712,854	614.128	131.732
京 都	38,436,635	175.770	37.429
横 濱	168,238,954	1,125.110	246.467
神 戶	73,736,424	389.145	88.106
古 屋	86,124,222	367.156	87.029

備考 昭和八年度末現在に依る

六 學 區 財 政

本市に於ける小學校、幼稚園、實業補習學校の經營は從來學區制度を採用せる關係上、全市を六十九學區に分別の上、各獨立して其の教育費を支辨して來たが、大正十年度に職員俸給、諸給與を市費支辨に移して一部之を統一し、同時に税制を改めて學區に於ては家屋税附加税のみを課

徴し得る建前とした。其の結果各學區に於ける經費は著るしく減少したが、市域擴張當時に於ては次表に示すが如く尙ほ一十萬圓以上に達してゐた。然るに、昭和二年四月一日より多年の懸案たりし六十七學區を廢止し、學制統一を完成したのであるが、東西兩區中「大區」は中等學校を經營してゐるので、今尙ほ兩區に於てのみ學區を存續せしめてゐる。

學區歲入出累計比較表

年 度	入 入	出 出
大 正 十 四 年	一四、五八二、五七〇 ^円	一〇、二〇七、二六一 ^円
同 十 五 年	二〇、一〇七、六二五	一四、五〇五、三六九
昭 和 二 年	四一六、三四三	三三七、二三一
同 三 年	四〇二、八三一	三〇七、二一八
同 四 年	四二七、五一七	二九六、六六九
同 五 年	五〇五、九三四	二九九、三一五
同 六 年	五二〇、三二〇	三九八、九一〇
同 七 年	四八五、五九七	三八八、〇八九
同 八 年	四二一、二〇七	四二一、二〇七
同 九 年	五九五、〇五五	五九五、〇五五

第五章 教 育

一 概 説

本市の第二次市域擴張に因る人口増加は必然的に學齡兒童の増加を促し、其の結果教育施設の
上にも大なる影響を及ぼし、年に少くも小學校七、八校を増加せねばならぬ趨勢にある。本市は市
域擴張後、小學校の學區は其の儘存在してゐたが、昭和二年に學區を廢止して學制の統一を爲し、
教育の機會均等を圖ると共に、又特に時勢の要求と商工都市たる本市の實情に鑑み、公民教育、
教育の實際化、體育衛生の三項目を掲げて教育上の三大強調事項とし、之が徹底を期し以て大
阪市教育の實績を擧ぐるに鋭意努めつゝある。

國民教育の基礎たる小學校教育に就いては、常に施設の擴充、教授の改善、兒童の保健衛生な
ど本市は之に最善の努力を拂つてゐるのであつて、現在市費を投じて經營する小學校は二百四十
四校である。此の他小學校類似の勤勞學校を三校設け、兒童に對し學用品及び被服を支給し、或

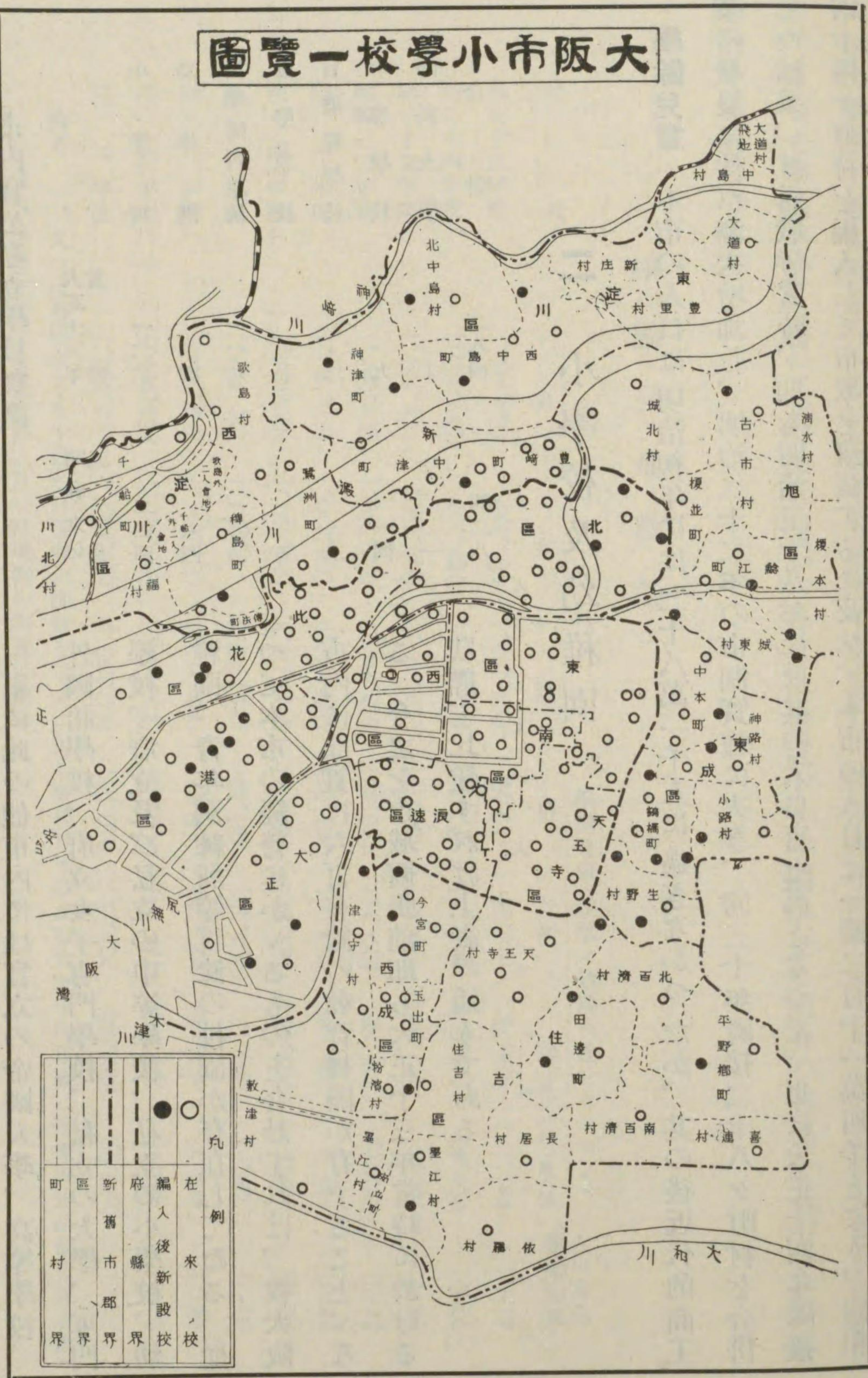
は其の生活程度によつては食事までも給與し、普通教育に併せて職業教育、徳性教育に重きを置いて教授してゐる。又本市小學校の中には開放教室、特別養護教室などの特殊教室を設け、智能薄弱兒の爲めに特別の教育を施し、或は又近郊六甲の山腹に郊外學園を設けて身體薄弱兒童を寄宿制度によつて收容し、一般の小學校に準じて教科課程を履修せしめてゐるなど、都會生活の年少兒童の保健衛生に留意してゐる。尙ほ此の他晝間小學校に通學し能はざる者の爲めに、小學校内に夜間部を設けて教育を施してゐるが、其の校數は現在七十五校である。

次に中等教育に就いては、本市が經濟上重要な地位にあるだけに特に實業教育に意を用ひ、商業學校五校と工業學校三校の他に商工學校及び高等女學校各二校と、女子職業學校二校合せて十四校を設けてゐる。

尙ほ此の他盲學校、聾啞學校各一、實業補習學校百、幼稚園六十四及び商科大學を經營してゐるので、之に百二十一の青年訓練所を合算すると本市經營の教育事業は實に五百以上に達する。

又本市は寺院、公園等の空地を利用して天幕張、又は簡單なる設備を施して附近の幼兒を收容輔導する露天保育所二ヶ所を設け、以て環境の改善誘導と幼兒の保護教養に努めてゐる。

大阪小學校一覽圖



市内官公立學校數調

學 校 種 別	大正十三年 當 時		昭 和 九 年 五 月	
	數	人	數	人
小 學 校	一三三	一〇、〇〇〇	二四四	一〇、〇〇〇
幼 稚 園	三四	一、〇〇〇	六四	一、〇〇〇
實業補習學校	一	一〇〇	一	一〇〇
勤勞學校	一	一〇〇	三	一〇〇
盲聾啞學校	二	一〇〇	二	一〇〇
中等學校	九	一、〇〇〇	一四	一、〇〇〇
商科大學	一	一〇〇	一	一〇〇
合 計	二八四	二八、〇〇〇	四二八	四二、〇〇〇

更に此の他市内には官立の帝國大學、高等學校、外國語學校、府立女子專門學校、私立の大學、專門學校、府立及び私立の中等學校、私立の小學校、幼稚園、青年訓練所等百餘の校園が存在してゐる。従つて本市の經營にかゝるものと合計すれば、我大阪市内には實に六百有餘の教育機關が存することゝなる。今之を市域擴張前即ち大正十三年當時に於ける状態と比較すれば上表の通りである。

二 小學校及幼稚園

學齡兒童 本市の人口は明治初年には二十八萬一千人に過ぎなかつたが、其の後近代的商工業の發展に伴ひ漸次増加し、明治二十二年の市制實施に次ぎ、同三十年隣接二十八ヶ町村を合併した結果、日露戰爭當時、即ち明治三十八年には其の人口百七萬となつた。更に大正十四年隣接四十四ヶ町村を編入して市域を擴張するに及び、本市の人口は一躍二百一十一萬四千となり、昭和

八年に至つて遂に推定人口二百六十五萬四千を算し、明治初年の人口に比し約十倍の多きに達した。従つて學齡兒童も著しく増加したが、今左に最近十ヶ年間に亘る兩者の關係を表示すれば次の如くである。

學 齡 兒 童 數 調

年 度	人 口		學 齡 兒 童 (就 學 / 始 期 = 達 シ タ ル モ ノ)		人 口 百 中 學 齡 兒 童
	男	女	男	女	
大正十三年度	七、七、三〇〇	六、六、一〇〇	七、五、四二一	七、〇、二二二	一〇・二七
同 十四年度	一、二、六、三、三	九、八、五、六	二、八、八、五、四	二、一、一、六	一〇・八八
同 十五年度	一、一、五、七、〇〇	一、〇、一、一、〇〇〇	二、二、八、二、一	二、三、五、二二	一〇・四〇
昭 和 二 年 度	一、一、五、〇、七〇〇	一、〇、四、一、〇〇〇	二、七、〇、八、〇〇	二、九、八、八、四	一〇・五八
同 三 年 度	一、一、四、六、二〇〇	一、〇、七、七、六〇〇	二、七、〇、七、五	二、九、七、七	一〇・五三
同 四 年 度	一、一、六、二、〇〇〇	一、一、二、三、六〇〇	二、八、三、三	二、八、六、〇八	一〇・五三
同 五 年 度	一、一、三、〇、八、三二	一、一、四、九、七、二	二、四、三、七、三	二、八、一、〇、五〇	一〇・五
同 六 年 度	一、一、三、八、四〇〇	一、一、八、一、一〇〇	二、五、五、八	二、九、〇、九	一〇・五
同 七 年 度	一、一、三、七、四〇〇	一、一、二、三、九〇〇	二、五、六、〇〇〇	二、八、九、五	一〇・八〇
同 八 年 度	一、一、四、八、九〇〇	一、一、四、二、〇〇〇	二、五、四、〇〇〇	二、七、〇、七	一〇・六九

備考 一、人口は各年度とも十月一日現在の推計を示す(但し昭和五年度及び大正十四年度は國勢調査に依る現在數)
二、學齡兒童は各年度共三月一日現在の調査に依る

即ち右計數に依れば、第二次市域擴張により人口に於て一躍六十八萬人を、學齡兒童に於て八萬四千を増加し、其の後平均一ヶ年間に人口に於て約七萬、學齡兒童に於て一萬二千人の増加を示してゐる。之を舊市域と新市域に就いて見る時は左表の如く、舊市域に於ては其の増加率は平均一%五五であつて、稍々飽和の状態なるに反し、新市域に於ては五%九七であつて、其の増加の著しきこと驚くべきものがあり、學齡兒童に就いても亦同様の傾向を見出すのである。

人	大正十四年		昭和八年		大正十四年		昭和八年	
	舊市	新市	舊市	新市	舊市	新市	舊市	新市
人口	一、三三一、九八四	七八二、八二〇	一、四九七、五〇〇	一、一五六、五〇〇	一四五、五二三	一四二、〇三六	一七一、二六〇	一四二、〇三六
學齡兒童	一、三三一、九八四	七八二、八二〇	一、四九七、五〇〇	一、一五六、五〇〇	一四五、五二三	一四二、〇三六	一七一、二六〇	一四二、〇三六
一ヶ年平均増加率	一%五五	五%九七	一%五五	五%九七	一%五五	五%九七	一%五五	五%九七

之を要するに、本市は市域擴張により人口の激増を來たし、加之人口の都市集中の結果は學齡兒童の増加となり、爲めに學校設備に大なる不足を來し、而も其の傾向は新市域に於て最も甚しかつた。そこで市は斯かる實情に鑑み、昭和二年學區廢止を實施して負擔の均衡を圖ると共に、教育の機會均等を期し、特に時勢の要求と本市の實際に適合せる公民教育、教育の實際化、體育衛生の徹底を目的とし、之が實績を擧ぐることに鋭意努力してゐる。

昭和八年三月一日調査に依る本市學齡兒童數の行政區劃、就學不就學の割合は左表の通りであ

る。就學兒童數は大正十三年の十四萬三千二百二十九名が、大正十四年の市域擴張によつて二十二萬六千五百十四名に増加し、更に昭和八年には三十三萬六千八百八十八名に増加した。學齡兒童の就學歩合は大正十三年に九八%四二大正十四年には九八%四七であつたが、昭和八年には九九%一三となり、新市域擴張後も尙ほ不就學兒童の割合の減少したのは悦ぶべき現象である。

大阪市内學齡兒童調 (昭和九年三月一日現在)

區名	就學中ノ兒童 義務修了兒童				不 就 學				總 計				就學歩合		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	平均
北區	二八六三	二四六六	一九九四	一七六三	三三八五	三三六九	二七二五	二〇五	二九	一三、六六	一三、七三	二七、三三	九、九三	九、九三	九、九三
此花區	一一五六	一〇六六	一九六	一八〇六	一三、四八二	一三、四八二	二五、九三	一五	二	一三、四九七	一三、四八四	二五、九六	九、九三	九、九三	九、九三
東區	七、七六九	七、一六	一、三三二	一、二八三	九、一一	八、四五一	一七、五三	六	六	一、二七	九、一七	一七、六九	九、九三	九、九三	九、九三
西區	五、五五	五、二六	九七	九四	六、五二	六、〇三	二、七五	五	四	一、〇五	六、五八	六、五三	九、九三	九、九三	九、九三
港區	一、五四三	一、五四三	二、五二	二、三〇〇	一、八〇三	一、七、四三	三、五三	八	七	一、六三	一、八〇七	一、七、四三	九、九三	九、九三	九、九三
大正區	六、二四	六、〇〇	八六	八〇	七、一一	六、八八	一三、九〇	五	四	七、六六	六、八八	一四、〇四	九、九三	九、九三	九、九三
天王寺區	六、四二〇	五、九八	一、五八	一、三三七	七、九〇	七、三六	一五、七四	八	七	一、六〇	八、〇四	一五、四三	九、九三	九、九三	九、九三
南區	五、三三	五、八〇	八九	八七	六、二〇	六、〇五	一、二、六一	五	四	一、〇七	六、一六	一、二、五九	九、九三	九、九三	九、九三
浪速區	七、五五	七、五六	一、七四	一、三〇	八、七九	八、四六	一七、七五	一三	一四	一、七六	八、九三	一七、五三	九、九三	九、九三	九、九三

區名	就學中ノ兒童 義務修了兒童		合 計		不 就 學		總 計		就學歩合			
	男	女	男	女	男	女	男	女				
西淀川區	九五九〇	八九〇五	一七、七六六	二一、七三三	二〇、六七八	三、〇五四	八九	九一	二、四六五	一〇、七六九	三三、三四九	三九、五九九
東淀川區	一一、八〇四	一一、五三三	一六、四八九	一三、四四八	二六、〇八二	二、〇八八	七	七	二、五三五	二、七二二	二六、二七九	九九、四九四
東成區	一四、五七〇	一三、〇八四	二八、〇九	一六、五九六	四四、九三三	三、四八九	二〇	一七	一、五七〇	一、五〇七	三、八六九	九九、八八二
旭 區	八、四二二	七、八八七	一四、〇〇	九、八四三	一八、九四九	六〇	七五	一三五	九九〇	九、八八二	一九、〇八九	九九、八九二
住吉區	一四、〇四七	一三、四三三	二七、四九	一七、六九六	四四、一八三	一三三	二四	二七	一、七八九	一、六六一	四、四六〇	九九、三九九
西成區	九、五四五	九、一七五	一八、七三〇	一〇、六八三	二〇、九三三	二九四	二七	五六	一、〇七七	一、〇五五	二、一三二	九九、七三七
合 計	四、五七二	三、七三三	五、〇〇三	三、一〇九	六、一〇四	三、〇八一	一、四七二	一、九〇六	一、〇三三	一、〇三三	九、九七九	九九、三九九

大正十三年度 五三、二五一 四九、九五二、二五〇 一八、九七三 七、四三〇 一 六、八九八 一四、三九二、一〇一、八四三 二、九四 七、五四二 七〇、二二一 四、五三三 六、五九三 九、八四三

小學校及兒童 國民の基礎教育たる小學校教育に就いては、本市は常に施設の擴充、教授の改善等に意を用ひ、現在に於ては左表に示す如く兒童數三十二萬七千四百六十九名、學校數二百四十四校の經營に當つてゐるが、之を大正十三年の兒童數十三萬六千八百九十三名、學校數二百二十三校に比較すれば、校數に於て約二倍、兒童數に於て二倍半と云ふ驚くべき増加を示してゐる。

小學校及兒童數調 (昭和九年五月一日現在)

區名	校 數		尋 常 科 兒 童		高 等 科 童		合 數	
	尋常	高等	男	女	男	女	男	女
北 區	九	〇	一、九二二	二、〇九二	一、七〇一	一、二五五	二、九六六	二、四一四
此花區	七	九	一、七二二	一、〇八九	一、八五五	一、三三〇	三、八八五	二、一五九
東 區	一〇	七	一、八二八	七、七九六	八〇四	六二八	一、四三三	九、〇五三
西 區	一	〇	一、五四五	五、三八九	一、〇八四	四四八	一、二八五	六、二五二
港 區	一六	六	一、六〇七	一、五七三	一、七四五	一、三三〇	三、〇八五	一、七八二
大正區	五	六	一、六六九	六、三七八	一、三〇七	六六二	一、六三九	七、〇四〇
天王寺區	六	六	一、六三四	六、三九	一、八八	七〇九	一、五二七	七、四四八
南 區	一	一	一、三三九	五、三五五	四七〇	三九六	八六六	五、八五九
浪速區	八	七	一、七二〇	七、四七九	九〇七	五三三	一、四四〇	八、六六七
西淀川區	三	三	一、九〇三	九、四四九	一、四三三	九四一	二、七三二	一、三三四
東淀川區	三	八	一、二七六	一、七四四	一、七一一	一、〇五七	二、七六八	一、三、九八七
東成區	一	一	一、五二〇	一、四〇五	一、八四五	九七六	二、八二二	一、七、〇五三
旭 區	九	四	一、八九六	八、四七五	一、七七一	七九六	二、一〇七	一〇、二〇七
住吉區	二	三	一、三三九	一、三七九	一、四二八	九七一	二、三九九	一、五、七八七
西成區	一	五	一、〇三三	九、七六三	一、二二四	八四五	一、九六九	一、一、三四五
合 計	三、七	一〇〇	三、四一〇	一、四、〇五八	三、五八六	一、八、九六四	三、八一一	一、七、〇四四

大正十三年度 四九 六九 五 二二三 六、三三八 五九、三九九 二二〇、五七七 九、七七七 六、五七九 一六、三〇六 七〇、九五五 六五、九三八 一三六、八九三

學級及教員 本市小學校の學級數及び一學級當り平均兒童數は左表の通りであつて、今大正十三年に於ける一學級當り平均兒童と現在とを比較する時は、尋常科に於て二・四九人、高等科に於て七・六二人の増加を示してゐるが、學級編制上差したる支障はない。

學級及教員數調 (昭和九年五月一日現在)

區名	尋常科		特別科	高等科	平均兒童數		教員數	
	普通	二部			尋常科	高等科	男	女
北區	四八	四〇	一	五九	五・六四	五・二六	四〇九人	一四五人
此花區	三九	一四	一	四二	五・四〇	四九・〇〇	三六三	一五八
東區	三三	一	四	三六	五・七七	五・〇四	二九七	八七
西區	二二	一	一	二四	五・四九	四・四五	三三三	五九
港區	四八	九	一	五七	五・二〇	五・三二	四四三	二〇三
大正區	三九	三	一	二四	五・一〇	五・三三	二〇六	六八
天王寺區	二七	一	一	二六	五・三三	五・四五	二〇〇	七四
南區	二五	一	一	二六	四・八八	四・二二	二〇八	六〇
浪速區	二五	四	二	二九	五・三三	四・六六	二五四	一〇二
西淀川區	三〇	三	一	三〇	五・三六	四・七四	二九〇	二六
東淀川區	三七	三	一	四〇	五・九一	五・五五	三七七	一五
合 計	四、九三五	四〇	九	五、四八四	五・九一	五・八一	四、六〇一	一、八四八
大正十三年度	二、一六	一四	一三	二、三四五	三・九	二、七二四	五、四三	四、二九
大正十三年	八八・四七	二六	一	五四	五・〇八	五・三三	三九〇	一七九
同 十四年	九〇・一六	二四	一	三四	五・三三	五・〇三	二四四	一一〇
昭和 九年	九〇・九一	三	一	三六	五・六四	五・一五	四三三	一七〇
計	二、一六	四〇	九	五、四八四	五・九一	五・八一	四、六〇一	一、八四八

次に教員數に就いて見るに、其の増加の割合は必ずしも學級數の増加に伴はないが、正教員、専科教員、准教員、代用教員の比率は左表の如くであつて、専科教員數に於て減じ、正教員に於て増加しつゝある。

年 次	正教員	専科教員	准教員	代用教員	計
大正十三年	八八・四七	二六	一	五四	一〇〇・〇〇
同 十四年	九〇・一六	二四	一	三四	一〇〇・〇〇
昭和 九年	九〇・九一	三	一	三六	一〇〇・〇〇

二部教授 本市の二部教授は、學童増加に伴ふ設備不足の爲め已むなく行ふものと、校舍増改築工事中一時的に之を實施してゐるものとあり、其の内容は左表の通りであるが、現に施行中に係る工事の進捗により漸次二部教授は緩和せられつゝある。

二部教授現況調 (昭和九年五月一日現在)

區名	校數	一學年		二學年		三學年		四學年		五學年		六學年		學級 計	兒童 計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
北區	三	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇
此花區	二	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇
東區	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇
西區	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇
港區	一〇	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇
大正區	一	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	六	三	一〇	一〇
天王寺區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇
南區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇
浪速區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇
西淀川區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇
東淀川區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇
東成區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇
合 計	五	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二
大正十三年度	一六	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	一〇一	五二

夜間教授 晝間小學校に通學することの出来ない兒童の爲めに、本市は特に七十五校に對し夜間部を開設し、現に四千七百十二名の兒童を收容し、日々指導に努めてゐるが其の現狀は次の通りである。

夜間教授現況調 (昭和九年五月一日現在)

區名	校數	一學年		二學年		三學年		四學年		五學年		六學年		合 計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
北區	九	二六	一七	二七	一八	二八	一九	二九	二〇	三〇	二一	三一	二二	一〇九
此花區	七	一〇	七	一〇	七	一〇	七	一〇	七	一〇	七	一〇	七	六九
東區	四	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	三六
西區	四	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	三六
港區	八	九	七	八	六	九	七	一〇	八	一〇	八	一〇	八	六八
大正區	四	五	三	四	二	五	三	四	二	五	三	四	二	三六
天王寺區	四	六	三	四	二	五	三	四	二	五	三	四	二	三六
南區	五	六	三	五	二	六	三	七	四	八	五	六	四	三九
浪速區	五	六	三	五	二	六	三	七	四	八	五	六	四	三九
西淀川區	九	八	五	九	六	一〇	七	一一	八	一二	九	一三	一〇	五二
東淀川區	三	四	二	三	一	四	二	五	三	六	四	五	三	二五
東成區	四	八	四	六	三	八	四	一〇	六	一二	七	一四	八	四二
合 計	五	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一	五二	一〇一